岡山県地域防災計画
（素案）

（風水害等対策編）

令 和 ９ 年　　月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画（風水害等対策編）　目次

第１章　総　則
　第１節　総　則
　　第１項　計画の目的及び基本理念 …… 1
　　第２項　計画の構成 …… 1
　　第３項　災害の想定 …… 2
　　第４項　用語の意義 …… 2
　第２節　防災会議 …… 5
　第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
　　第１項　実施責任 …… 6
　　第２項　処理すべき事務又は業務の大綱 …… 7
　第４節　岡山県の概要
　　第１項　自然的条件 …… 20
　　第２項　社会的条件等 …… 24

第２章　災害予防計画
　第１節　防災業務施設・設備等の整備
　　第１項　気象等観測施設・設備等 …… 26
　　第２項　消防施設･設備･体制等 …… 26
　　第３項　通信施設・設備等 …… 26
　　第４項　水防施設・設備等 …… 28
　　第５項　救助施設・設備等 …… 28
　　第６項　医療救護用資機材等 …… 29
　　第７項　その他の施設・設備等 …… 30
　第２節　防災業務体制の整備
　　第１項　職員の体制 …… 31
　　第２項　情報収集・連絡体制 …… 31
　　第３項　防災関係機関相互の連携体制 …… 32
　　第４項　業務継続体制の確保 …… 37
　第３節　自然災害予防対策
　　第１項　治山対策 …… 39
　　第２項　造林対策 …… 41
　　第３項　土砂災害防止対策 …… 42
　　第４項　河川防災対策 …… 46
　　第５項　雨水出水対策 …… 49
　　第６項　海岸防災対策 …… 51
　　第７項　ため池等農地防災対策 …… 53

第８項　都市防災対策 …… 55
第９項　地盤沈下対策 …… 58
第10項　文教対策 …… 59
第11項　文化財保護対策 …… 61
第12項　危険地域からの移転対策 …… 62
第４節　事故災害予防対策
第１項　道路災害予防対策 …… 63
第２項　鉄道災害予防対策 …… 65
第３項　海上災害予防対策 …… 67
第４項　大規模な火災予防対策 …… 70
第５項　林野火災の防止対策 …… 72
第６項　高層建築物・地下街等の保安対策 …… 76
第７項　危険物等保安対策 …… 78
第８項　高圧ガス保安対策 …… 80
第９項　火薬類保安対策 …… 82
第10項　有害ガス等災害予防対策 …… 84
第11項　爆発・火災等労働災害予防対策 …… 85
第５節　複合災害対策 …… 86
第６節　防災活動の環境整備
第１項　防災訓練 …… 87
第２項　防災知識の普及 …… 91
第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化 …… 98
第４項　企業防災の促進 …… 100
第５項　住民及び事業者の地区内の防災活動の推進 …… 102
第６項　災害教訓の伝承 …… 103
第７節　要配慮者等の安全確保計画 …… 104
第８節　防災対策の整備・推進
第１項　防災に関する調査研究及び研究開発の推進 …… 110
第２項　緊急物資等の確保計画 …… 111
第３項　公共用地等の有効活用 …… 112
第４項　被災者等への的確な情報伝達活動 …… 112
第５項　災害救助基金等の整備 …… 113

第３章　災害応急対策計画
第１節　防災組織・防災体制 …… 114
第２節　防災活動
第１項　予報及び警報等 …… 117
第２項　通信連絡 …… 126
第３項　情報の収集・伝達 …… 131
第３節　災害広報及び報道 …… 184

第４節　罹災者の救助保護
第１項　災害救助法の適用・運用 …… 187
第２項　避難の指示等及び避難所の設置 …… 191
第３項　救　助 …… 207
第４項　食料の供給 …… 209
第５項　飲料水の供給 …… 212
第６項　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 …… 213
第７項　医療・助産 …… 215
第８項　遺体の捜索・検視・処理・埋火葬 …… 218
第９項　福祉･防疫･保健衛生 …… 220
第10項　廃棄物処理等 …… 223
第11項　住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 …… 226
第12項　文教災害対策 …… 229
第５節　社会秩序の維持 …… 232
第６節　交通規制 …… 233
第７節　輸　送 …… 235
第８節　電気・通信サービス・ガス・水道の供給 …… 238
第９節　防災営農 …… 242
第10節　水　防 …… 245
第11節　流木の防止 …… 248
第12節　雪害対策 …… 250
第13節　事故災害応急対策
第１項　道路災害対策 …… 252
第２項　鉄道災害対策 …… 254
第３項　海上災害対策 …… 256
第４項　航空機事故災害対策 …… 265
第５項　大規模な火災対策 …… 270
第６項　林野火災対策 …… 272
第７項　地下街等におけるガス災害対策 …… 276
第８項　危険物等災害対策 …… 279
第９項　高圧ガス災害対策 …… 282
第10項　火薬類災害対策 …… 285
第11項　有害ガス等災害対策 …… 288
第14節　集団事故災害対策 …… 289
第15節　自衛隊の災害派遣 …… 291
第16節　広域応援・雇用 …… 298
第17節　ボランティアの受入れ、活動支援計画 …… 303
第18節　義援金の募集・受付・配分 …… 306

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 …… 307
第２節　被災者等の生活再建等の支援 …… 308
第３節　被災中小企業の復興の支援 …… 310
第４節　公共施設等災害復旧事業 …… 311
第５節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 …… 312
第６節　災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 …… 314
第７節　復旧・復興推進本部 …… 316

第１章　総　則

第１節　総　則

第１項　計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行うものとする。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市町村並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画において、それぞれの機関が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。併せて、国及び県並びに市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

また、溢水（いっすい）、湛水（たんすい）等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスク情報の提供に努める。

第２項　計画の構成

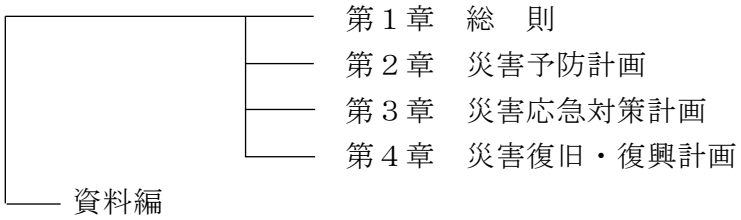
岡山県地域防災計画は、「風水害等対策編」「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「岡山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第２条第１項に定める災

害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧・復興」の３本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

［岡山県地域防災計画（風水害等対策編）］



第３項　災害の想定

本計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

（１）暴風等による災害
（２）大雨等による災害
（３）高潮による災害
（４）上記（１）～（３）のほか異常気象による災害
（５）大規模な火災
（６）危険物の爆発等による災害
（７）可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
（８）有害ガスの漏えい・拡散等による災害
（９）道路構造物の被災等による道路災害
(10) 鉄道における災害
(11) 航空機事故による災害
(12) 海上における災害
(13) その他の特殊災害

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：201～205）

第４項　用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）県本部

岡山県災害対策本部をいう。

（２）県地方本部

岡山県地方災害対策本部をいう。

（３）県現地本部

岡山県現地災害対策本部をいう。

（４）市町村本部

市町村災害対策本部をいう。

（５）県防災計画

岡山県地域防災計画をいう。

（６）市町村防災計画

市町村地域防災計画をいう。

（７）県本部長

岡山県災害対策本部長をいう。

（８）県地方本部長

岡山県地方災害対策本部長をいう。

（９）県現地本部長

岡山県現地災害対策本部長をいう。

(10) 市町村本部長

市町村災害対策本部長をいう。

(11) 防災関係機関

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

(12) 県水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第７条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。

(13) 県水防本部

県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。

(14) 県水防本部長

県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。

(15) 県警察

岡山県警察をいう。

(16) 避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。

(17) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。

(18) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

(19) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(20) 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(21) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

第２節　防災会議

１　県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づく県の附属機関として設置され、県地域防災計画の作成及びその実施の推進、また、県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する県知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整等を行う。

２　市町村防災会議

市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村の業務を中心に、当該市町村区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町村の附属機関として設置され、市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進、また、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項等を審議する。

３　市町村地域防災計画等の作成又は修正

（１）市町村地域防災計画

市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市町村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市町村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

（２）地区防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　実施責任

１　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理の必要や、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

２　市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２項　処理すべき事務又は業務の大綱

１　県

（１）防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
（２）災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
（３）災害情報の収集及び伝達を行う。
（４）災害広報を行う。
（５）市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
（６）災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
（７）災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
（８）水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
（９）災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
(11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
(12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
(13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
(14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
(15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
(17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
(18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
(20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
(21) 指定行政機関に災害応急対策等のため、職員の派遣要請を行う。
(22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
(23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
(24) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
(25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。
(26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
(27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
(28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
(29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
(30) 災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関することを行う。特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理並びに災害廃棄物処理に関する指

導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。

２　県警察

（１）災害警備実施計画に関する業務を行う。
（２）災害警備用装備資機材の整備を行う。
（３）災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
（４）救出救助及び避難誘導を行う。
（５）行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
（６）交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
（７）犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
（８）関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

３　市町村

（１）防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
（２）自主防災組織の育成を行う。
（３）災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
（４）災害情報の収集及び伝達を行う。
（５）災害広報を行う。
（６）緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
（７）被災者の救助を行う。
（８）被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
（９）県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。
(10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
(11) 被害の調査及び報告を行う。
(12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(13) 水防活動及び消防活動を行う。
(14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
(15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
(17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
(18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
(20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(21) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
(23) 救助実施市である岡山市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

4　指定地方行政機関（注）（　）内は、県内に所在する主な下部機関。

［中国四国管区警察局］

（１）管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
（２）他管区警察局との連携に関する業務を行う。
（３）関係機関との協力に関する業務を行う。
（４）情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
（５）警察通信の運用に関する業務を行う。

［中国財務局（岡山財務事務所）］

（１）災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
（２）地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には､必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
　また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
（３）防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
（４）災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

［中国四国厚生局］

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

［中国四国農政局］

（１）農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
（２）農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
（３）被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
（４）被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
（５）農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
（６）直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
（７）地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
（８）被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
（９）災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

［近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）］

（１）国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
（２）国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
（３）国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
（４）応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
（５）知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]
（１）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
（２）電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
（３）被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
（４）中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]
（１）所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
（２）火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
（３）鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）]
（１）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
（２）海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
（３）港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
（４）特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
（５）海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
（６）船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
（７）危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
（８）鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
（９）陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動

車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。

(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

（１）管理する航空保安施設等の管理運用を行う。

（２）航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。

（３）航空情報に関する業務を行う。

（４）障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。

（５）航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。

（６）岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の情報収集等に関する業務を行う。

なお、岡山空港及び岡南飛行場並びにこれらの周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

[第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）]

（１）警報等の伝達及び情報の収集を行う。

（２）海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。

（３）海難の発生その他事情により、必要に応じて、船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。

（４）航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。

（５）緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。

（６）災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。

（７）大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。

（８）危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止を命じる。

[大阪管区気象台（岡山地方気象台）]

（１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。

（２）大雨、暴風、土砂災害、高潮、波浪、河川氾濫の警報・注意報等並びに台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。

（３）気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

（４）航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。

（５）気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。

（６）国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。

（７）県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識

の普及啓発活動に努める。
（８）市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
（９）知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

［中国総合通信局］
（１）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
（２）電波の監理及び電気通信の確保を行う。
（３）災害時における非常通信の運用監督を行う。
（４）非常通信協議会の指導育成を行う。
（５）災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

［岡山労働局］
（１）労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
（２）二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
（３）作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
（４）災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
（５）被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
（６）被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
（７）労働災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導を行う。

［中国地方整備局］
（岡山河川事務所、岡山国道事務所）
（１）気象、水象について観測する。
（２）吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
（３）「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
（４）「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
（５）一般国道２号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理

及び道路情報の伝達を行う。

（宇野港湾事務所）

（１）港湾施設の整備と防災管理を行う。

（２）港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。

（３）海上の流出油等に対する防除措置を行う。

（４）港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

（共通）

（１）緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

［中国四国防衛局］

（１）米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。

（２）災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

［中国四国環境局］

（１）廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集及び伝達を行う。

（２）家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。

（３）災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

［中国地方測量部］

（１）災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。

（２）防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。

（３）災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

［中国四国管区行政評価局（岡山行政監視行政相談センター）］

（１）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

（２）被災者への生活支援情報の提供を行う。

（３）専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する。

５　自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

（１）被害状況の把握を行う。

（２）避難の援助を行う。

（３）遭難者等の捜索救助を行う。

（４）水防活動を行う。

（５）消防活動を行う。
（６）道路又は水路の応急啓開を行う。
（７）応急医療・救護・防疫を行う。
（８）人員及び物資の緊急輸送を行う。
（９）給食及び給水を行う。
（10）入浴支援を行う。
（11）救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
（12）危険物の保安及び除去を行う。
（13）その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

６　指定公共機関

［日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）］

（１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
（４）被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

［日本銀行（岡山支店）］

（１）通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

（２）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

（３）金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

（４）金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ、関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜（べんぎ）払戻しの取扱いを行うこと。
イ　被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。
ウ　被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

（５）各種金融措置に関する広報

上記（３）及び（４）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

（６）（１）から（５）までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

[西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）]

（１）線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。

（２）災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

（３）死傷者の救護及び処置を行う。

（４）対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[ＮＴＴ西日本株式会社（岡山支店）]

（１）災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

（２）防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

（３）防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

（４）発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

（５）災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

（６）気象等の警報を市町村へ連絡する。

[株式会社ＮＴＴドコモ（岡山支店）、ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社]

（１）災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

（２）防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。

（３）防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

（４）発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

（１）必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。

（２）緊急救護に適する救助物資（毛布･緊急セット（日用品等））を備蓄し､災害時に被災者に対し、給付する。

（３）赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。

（４）輸血用血液製剤の確保・供給を行う。

（５）義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

（１）気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。

（２）防災知識の普及に関する報道を行う。

（３）緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。

（４）義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社]

（１）電力施設の防災対策及び防災管理を行う。

（２）災害時における電力の供給確保を行う。

（３）被災施設の応急対策及び応急復旧を行う。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

（１）災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。

（２）災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（坂出管理センター）]

（１）災害防止に関することを行う。

（２）交通規制、被災点検、応急復旧工事等を行う。

（３）災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供を行う。

（４）災害復旧工事の施工を行う。

[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

７　指定地方公共機関

[各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[各ガス事業会社（岡山ガス株式会社）]

（１）ガス施設の災害予防措置を講じる。

（２）発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。

（３）電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

（１）緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。

（２）災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。

（３）物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。

（４）災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

（１）医療及び助産活動に協力する。
（２）防疫その他保健衛生活動に協力する。
（３）災害時における医療救護活動を実施する。
（４）日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※　日本医師会の編成する災害医療チーム
　日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ（ジェイマット））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県ＬＰガス協会]

（１）ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
（２）災害時におけるＬＰガス供給の確保を図る。

[智頭急行株式会社]

（１）旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
（２）災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
（３）災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
（４）県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[一般社団法人岡山県建設業協会]

災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関すること。

[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]

（１）被災地域において災害ボランティアセンターの支援を行う。
（２）岡山県災害派遣福祉チーム（岡山ＤＷＡＴ）の派遣を行う。
（３）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付けを行う。

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

［水防管理団体］

（１）水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。

（２）水防計画の作成及びその実施を推進する。

［水道事業者］

（１）災害時における飲料水等の緊急補給を行う。

（２）被災水道の迅速な応急復旧を図る。

［農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）］

被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。

［文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）］

被災者の応急救助活動及び義援金の募集等について協力する。

［危険物施設の管理者］

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

［アマチュア無線の団体］

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

［災害拠点病院］

（１）災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。

（２）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。

（３）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。

（４）地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ（ディーマット））

災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

［災害時精神科医療中核病院］

（１）災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。

（２）医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。

（３）被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。

（４）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の受入れ・派遣を行う。

※　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

［その他重要な施設の管理者］

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12523）

第４節　岡山県の概要

第１項　自然的条件

１　位置及び面積

岡山県は中国地方の東部に位置し、山陽道のほぼ中央にあたり、東は兵庫県、西は広島県、北は中国山地で鳥取県と接し、南は瀬戸内海の一部である備讃瀬戸を隔てて香川県と接している。

県土の面積は、7,114.44㎢で、国土面積の1.9％を占めている。

［岡山県の位置」

方　　位	地　　名	経　度　・　緯　度
東　　端	美作市後山	東経　134 度 24 分
西　　端	新見市神郷油野	東経　133 度 16 分
南　　端	笠岡市六島	北緯　 34 度 17 分
北　　端	苫田郡鏡野町上斎原	北緯　 35 度 21 分

２　地　勢

北部県境は、陰陽の分水嶺である中国山地が東西に走って岡山県の屋根を作り、海抜1,200ｍを超える後山、那岐山、三国山及び上蒜山がそびえ立っている。この山地を南下して津山から新見を東西に結ぶ盆地が形成され、再び隆起して中部高原を形成し、無数の渓谷丘陵を織りなし、緩く南に傾斜して岡山平野を展開しつつ瀬戸内海に至っている。

また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川は、いずれも北部山間地帯にその源を発し、多くの支流を集めながら南流して瀬戸内海に注いでいる。

海岸線は曲折して、その総延長は約537k 余に及び、大小の島々が点在して瀬戸内海の多島美を作っている。

県土の地形区分は、山地69.3％、丘陵地16.9％、山麓・台地2.1％、低地11.7％となっており、その概要は次のとおりである。

（１）地形の概要

岡山県の地形は、北の中国山地から南の瀬戸内海まで階段状に低くなっており、５つの地域に大別される。

ア　中国脊梁山地

高度900～1,300ｍの山頂が東西に連なる中起伏・小起伏の山地で、早壮年期的な地形を示している。主なものとして、備北山地、蒜山山地、那岐山山地、後山山地

がある。

イ　吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300～600ｍの山陵が連なる台地上の山地で、西部でよく発達し、東部ではその特徴が薄れている。

吉備高原は隆起準平原と呼ばれ、幼年期の地形を示している。

この山地の西部石灰岩地域は、阿哲台、上房台と呼ばれ、石灰岩地帯特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と中国脊梁（せきりょう）山地との間には、津山、新見などの盆地が東西に連なっている。

ウ　瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300ｍ内外の小起伏山地と200ｍ以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地形となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

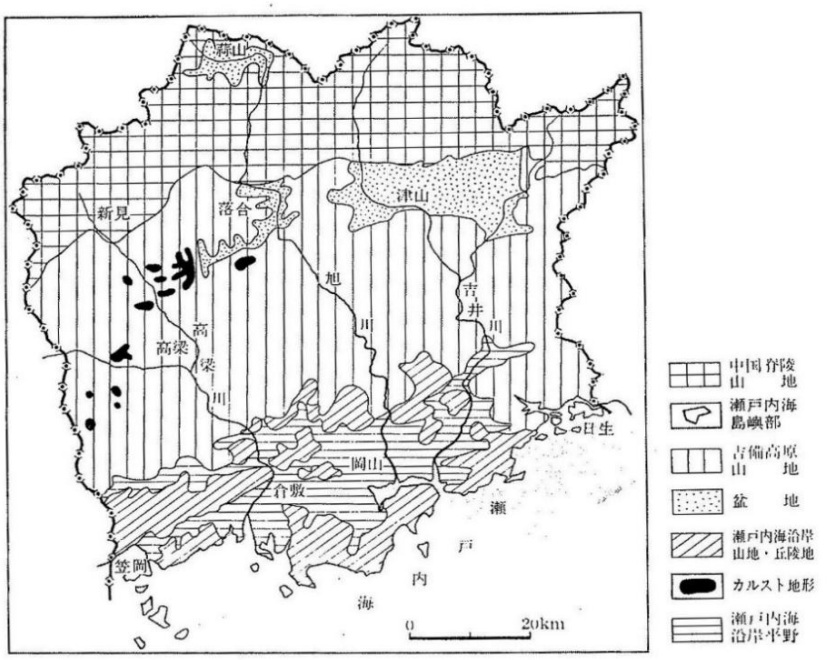
エ　瀬戸内海沿岸平野

吉井川、旭川、高梁川の三大河川の沖積作用によって形成されたもので、岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

オ　瀬戸内海島しょ部

海岸山地や丘陵地の一部が沈んでできたもので、特に、片上湾から日生諸島にかけては顕著な沈水地形を示している。島しょ部は、笠岡諸島、牛窓諸島、日生諸島がある。

［岡山県の地形地域区分］



（２）地質の概要

岡山県の地質構造は、古生代、中生代、新生代の約3.5億年を経て形成されたものであり、全体の基盤を構成しているものは、古生層の粘板岩、石灰岩、砂岩、チャート、輝緑凝灰岩等である。中生層には花崗岩類、流紋岩、安山岩等の火山岩類の他に三畳紀層、ジュラ紀層、白亜紀層等が分布している。新生層は洪積層、沖積層、第三紀層等が分布している。

ア　中国脊梁山地

中生代の花崗岩、火山岩類を主として中央部に結晶片岩、非石灰岩があり、洪積層、超塩基性岩が点在し、北西部にはジュラ紀層がみられる。

イ　吉備高原山地

北部は、結晶片岩、非石灰岩が中生代の火山岩類を取り囲んであり、西部と南東部には、火山岩類が、中央には花崗岩と非石灰岩がみられ、その他に第三紀層、斑れい岩が東部に、石灰岩、白亜紀層が西部に点在し、玄武岩が西北部のカルスト地形の中にみられる。

ウ　瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

大部分が花崗岩類で占められ、他に洪積層、火山岩類、非石灰岩類が点在する。

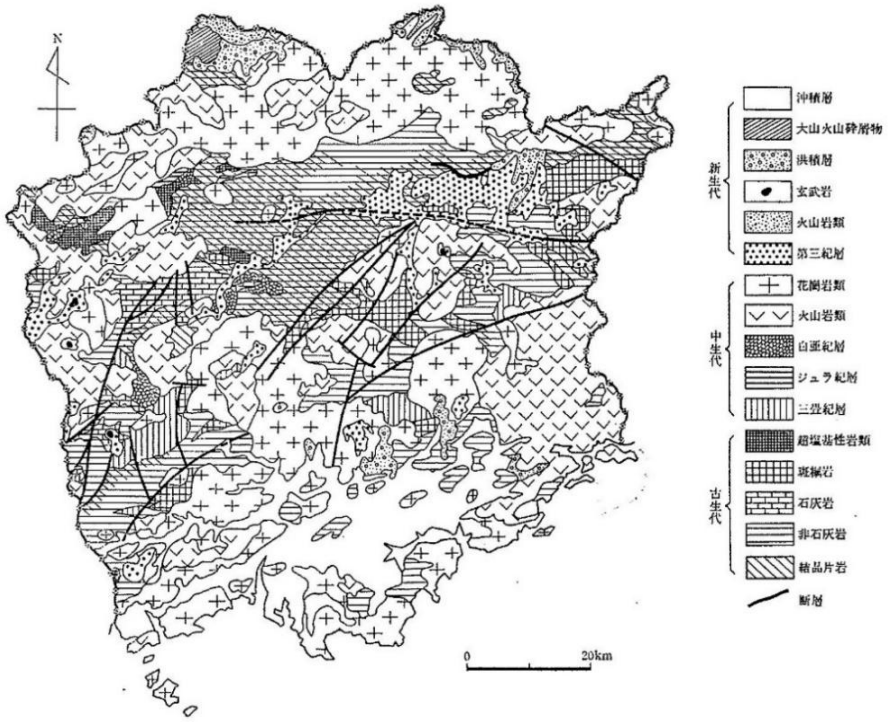
エ　瀬戸内海沿岸平野

大部分が沖積層からなっている。

オ　瀬戸内海島しょ部

日生諸島は火山岩類であるが、他の島々は花崗岩類からなっている。

［岡山県の地質図］



（３）河川の概要

岡山県には、東から吉井川、旭川、高梁川の三大水系があり、その流域面積は、いずれも2,000㎢前後であり、これら三大河川の流域面積を合わせると県全体の面積の約83％を占めており、一、二級水系522河川が県内を網の目のように流下している。

また、三大河川は、水源を北部の中国山地に発し、上流部盆地を経て、県中部丘陵地帯の狭小な渓谷を蛇行し、南部平野を緩勾配（かんこうばい）で貫流し、瀬戸内海に注いでいる。

ア　吉井川

岡山県の東部を流れ、延長約133㎞（支派川を含む1,060.8㎞）、流域面積2,110㎢で源は鳥取県境の苫田郡鏡野町上斎原三国山（標高1,252ｍ）に発し、加茂川、吉野川等214の支派川を合わせ津山市、久米郡、赤磐市、和気郡、瀬戸内市等を経て、岡山市東区西大寺から児島湾へ注いでいる。

イ　旭　川

岡山県の中央部を流れ、延長約142㎞（支派川を含む825.3㎞）、流域面積1,810㎢で、源は鳥取県境の真庭市蒜山朝鍋鷲ケ山（標高1,081ｍ）に発し、新庄川、備中川、宇甘川等146の支派川を合わせ、久米郡等を経て岡山市に至り児島湾へ注いでいる。

ウ　高梁川

岡山県の西部を流れ、延長約111㎞（支派川を含む654.1㎞（広島県を含む889.7㎞））、流域面積1,985㎢（広島県を含む2,670㎢）で、源は新見市花見の花見山に発し、西川、小坂部川、成羽川、小田川等94（広島県を含む120）の支派川を合わせ新見市、高梁市、総社市等を経て、倉敷市水島から瀬戸内海へ注いでいる。

３　気　候

岡山県は、北部を東西に中国山地が走り、南部は瀬戸内海に面して、気温・降水量の面からみれば北部・中部・南部の３区域に分けられる。

瀬戸内海に面した南部は、温暖で降水量は年間を通じて少ないことが特徴である。これに反し、中国山地を主体とする北部は、山陰的な性格を帯びて気温は低く降水量は年間を通じて多い。吉備高原を主体とする中部は、一般に温暖で降水量は梅雨期・台風期を除き少ない。

四季を通じての気候変化は次のとおりである。

［春］

３月は天気変化が激しく、移動性高気圧に覆われて非常に暖かい日があるかと思うと、日本海を通過する低気圧の影響により、強風が吹き荒れ、北部では雪やあられが降る日がある。４月になると冬の季節風も次第に衰え、大陸からの移動性高気圧に頻繁に覆われるようになる。このため、４月下旬から５月下旬にかけての晴れた夜は冷え、晩霜の被害を受けることがある。瀬戸内海一帯は４月から梅雨期にかけて頻繁に濃霧が発生する。

［夏］

６月上旬から７月下旬にかけては梅雨期で、梅雨末期には梅雨前線の活動が活発となり、集中豪雨がしばしば発生する。しかし、年によってはから梅雨となり、南部では干ばつを起こすことがある。梅雨明け後から９月上旬までは真夏の気候で、南部で

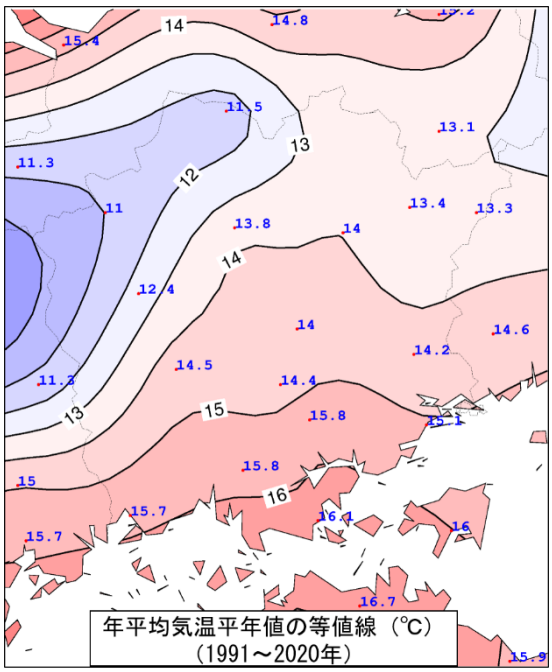
は夕凪（ゆうなぎ）となり熱帯夜が続く。北部はにわか雨、雷雨が多発し、８月も終わりに近づくと本格的な台風シーズンが始まる。

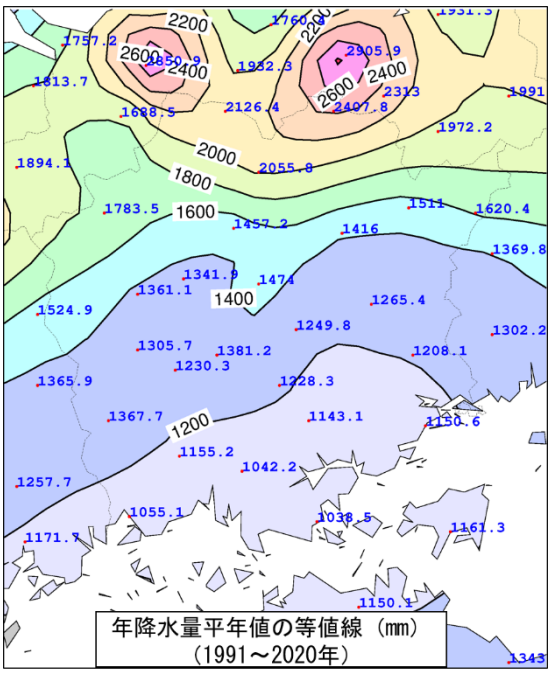
［秋］

９月は台風の襲来が多く、これに伴って大雨、強風、高潮の被害を受けることがある。台風が岡山県の南東方を紀伊半島方面に北東進するときなどに、勝田郡の那岐山麓地方では広戸風が吹き荒れ局地的に大被害を及ぼすことがある。10月に入ると高気圧と低気圧とが交互に現われ、移動性高気圧に覆われた日の夜間は晴れて冷え込む。中・北部では濃霧が発生し、下旬には山間部で初霜がみられる。

［冬］

11月中旬を過ぎると大陸から寒波が押し寄せ、下旬には北部山間部で初雪が降る。12月に入ると冬型の気圧配置も顕著になり、北部は風雪が強まり、中・南部は強風が吹き空気が乾燥する。





第２項　社会的条件等

１　人　口

岡山県の人口は、平成17年をピークに減少が続いており、令和７年国勢調査による令和７年10月１日現在の人口は1,807,160人となり、前回調査（令和２年）より、81,272人減少している。全国人口に占める割合は1.47％である。

一方、同時点での人口密度は１㎢当たり254.0人で、市町村別でみると800人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４市町であり、県南圏域に人口が密集している。

２　都市化

都市周辺部における山地、丘陵地の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成している。都市部においても建物の高層化が進み、瀬戸中央自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道（岡山道）などの高速道路網も整備されている。

また、高梁川の河口の倉敷市水島地区を中心にして、石油コンビナート等特別防災区域があり、石油精製、石油化学、電力、製鉄及び各種製造業等の高度に発展した工業施設が立地している。

３　生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加などによる都市化や､工業化などの産業構造の変化は、岡山県における様々な生活環境を変貌させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、都市部への人口流入、都市化の進展に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気・水道・ガス・電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

４　防災上の問題点

都市部における宅地化や無秩序な宅地開発に伴い、集中豪雨時における雨水出水による低平地の浸水や盛土造成による新興住宅地周辺の土砂災害などの自然災害を引き起こす問題が顕著に増加しており、また、住宅地付近における安全地帯や避難場所の減少あるいは縮小、避難する際の用水路への転落などの課題がある。

また、市街地における高層建築物の増加や危険物を包蔵する特殊建築物の増加、危険物施設の大規模化等、また、交通の輻輳（ふくそう）や道路混雑等の激化による大規模な交通災害発生の危険性など、事故災害を引き起こす問題も増加している。

さらに、ライフスタイルの変化や都市化の進展に伴う共同体意識の希薄化等、近隣住民による助け合いである共助の低下も大きな問題となっており、自主防災組織の育成と強化がますます重要となってきている。

これらの問題は社会・経済的条件に起因した人為的及び社会的災害あるいはこれらの災害を誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をより困難にするため、自助・共助の取組促進など、適切に対応する必要がある。

（資料編）

第１章　岡山県の概要（整理番号：101～102）

第２章　災害予防計画

第１節　防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第１項　気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

（資料編）
第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：501）

第２項　消防施設・設備・体制等

１　消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

２　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、若年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

３　関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

４　消防本部は、大規模災害発生時や津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定等を勘案した消防体制の整備に努める。

（資料編）
第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第３項　通信施設・設備等

１　災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関

係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、多重化・耐震化を含め防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、衛星通信の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Ｗｅｂサイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

なお、災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークを機能強化する。

２　医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

県、市町村及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

３　防災情報

市町村、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をＷｅｂサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を通じて県民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

４　電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳（ふくそう）対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第４項　水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

また、重要水防箇所の評定規準に適合した抽出ができているかを総点検し、必要に応じて重要水防箇所を見直す必要がある。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第５項　救助施設・設備等

１　県・市町村及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

２　県及び市町村並びに空港管理者等は、人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。

３　消防庁、県及び市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

４　市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努める。

５　市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。

６　市町村は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努める。

７　市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害のある人等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努める。

8　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

9　市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

10　市町村は、指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

11　市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

12　市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

13　県は、必要な物資の備蓄に当たっては、県民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

14　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：601）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701、702、704）

第６項　医療救護用資機材等

1　県、市町村及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

2　県、市町村、医療関係機関、鉄道事業者、空港管理者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第７項　その他の施設・設備等

１　災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。

２　県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

３　市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等で代替水源の確保に努めるものとする。

４　水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

（資料編）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：901）

第２節　防災業務体制の整備

第１項　職員の体制

１　各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。

２　各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

３　各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

４　県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

５　県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

６　県は、夜間、休日等の職員の緊急呼び出しについては、岡山県防災・危機管理センターに入った情報を災害連絡要員に電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

７　県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第２項　情報収集・連絡体制

１　市町村、消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。

２　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

また、国は災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）の整備を図り、県、市町村及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本

共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

3　県は、風水害等により、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。

4　県は、Ｗｅｂ会議システム等を活用し、市町村等とリアルタイムで情報共有できるよう努める。

5　県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラや高所監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

6　県及び市町村は、衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。

7　県及び市町村等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

8　県及び市町村等は、災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

9　県及び市町村等は、災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

（１）防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

（２）有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進

（３）無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

（４）災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

（５）非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第３項　防災関係機関相互の連携体制

1　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行う

とともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など､連携強化を進めるよう努めるものとする。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。加えて、県は市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。また、県、市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、消防

防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

2　県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

3　県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4　市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

5　市町村は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

6　県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

7　市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

8　県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

9　県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

10　県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所

要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

11　県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

12　各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。

13　県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

14　県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

15　県及び市町村は、消防力を維持・強化していくため、自主的な市町村の消防の広域化及び消防事務の一部について連携・協力を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。加えて、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう努める。

16　関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

17　県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平時から連携体制の強化を図る。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

18　県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

　県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

19　県は、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携等に努める。

20　県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の整備に努める。

21　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

　市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムの活用について検討する。

22　県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

23　気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

　また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。

24　県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

25　電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

26　県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

27　県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

28　県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

29　県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

30　県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

31　県及び市町村は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

32　県及び市町村は、被に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12523）

第４項　業務継続体制の確保

１　県、市町村、その他防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

　また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

２　県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった

場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

3　県及び市町村は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

4　市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第３節　自然災害予防対策

県、市町村、指定地方行政機関は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治水、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第１項　治山対策

１　方　針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

２　主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）
県（農林水産部）
市町村

３　実施内容

（１）山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

（２）地すべり防止事業

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。

（３）山地災害危険地区調査等

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

また、山地災害危険地区等について、市町村防災計画への掲載や広報誌による情報提供等を市町村に要請し、地域住民等への周知に努める。

４　関連調整事項

（１）砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等それぞれの防災事業について、相互間の調整を行い、事業の効率化、適正化を図る。

（２）岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険渓流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

（３）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第３項土砂災害防止対策に定めるところによる。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405）

第２項　造林対策

１　方　針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

２　主な実施機関

市町村
森林組合
森林所有者等

３　実施内容

（１）下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
（２）スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

４　関連調整事項

県は、森林整備センター、おかやまの森整備公社等関係機関と連携を図り、効果的に普及啓発する。

第３項　土砂災害防止対策

１　方　針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切にレベル４土砂災害危険警報を発表する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

２　主な実施機関

中国地方整備局
岡山地方気象台
県（土木部、県民生活部、環境文化部、農林水産部、危機管理課）
市町村

３　実施内容

（１）土砂災害警戒区域等の点検調査・周知等

県は、市町村と連携し、必要に応じて土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市町村は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

［土砂災害警戒区域等］

・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
・土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）
・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

（２）土砂災害防止法に基づく調査・指定等

ア　基礎調査の実施

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市町村に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ　警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下この節において「警戒

区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

（ア）住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

（イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

（ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

（エ）勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

ウ　警戒避難体制の整備等

市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

（ア）土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

（イ）土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項

土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と気象台から共同で発表されるが、令和８年５月から、気象業務法第13条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。そのため、以下「土砂災害警戒情報」は、「レベル４土砂災害危険警報」という。

（ウ）避難場所及び避難経路に関する事項

（エ）土砂災害に係る避難訓練に関する事項

（オ）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた市町村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

（３）警戒避難体制の支援

ア　レベル４土砂災害危険警報等

命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台はレベル４土砂災害危険警報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じてレベル４土砂災害危険警報等の発表基準の引下げを実施する。

イ　緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

（４）防災工事の実施

県及び市町村は、土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア　砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ　地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ　急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が５戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

エ　雪崩対策事業

豪雪地帯に指定された市町村において、積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る。

（５）盛土等による災害の防止対策

県、指定都市及び中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、県及び市町村は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

4　関連調整事項

（1）砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

（2）岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405）

第４項　河川防災対策

１　方　針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。河川改修だけでは限界があるため、一級及び二級河川について、洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うなどソフト対策に取り組む。また、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位及び氾濫発生水位に当該河川水位が達したとき又は氾濫が発生したときは、その旨を関係機関に通知する。

２　主な実施機関

中国地方整備局（岡山河川事務所）
岡山地方気象台
県（土木部）
市町村
水防管理者

３　実施内容

（１）被害軽減を図るための措置

ア　洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）は県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県及び気象庁に提供する。

また、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同で洪水予報を発表する。なお、この発表をしたときは、直ちに水防計画書に定める各関係機関、水防管理者、市町村へ通知する。

イ　水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

ウ　レベル３氾濫警戒情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

エ　レベル４氾濫危険情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、

雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

オ　レベル５氾濫発生情報

県は、水位周知河川について、氾濫発生水位を定め、その水位に達したとき、又は氾濫が発生したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者、関係市町村及び岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

カ　ホットライン

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長等へ河川の状況等を直接伝える。

キ　洪水浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、洪水予報河川、水位周知河川等並びに住宅等の防護対象のある全ての一級河川及び二級河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

ク　円滑かつ迅速な避難の確保

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、市町村地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（ア）地下街等

洪水浸水想定区域内に地下街等不特定かつ多数の者が利用する地下施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

（イ）要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

（ウ）大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規

模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（２）河川改修事業等の実施

ア　河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

イ　河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

ウ　流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

４　関連調整事項

（１）危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

（２）重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

（３）利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

（４）他事業との調整

ア　砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ　都市排水や農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

（５）堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：202、203）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：401、407）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：501(1)～(3)）

第５項　雨水出水対策

１　方　針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の２第１項及び第２項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

２　主な実施機関

県（土木部）
市町村

３　実施内容

（１）被害軽減を図るための措置

ア　雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市町村は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ　雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市町村は、水防法第14条の２第１項及び第２項に規定する排水施設について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

ウ　円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）市町村防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（イ）雨水出水浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（２）雨水出水対策事業の実施

県及び市町村は、浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠（かんきょ）等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、道路のアンダーパス部等や市街地の道路地下構造物における冠水等を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

さらに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

４　関連調整事項

（１）県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。

（２）河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第６項　海岸防災対策

１　方　針

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、県土の保全を図る。また、高潮予報海岸及び水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮予報海岸において、高潮のおそれが認められるときは、適切に高潮予報を行い、水位周知海岸において、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

２　主な実施機関

県（土木部、農林水産部）

３　実施内容

（１）被害軽減を図るための措置

ア　水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

イ　高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）情報

県は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

ウ　高潮予報

国と県は共同して、国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

エ　高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

オ　円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）市町村防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。

（イ）高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（２）海岸保全対策の実施

県は、海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

ア　高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門（ひもん）等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。

イ　浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

４　関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省所管）、港湾海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているため、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：201～203）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：404）

第７項　ため池等農地防災対策

１　方　針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

２　主な実施機関

中国四国農政局
県（農林水産部）
市町村
土地改良区

３　実施内容

（１）ため池整備

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市町村と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市町村は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

（２）湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

（３）用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市町村等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

（４）土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダメ堰堤、水路等の新設、改修を行う。

（５）地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

４　関連調整事項

（１）ため池の危険箇所を十分把握し、それを基に改修工事等を実施するよう考慮する。
（２）農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
（３）土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第３項　土砂災害防止対策」に定めるところによる。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405（2）～（8）、408）

第８項　都市防災対策

１　方　針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

２　主な実施機関

県（土木部）
市町村
土地区画整理組合等

３　実施内容

都市計画の各種マスタープラン等において、都市づくりの方針に「災害に強い都市づくり」を掲げ、以下の施策を実施する。

（１）都市施設の整備促進

県及び市町村は、都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア　土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

イ　街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ　公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

（２）都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア　都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改

修を行い、被害を未然に防止する。

イ　公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠（かんきょ）の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

（３）都市防災対策の推進

県及び市町村は、防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア　防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市町村が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ　市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ　住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集団的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ　宅地造成等の規制

宅地造成工事等により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、必要な規制を行う。

オ　災害危険区域の指定及び対策

高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、県民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

カ　災害に強いまちの形成

市町村は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成及び防災まちづくりの推進に当たっては、立地適正化計画において、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定し、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

（４）防災建築物の整備促進

県及び市町村は、都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア　公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ　優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ　市街地再開発事業

都市計画区域を指定している市町村で、かつ用途地域を設定して区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

（５）建築物の安全性の確保

ア　安全対策

国、県、市町村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ　空家対策

市町村は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

４　関連調整事項

（１）都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

（２）都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：409）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1006）

第９項　地盤沈下対策

１　方　針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講じる。

２　主な実施機関

中国地方整備局
県（環境文化部、土木部）

３　実施内容

（１）地下水汲上げの規制

国及び県は、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

（２）堤防の嵩上げ等

国及び県は、地盤沈下の起こっている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

（３）代替水の整備

国及び県は、地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

４　関連調整事項

（１）地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

（２）現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防の嵩上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

第10項　文教対策

１　方　針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

２　主な実施機関

県（総務部、教育委員会）
市町村
国公私立各学校管理者

３　実施内容

（１）防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平時から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

（２）防災上必要な教育の実施

県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平時から必要な教育を行う。

ア　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市町村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ　防災知識の普及

県及び市町村は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

（３）防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

（４）文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

（５）文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

（６）危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じる。

第11項　文化財保護対策

１　方　針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

２　主な実施機関

県（教育委員会）
市町村

３　実施内容

（１）文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
（２）文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
（３）適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
（４）自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
（５）文化財及び周辺の環境整備を実施する。

４　関連調整事項

県は、市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第12項　危険地域からの移転対策

１　方　針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

２　主な実施機関

県（土木部、危機管理課）

市町村

３　実施内容

（１）防災集団移転促進事業

県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

（２）がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町村は、災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第４節　事故災害予防対策

第１項　道路災害予防対策

１　方　針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

２　主な実施機関

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

３　実施内容

（１）道路防災対策

ア　実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ　災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ　山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

エ　渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

オ　道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

（２）トンネル事故防止対策

実施機関は、トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

（３）交通管理体制の整備

県、県警察、市町村等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとと

もに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

（４）情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平時から道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

（５）広　報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

４　関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：402、403）

第12章　災害時協定等（整理番号：12007）

第２項　鉄道災害予防対策

１　方　針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

２　主な実施機関

西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）
鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（県民生活部、土木部）
県警察
市町村

３　実施内容

（１）鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

（２）鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア　大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
イ　異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
ウ　防護無線その他の列車防護用具の整備
エ　建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
オ　乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
カ　乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
キ　トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
ク　災害により列車の運転に支障が生じるおそれのあるときの線路の監視
ケ　新幹線の車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置
コ　植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続を行った上での伐採等の実施

（３）鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア　新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
イ　検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
ウ　故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

（４）鉄軌道交通環境の整備

ア　鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

（ア）軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

（イ）列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

イ　関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

（５）通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

（６）安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

（７）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア　事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ　事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ　施設、車両の構造図等の資料の整備

（８）再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第３項　海上災害予防対策

１　方　針

本県海域は、海上交通の要衝であり、また、臨海部には石油コンビナートが立地するなど、海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。これら災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

２　主な実施機関

中国地方整備局（宇野港湾事務所）
第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）
一般社団法人海上災害防止センター
県（土木部、農林水産部、危機管理課、消防保安課）
市町村
船舶所有者等
石油事業者
石油事業者団体
漁業協同組合

３　実施内容

（１）関係施設、設備の整備

ア　港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防災施設の整備拡充、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨（そうびょう）等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨（そうびょう）等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

イ　漁港施設

県は、漁獲物の陸揚時に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、県下一円に多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

ウ　その他船舶の収容施設

県は、ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設け収容し、海難事故等を防

止する。

エ　無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

オ　航路標識の整備

海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を促進する。

（２）安全運航の確保

ア　海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。

イ　海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のため、その通信手段を確保する。

ウ　海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

エ　海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

（３）関係資機材の整備

ア　関係機関は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ　県及び市町村は、オイルフェンス等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。

ウ　関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

エ　一般社団法人海上災害防止センター、船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。

オ　石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。

カ　漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

（４）防災訓練

ア　海上保安部、消防機関、県警察等を始め、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。

イ　県及び市町村は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

４　その他

県及び港湾・漁港管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

５　関連調整事項

（１）協力支援体制の整備

海上保安部、県、市町村及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

（２）情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、中国地方整備局、市町村（消防機関）、県、県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

（３）関係機関の連携強化

油等の大量流出事故の発生に備え、海上保安部、県、市町村、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」、「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練・研修等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：906）

第４項　大規模な火災予防対策

１　方　針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から県民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

２　主な実施機関

事業者
岡山地方気象台
県（消防保安課、農林水産部、土木部）
市町村

３　実施内容

（１）災害に強いまちの形成

ア　県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ　県、市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ　県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

（２）大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

（３）防災知識の普及

県、市町村、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

（４）消火活動関係

ア　県及び市町村は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ　県及び市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図

り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ　市町村は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第５項　林野火災の防止対策

１　方　針

県民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

２　主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）
県（農林水産部、消防保安課）
市町村
森林組合等

３　実施内容

（１）林野火災予防意識の啓発

ア　山火事予防協議会等の開催

県及び市町村等は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ　広報活動による啓発宣伝

県及び市町村等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。

また、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることをかんがみ、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

県及び市町村は、県内の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知に努める。

加えて、県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。

（２）警報伝達の徹底

ア　市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市町村火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ　県、市町村及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

ウ　市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火の届出情報の消防本部における把握

に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、市町村は許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

（３）巡視、監視の強化

ア　市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ　県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時県民への注意喚起に努める。また、常に、市町村、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

ウ　県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

（４）火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市町村は、少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令し、火入れに関する条例及び市町村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行う。また、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

（５）森林の防火管理の徹底

ア　森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ　県及び市町村は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

ウ　県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。

（６）消防施設の整備

ア　県は、林野火災多発地域に対して予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。

イ　市町村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

ウ　県及び市町村は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道の整備に努める。

エ　公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

（７）ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア　県は、大規模な林野火災発生時に、市町村及び消防の一部事務組合からの支援要請があった場合は、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施し、市町村等の消防活動を支援する。

イ　県及び市町村等は平時から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

ウ　県は空中消火用資機材を整備するとともに、岡山県下林野火災広域応援対応マニュアルの適切な運用を通じて空中消火体制の強化に努める。

エ　県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備に努める。また、大型ヘリ等の活動基盤の確保に努める。

（８）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等で急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化で延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

（９）林野火災対策推進の体制整備

県及び市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定める。

林野火災の予防活動については、住民、林業関係者等の協力が不可欠であるため、実施機関は、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、住民等との連携に努める。

（10）通信手段の確保

県及び市町村は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

（11）消火活動関係

ア　消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ　県及び市町村は、延焼状況等の的確な把握や効果的な消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の熱源探査に関連する資機材等の整備に努める。

ウ　県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

エ　県及び市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

オ　県及び市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

（12）防災訓練の実施

消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。また、県、市町村、消防機関、林業

関係団体、民間企業、地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。

４　関連調整事項

（１）各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。

（２）諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：204）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1100（13））

第６項　高層建築物・地下街等の保安対策

１　方　針

高層建築物及び不特定多数の者が出入りする百貨店等特定防火対象物の地階、並びに地下街（以下「高層建築物・地下街等」という。）における災害（火災、ガス事故、浸水被害等）の発生及び拡大を未然に防止するための対策を講じる。

２　主な実施機関

高層建築物・地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
中国経済産業局
中国地方整備局（岡山河川事務所）
県（危機管理課、消防保安課、土木部）
市町村

３　実施内容

（１）高層建築物・地下街等の実態把握

災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるための諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を行う。

（２）関係機関等の対策

ア　高層建築物・地下街等所有者等

（ア）防火避難施設・消防用設備等の整備及び点検等

a　法令に適合した消防用設備の整備及び定期点検
b　耐火構造、防火構造及び防火区画の整備及び改修促進
c　内装等建築材料の不燃化及び内装制限
d　避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の整備及び定期点検

（イ）防火管理体制の強化充実

a　防火管理者の適正な選任
b　消防計画の整備充実
c　自衛消防組織の整備充実
d　防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
e　共同防火管理体制の確立
f　工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
g　その他防災上必要な事項

（ウ）浸水対策の実施（地下街等の所有者等）

a　浸水防止施設設置の促進
b　避難誘導計画の整備充実
c　浸水想定区域内の避難確保計画の策定

地下街等の所有者又は管理者は、市町村防災計画に位置付けられる浸水想定区域内の地下施設について、次の事項等の避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表を行う。

・防災体制、避難誘導に関すること
・避難確保対策施設の整備に関すること
・防災教育、訓練に関すること
・避難確保計画の公表方法等に関すること

ｄ　その他防災上必要な事項

（エ）非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

（オ）利用者に対する責任

利用者に対し、平時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全を期する。

イ　消防機関（市町村）

（ア）消防法に基づく査察を強化し、災害予防のための措置の徹底を図る。

（イ）ガス供給事業者との連携強化

ガス供給事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等の申合せを平時から実施する。

（ウ）消防施設等の整備充実

高層建築物・地下街等の災害に対するため、消防用設備・車両・資機材及び救急救助用車両・資機材等の整備充実に努める。

ウ　ガス供給事業者

（ア）ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街に対しては次の事項を行う。

ａ　燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

ｂ　燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

ｃ　管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。

ｄ　導管は、１年に１回以上漏えい検査を実施し、ガス遮断装置の巡視点検をするほか、半年に１回安全使用の特別周知を行う。

エ　防災訓練等の実施

火災及びガス事故等を想定し、管理者、消防機関、警察等の連携の下に、１年に１回以上防災訓練を実施する。

オ　災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるとともに、その成果による最新技術及び設備・資機材の普及を促進する。

４　関連調整事項

関係機関等は、災害時に消防・救助活動が制約される可能性のある高層建築物について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第７項　危険物等保安対策

１　方　針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

２　主な実施機関

危険物等施設の所有者、管理者、占有者
危険物等輸送事業者
中国経済産業局
県（消防保安課、保健医療部）
県警察
市町村

３　実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

（１）事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ　日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ　自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ　漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ　石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

（２）保安意識の高揚

県及び市町村は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

（３）保安の強化

ア　県及び市町村は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ　市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

（４）事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

（５）危険物等の大量流出時の対策

ア　県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ　県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ　県及び市町村は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

（６）災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（1））

第８項　高圧ガス保安対策

１　方　針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

２　主な実施機関

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者
高圧ガス輸送事業者
中国四国産業保安監督部
県（消防保安課）
市町村

３　実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

（１）事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ　事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業者に対する保安教育の実施
・定期自主検査の実施と責任体制の確立
・地域防災協議会の育成

ウ　事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

（２）保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア　高圧ガス保安法等関係法令の周知
イ　保安講習会、研修会の開催
ウ　高圧ガスの取扱指導
エ　高圧ガス保安活動促進週間の実施

（３）保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア　製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
イ　製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ　関係行政機関との緊密な連携

（４）事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

（５）災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（3））

第９項　火薬類保安対策

１　方　針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

２　主な実施機関

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者
火薬類輸送事業者
中国四国産業保安監督部
県（消防保安課）
県警察
市町村

３　実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

（１）事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ　事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業者に対する保安教育の実施
・防災訓練等の実施
・定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ　事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

（２）保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア　火薬類取締法等関係法令の周知

イ　保安講習会、研修会の開催

ウ　火薬類の取扱指導

エ　火薬類危害予防週間の実施

（３）保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立

入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア　製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ　製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ　関係行政機関との緊密な連携

（４）事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

（５）災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（2））

第10項　有害ガス等災害予防対策

１　方　針

事業活動中の事故等により排出されたばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することのないよう、予防措置を実施する。

２　主な実施機関

ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者

県（環境文化部）

市（大気汚染防止法により委任を受けた市　岡山市、倉敷市）

（特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた市　岡山市、倉敷市）

（ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた市　岡山市、倉敷市）

３　実施内容

（１）保守管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化を行う。

（２）立入検査

県又は市は、必要に応じ、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

４　関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、自主検査・立入検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1103（1））

第11項　爆発・火災等労働災害予防対策

１　方　針

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

２　主な実施機関

岡山労働局

関係事業者

３　実施内容

（１）関係設備の安全確保対策

ア　岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、化学設備、特殊化学設備による製造取扱いについて監督指導する。

イ　岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び圧力容器の取扱い等について監督指導する。

ウ　関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

（２）酸素欠乏等による災害予防対策

ア　岡山労働局は、タンク、船倉など酸素欠乏の危険がある場所、し尿処理槽、清掃工場の残灰ピットなど硫化水素発生場所における作業において、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労動災害を防止するため「酸素欠乏症等防止規則」等による管理を指導する。

イ　関係事業者は、酸欠症及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

４　関連調整事項

ボイラー及び圧力容器による災害の予防対策の実施に当たっては、日本ボイラ協会と関係事業者等が一体となって、自主的な安全確保対策を促進する。

第５節　複合災害対策

１　方　針

県、市町村等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

２　主な実施機関

県
市町村
防災関係機関

３　実施内容

（１）対応計画の作成

県、市町村等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（２）訓練の実施

県、市町村等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第６節　防災活動の環境整備

第１項　防災訓練

１　方　針

災害を最小限にとどめるためには、県・市町村を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

また、県及び市町村は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。

このため、県及び市町村は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、県民の防災意識の高揚を図る。その際、女性や子ども・若者を含め、多様な主体の参画の促進に努める。

２　主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

３　実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（１）基礎防災訓練の実施

ア　水防訓練

市町村（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

（ア）実施事項

ａ　観　測

ｂ　通　報

ｃ　作業工法

ｄ　輸　送

ｅ　樋門（ひもん）・陸閘（りっこう）等の開閉操作

ｆ　避　難

（イ）実施時期

ａ　指定水防管理団体は、出水期までに実施する。

ｂ　その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ　消防訓練

市町村は､市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ　避難・救助訓練

市町村その他防災関係機関、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ　情報収集伝達訓練0

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

県及び市町村は、災害時に国の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等に情報が集約されるよう、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

オ　通信訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ　非常招集訓練

県、市町村及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ、実施する。

キ　交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク　危険物等特殊災害訓練

県、市町村及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ　鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、県警察を始めとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

コ　航空機事故災害訓練

県、航空運送事業者、消防機関、県警察を始めとする地方公共団体、国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

サ　避難所開設・運営訓練

県及び市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（２）総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びＮＰＯ・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア　実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ　実施場所

災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ　実施の方法

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

（３）水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、市町村・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

・タイムラインの作成訓練
・防災配備体制の段階的強化訓練
・情報の収集・伝達訓練
・災害対策本部会議訓練
・避難指示等の発令・伝達訓練
・避難及び避難所運営訓練

（４）近県との防災訓練の実施

中国地方５県及び中国・四国地方９県では、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入している。県は、カウンターパート県を始め、近県と合同で防災訓練を実施することにより災害時の協力体制の強化を図る。

［中国５県のカウンターパート］

被災県	支　援　担　当　県			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

［中国・四国のカウンターパート］

グループ１	鳥取県・徳島県
グループ２	岡山県・香川県
グループ３	広島県・愛媛県
グループ４	島根県・山口県・高知県

第２項　防災知識の普及

１　方　針

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、県民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある県民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県及び市町村等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、ＧＩＳ及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。このため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。

２　主な実施機関

県
市町村
防災関係機関
日本赤十字社岡山県支部
岡山県社会福祉協議会
自主防災組織等

３　実施内容

（１）防災教育

ア　住民に対する防災教育

（ア）県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、Ｗｅｂサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

（イ）「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し､避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

（ウ）県及び市町村は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

（エ）県及び市町村は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

（オ）県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（カ）市町村は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

（キ）県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇（ちゅうちょ）なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住

民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

（ク）市町村は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

・高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

（ケ）電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

イ　教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生

が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ　職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ　企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

（２）防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

（３）防災ボランティア活動のための環境整備・連携体制の強化

ア　県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、平時から県・市町村社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

イ　県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

ウ　市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時から市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

エ　日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティア・コーディネーターの養成に努める。

オ　県、市町村、関係機関等は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進する必要な措置を講ずるものとする。併せて、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

カ　県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

キ　県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びＮＰＯ・ボランティア等との平時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。

ク　県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度､災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ケ　県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

コ　県及び市町村は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

サ　市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

（４）防災週間等における啓発事業の実施

県、市町村、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、県民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

＜各種の予防運動実施時期＞

・防災とボランティア週間（１月15日～21日）
・防災とボランティアの日（１月17日）
・春季全国火災予防運動期間（３月１日～７日）
・建築物防災週間（３月１日～７日、８月30日～９月５日）
・山火事予防運動月間(３月１日～31日)
・水防月間（５月１日～31日）

・山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
・がけ崩れ防災週間（６月１日～７日）
・土砂災害防止月間（６月１日～30日）
・危険物安全週間（６月第２週）
・火薬類危害予防週間（６月10日～16日）
・河川水難事故防止週間（７月１日～７日）
・道路防災週間（８月25日～31日）
・防災週間（８月30日～９月５日）
・防災の日（９月１日）
・救急の日（９月９日）
・救急医療週間（９月９日を含む１週間）
・国際防災の日（10月の第２水曜日）
・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
・津波防災の日（11月５日）
・秋季全国火災予防運動期間（11月９日～15日）
・雪崩防災週間（12月１日～７日）

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化

１　方　針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この県民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

２　主な実施機関

県（危機管理課、消防保安課）

市町村

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

３　実施内容

（１）自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア　平時の活動

（ア）防災知識の普及

（イ）防災訓練の実施

（ウ）火気使用設備器具等の点検

（エ）防災用資機材等の整備

（オ）要配慮者の把握

イ　災害時の活動

（ア）災害情報の収集及び伝達

（イ）初期消火等の実施

（ウ）救助・救急の実施及び協力

（エ）避難誘導の実施

（オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力

（カ）要配慮者の支援

（２）自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア　市町村は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

イ　市町村は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

ウ　市町村は、平時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ　市町村は、地域における消防防災のリーダーとして、平時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ　県及び市町村は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

カ　県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市町村等の推進活動を積極的に支援する。

キ　県は、市町村・県民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力の向上を図る。

（３）消防団の充実・強化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1001）

第４項　企業防災の促進

１　方　針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

２　主な実施機関

企　業
県（危機管理課、産業労働部）
市町村

３　実施内容

ア　大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ　企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ　ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ　県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰､企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

オ　県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

カ　県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。

キ　市町村及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

ク　県は、市町村及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。

ケ　県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

コ　事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

サ　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する避難確保計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

シ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

ス　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

第５項　住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

１　方　針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

２　主な実施機関

自主防災組織、地域住民
企　業
市町村

３　実施内容

ア　市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ　市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ　市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第６項　災害教訓の伝承

１　方　針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、県及び市町村では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

２　主な実施機関

県

市町村

自主防災組織、地域住民

３　実施内容

ア　県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ　住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第７節　要配慮者等の安全確保計画

１　方　針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じた防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法、特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難施設等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

２　実施責任者

県（危機管理課、子ども・福祉部、県民生活部）
市町村
社会福祉施設等関係機関

３　実施内容

（１）要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

ア　市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

（ア）居住地、自宅の電話番号
（イ）家族構成
（ウ）保健福祉サービスの提供状況
（エ）外国語による情報提供の必要性
（オ）視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
（カ）近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法(迅速かつ確実に安否確認を行うため､複数の安否確認の方法を整備する。)

イ　要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

ウ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民政委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成す

る場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

（ア）避難行動要支援者名簿

a　避難支援等関係者となる者

b　名簿に登載する者の範囲

c　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

d　名簿の更新に関する事項

e　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置

f　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

g　避難支援等関係者の安全確保

h　その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

（イ）個別避難計画

a　優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

b　避難支援等関係者となる者

c　個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

d　個別避難計画の更新に関する事項

e　個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置

f　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

g　避難支援等関係者の安全確保

h　その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。

（２）福祉避難所等の確保

県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

市町村は、平時から一般の避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市町村は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために､プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

＜福祉避難所の施設整備の例＞

・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

＜福祉避難所の物資・器材の確保の例＞

・介護用品、衛生用品
・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
・医薬品、薬剤
・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

（３）避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市町村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。

また、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

（４）防災知識の普及

ア　県は、市町村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ　市町村は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及び

ボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ　要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

（５）災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のＷｅｂサイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

なお、県災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

（６）生活の支援等

ア　県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

イ　市町村は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。

（ア）要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

（イ）ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

（ウ）要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

（エ）外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

（オ）柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

（カ）指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

（キ）避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

（ク）避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

ウ　住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

エ　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生

時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

オ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（７）連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

（８）施設間相互の連携

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第８節　防災対策の整備・推進

第１項　防災に関する調査研究及び研究開発の推進

１　調査研究及び研究開発の体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

２　重点を置くべき調査研究事項

（１）危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア　水害危険地域の把握
イ　地すべり危険地域の把握
ウ　急傾斜地崩壊危険地域の把握
エ　雪崩危険地域の把握
オ　火災危険地域の把握
カ　その他災害危険地域の把握

（２）危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、県内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

３　防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第２項　緊急物資等の確保計画

１　物資の備蓄

市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴資機材、洗濯資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村で備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表する。

また、県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組む。

２　物資の調達、供給活動

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

また、国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

３　体制の整備

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のよう

には実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

４　被災地支援に関する知識の普及

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市である岡山市及び必要な関係者との連絡調整を行う。

第３項　公共用地等の有効活用

１　県及び市町村は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

２　県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第４項　被災者等への的確な情報伝達活動

１　県及び市町村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

２　県及び市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、

ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

3　県及び市町村は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めるとともに、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

4　県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

5　県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて、障害のある人が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

6　県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

7　県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

8　国、県、市町村及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

9　国及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

10　電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

11　電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第５項　災害救助基金等の整備

県及び岡山市は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを行う。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：604）

第３章　災害応急対策計画

第１節　防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

１　県の防災組織と防災体制

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、知事が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

（１）注意体制

気象業務法に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

（２）警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

（３）特別警戒体制

相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づき設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えうる体制とする。

（４）非常体制

県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程等に基づいて、岡山県災害対策本部、岡山県現地災害対策本部及び地方災害対策本部を設置して対応する体制とする。県災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努める。

ア　県災害対策本部の設置

県災害対策本部は、次の状況下で、県下に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

（ア）レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報、レベル５高潮特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報のいずれかが発表されたとき。

（イ）上記（ア）の特別警報発表の有無にかかわらず、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

（ウ）火災又は危険物事故等で甚大な被害が発生し又は発生のおそれがあるとき。

（エ）爆発、有毒ガス漏洩、油流失等及び放射能・生物・化学事案等の発生並びに多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他甚大な事故が発生し又は発生のおそれがあるとき。

イ　県地方災害対策本部の設置

地方災害対策本部は、特定の区域に係る災害対策を実施するため、岡山県災害対策本部規程等に基づいて、当該地区を所管する県民局に設置する。

ウ　県現地災害対策本部の設置

県現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたときに設置する。

エ　県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法等

県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等の定めるところによる。

オ　国（非常災害現地対策本部等）との連絡調整

県本部は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

また、国の連絡会議及び調整会議において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

カ　関係機関との連絡調整

県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。県本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体並びにＮＰＯ・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

（５）非常時における職務代理者

ア　本庁の措置

知事に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　副知事　　第２位　危機管理監　　第３位　危機管理課長

イ　県民局の措置

局長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　次長（地域防災監）　　第２位 地域づくり推進課長

（６）感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を整備するなど、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた対応を行う。

２　市町村の防災組織

（１）市町村の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市町村長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により、市町村地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

（２）市町村災害対策本部の運営方法、非常体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。

（３）市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体並びにＮＰＯ・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

（４）災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市町村の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。

３　指定地方行政機関の防災組織

（１）関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。

（２）防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

３に準ずる

５　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

６　その他の機関

（１）防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

（２）その他、３に準ずる。

第２節　防災活動

第１項　予報及び警報等

１　方　針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

２　実施責任者

大阪管区気象台長
岡山地方気象台長
岡山河川事務所長
知事（土木部、危機管理課）
市町村長

３　実施内容

（１）予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア　予報及び警報等の対象区域

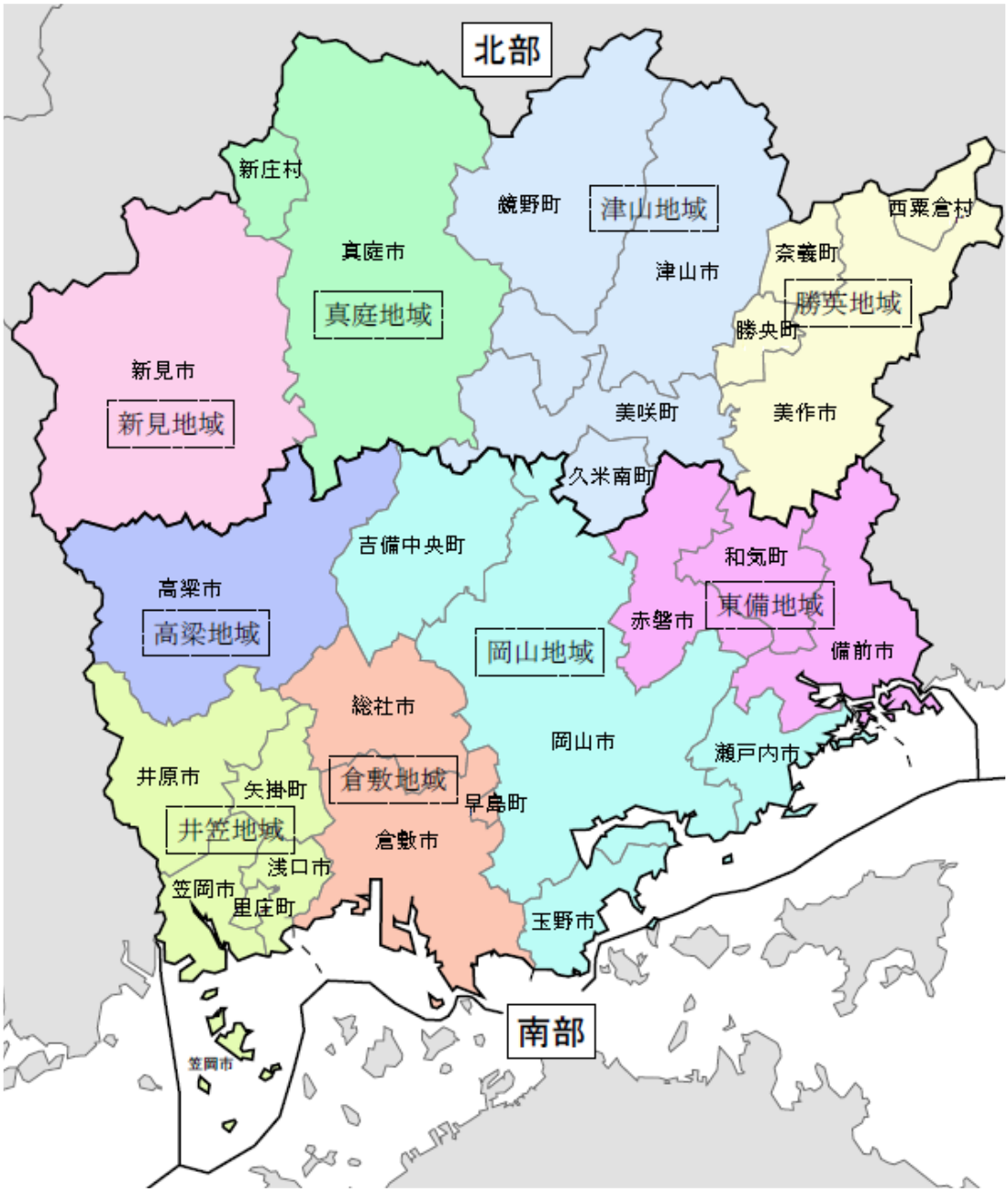
（ア）細分区域

（府県予報区）	（一次細分区域）	（二次細分区域）
岡山県	南　部	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町、倉敷市、総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市
	北　部	真庭市、新庄村、津山市、新見市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

（イ）注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発　表　官　署	標 題 に 付 加 す る 細 分 区 域 名
岡 山 地 方 気 象 台	南部、北部、各市町村

（ウ）岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称

岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ　防災気象情報の提供

（ア）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供される。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル５ 緊急安全確保 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状態で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル４ 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル３ 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
警戒レベル２ 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 （気象台、気象台と国土交通省又は県が共同発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。

警戒レベル１ 早期注意情報 （気象台が発表）	○発表される状況：今後気象状況の悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（イ）注意報・警報・危険警報・特別警報

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

ウ　気象に関する予報及び警報等の種別

（ア）注意報

大雨、土砂災害、氾濫及び高潮注意報は警戒レベル２の情報。大雪、強風、風雪、波浪、濃霧、雷、乾燥、なだれ注意報などには警戒レベルは付さない。

（イ）警報

大雨、土砂災害、氾濫及び高潮警報は警戒レベル３相当の情報。大雪、暴風、暴風雪、波浪警報には警戒レベルは付さない。

（ウ）危険警報

大雨、土砂災害、氾濫及び高潮危険警報は警戒レベル４相当の情報。

（エ）特別警報

大雨、土砂災害、氾濫及び高潮特別警報は警戒レベル５相当の情報。大雪、暴風、暴風雪、波浪特別警報には警戒レベルは付さない。

1　　（オ）キキクル等

種　類	概　要
土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（浸水の危険度を地図形式で示した情報）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

	・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

（カ）気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生し、又は発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下のとおりである。

ａ　記録的短時間大雨

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象台から「岡山県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

ｂ　線状降水帯発生

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「岡山県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象台から発表される。

※　上記ａ、ｂに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ｃ　線状降水帯直前予測

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「岡山県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象台から発表される。

ｄ　竜巻注意／竜巻目撃

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注

意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で「岡山県気象防災速報（竜巻注意）」として気象台から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で「岡山県気象防災速報（竜巻目撃）」として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

ｅ　短時間大雪

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「岡山県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が気象台から発表される。

（キ）時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

（ク）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（ケ）気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、括弧内に注目される現象のキーワードが付記される。「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」や「気象解説情報（台風第〇号）」等がある。

（２）洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して次の名称により発表するものである。警戒レベル２及び３から５に相当。

指定河川洪水予報の名称と概要

名称	概要
レベル５ 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど）、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル４氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき、レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、レベル３氾濫警報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。

（３）レベル４土砂災害危険警報（土砂災害警戒情報）

命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表され、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で

示した情報）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（４）土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞（へいそく）による湛水（たんすい）を発生原因とする土石流又は河道閉塞（へいそく）による湛水（たんすい）、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

（５）水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

（６）特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市町村長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市町村が関係機関等にその旨通知するものである。

（７）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

（８）火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

（資料編）

第３章　予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301～305）

第２項　通信連絡

１　方　針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

２　実施責任者

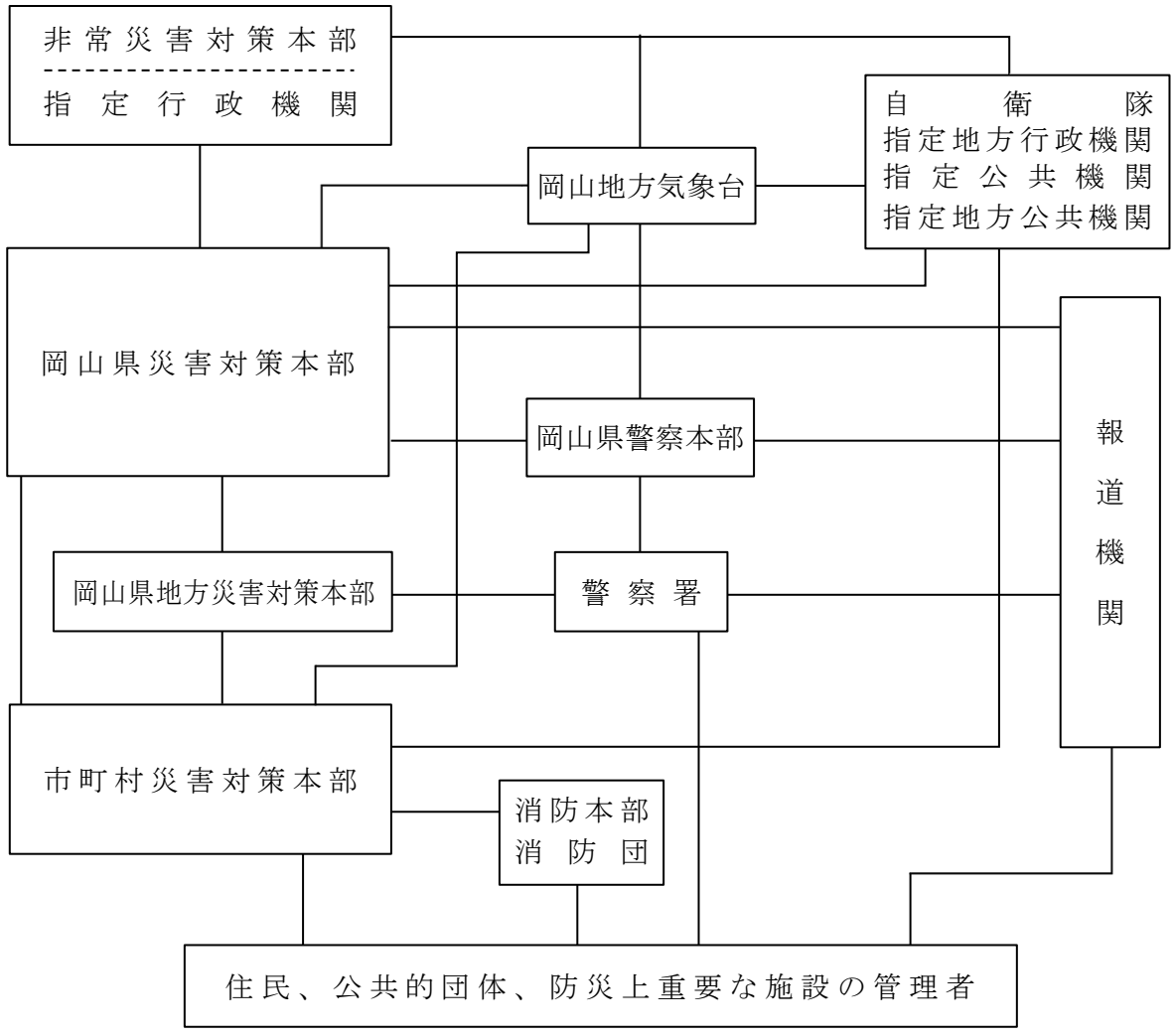
各機関

３　実施内容

（１）通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

［災害情報相互連絡関連図］



（２）電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア　一般電話及び携帯電話

（ア）災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳（ふくそう）を避けるため、災害時優先電話をあらかじめＮＴＴ西日本株式会社事業所又は株式会社ＮＴＴドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ　電　報

上記ア（ア）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

（ア）非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

（イ）緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ　専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

（３）有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア　非常通信

（ア）非常通信の通信内容

ａ　人命の救助に関するもの。

ｂ　災害予警報（主要河川の水位に関する通報及びレベル４土砂災害危険警報を含む。）及び災害の状況に関するもの。

ｃ　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

ｄ　電波法第74条実施の指令その他の指令

ｅ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

ｆ　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

ｇ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。

ｈ　遭難者救護に関するもの。

ｉ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

ｊ　鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修

理復旧のための資材の手配及び運搬､要員の確保その他緊急措置に関するもの。

k　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

l　災害救助法第７条及び災害対策基本法第71条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

（イ）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

（ウ）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

（エ）利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜（べんぎ）であるよう心がけなければならない。

（オ）移動通信機器及び発電機等の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から発電機等の貸与を受ける。

［総務省が所有する災害対策用機器］

種　類	貸　与　条　件　等
移動通信機器 （簡易無線局等）	機器貸与：無　償 新規加入料：不　要 基本料・通話料：不　要
発電機等	機器貸与：無　償 運用経費：必　要

【連絡先】総務省中国総合通信局防災対策推進室

０８２－２２２－９７１１（災害専用電話）

［携帯電話事業者等が保有する通信機器］

種　類	貸　与　条　件　等
携帯電話	事業者等の判断による。 （基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。）
ＭＣＡ	同　上

イ　放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

（４）通信施設の応急措置

ア　公衆通信施設

ＮＴＴ西日本株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

（ア）アクセス系設備（交換所から各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

（イ）電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

（ウ）ネットワーク系設備（交換所から交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ　無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ　放送施設

（ア）放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切替え、放送に努める。

（イ）中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

（ウ）演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第12章　災害時協定等（整理番号：12002）

第３項　情報の収集・伝達

１　方　針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるため､災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

２　実施責任者

各機関

施設の管理者

３　実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

（１）情報収集

ア　県及び市町村は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ　大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、被害規模の把握を行う。県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

（２）関係機関への連絡

ア　発災直後において、市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、国の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。

県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

イ　県は、災害の発生により市町村が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

エ　県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める時は、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

オ　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

カ　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ　災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市町村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）又は（イ）になるおそれのある災害

ク　報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付 消防防第246号）及び火災・災

害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区　分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	０３－５２５３－７５２７ ０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７７７７ ０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電　話 ＦＡＸ	（6-72-90-）４９０１３ （6-72-90-）４９０３３	（6-72-90-）４９１０２ （6-72-90-）４９０３６
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	69-048-500-90-49013 69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49102 69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

ａ　一般基準

（ａ）災害救助法の適用基準に関するもの

（ｂ）県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

（ｃ）災害が２県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（ｄ）気象業務法第13条の２に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの

（ｅ）自衛隊に災害派遣を要請したもの

ｂ　個別基準

次の災害についてはａの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（ａ）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ｂ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ｃ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ｃ　社会的影響基準

ａ一般基準、ｂ個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

ケ　消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

コ　応急対策活動状況について市町村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村へ連絡する。

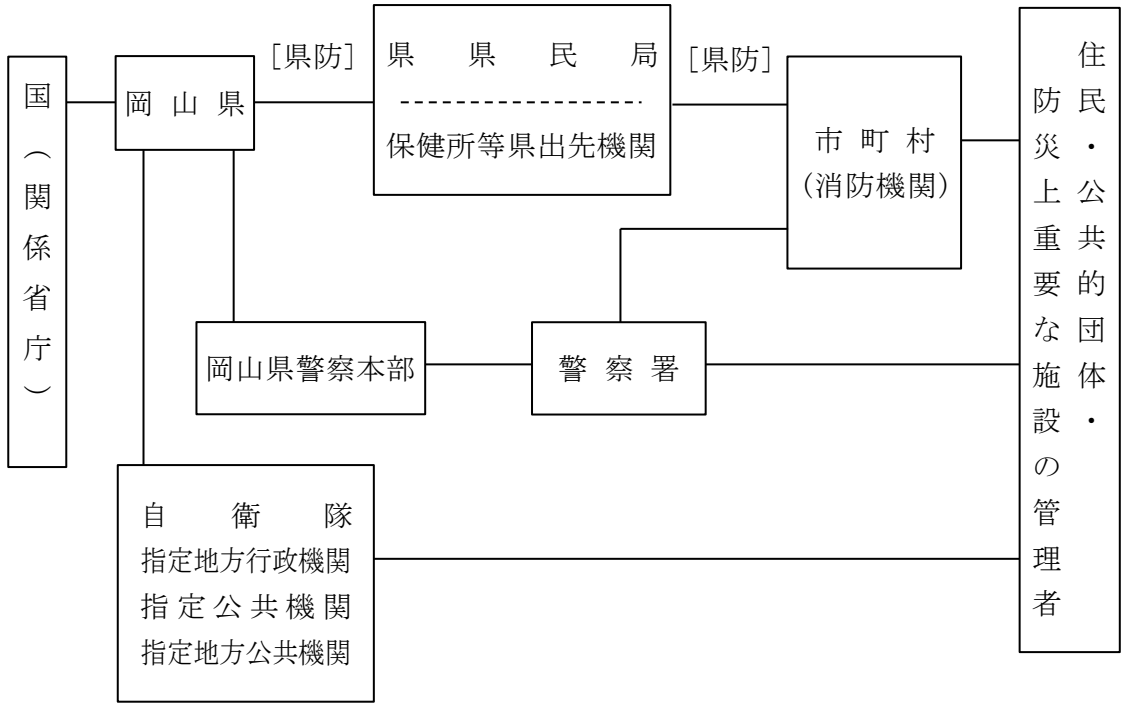
また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。

4　情報の収集・伝達系統

（１）一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問合せに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



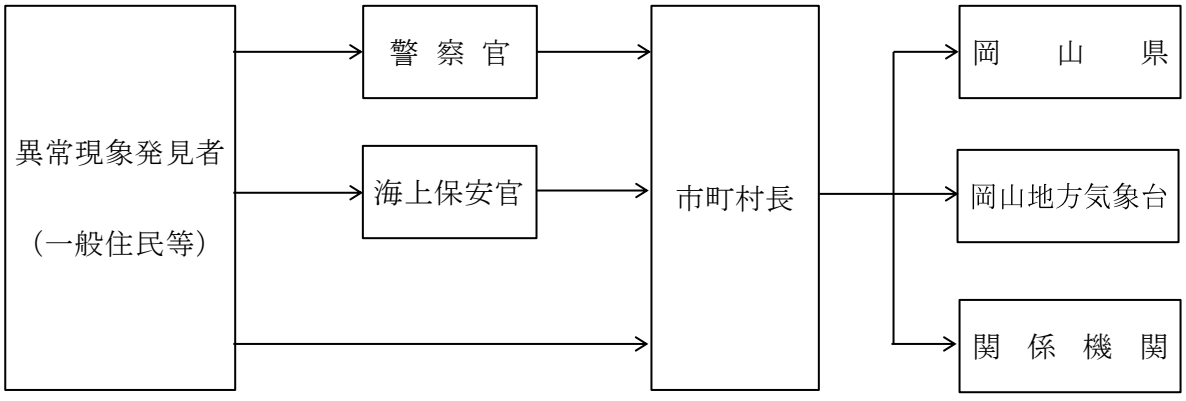
（注）：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

（２）異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



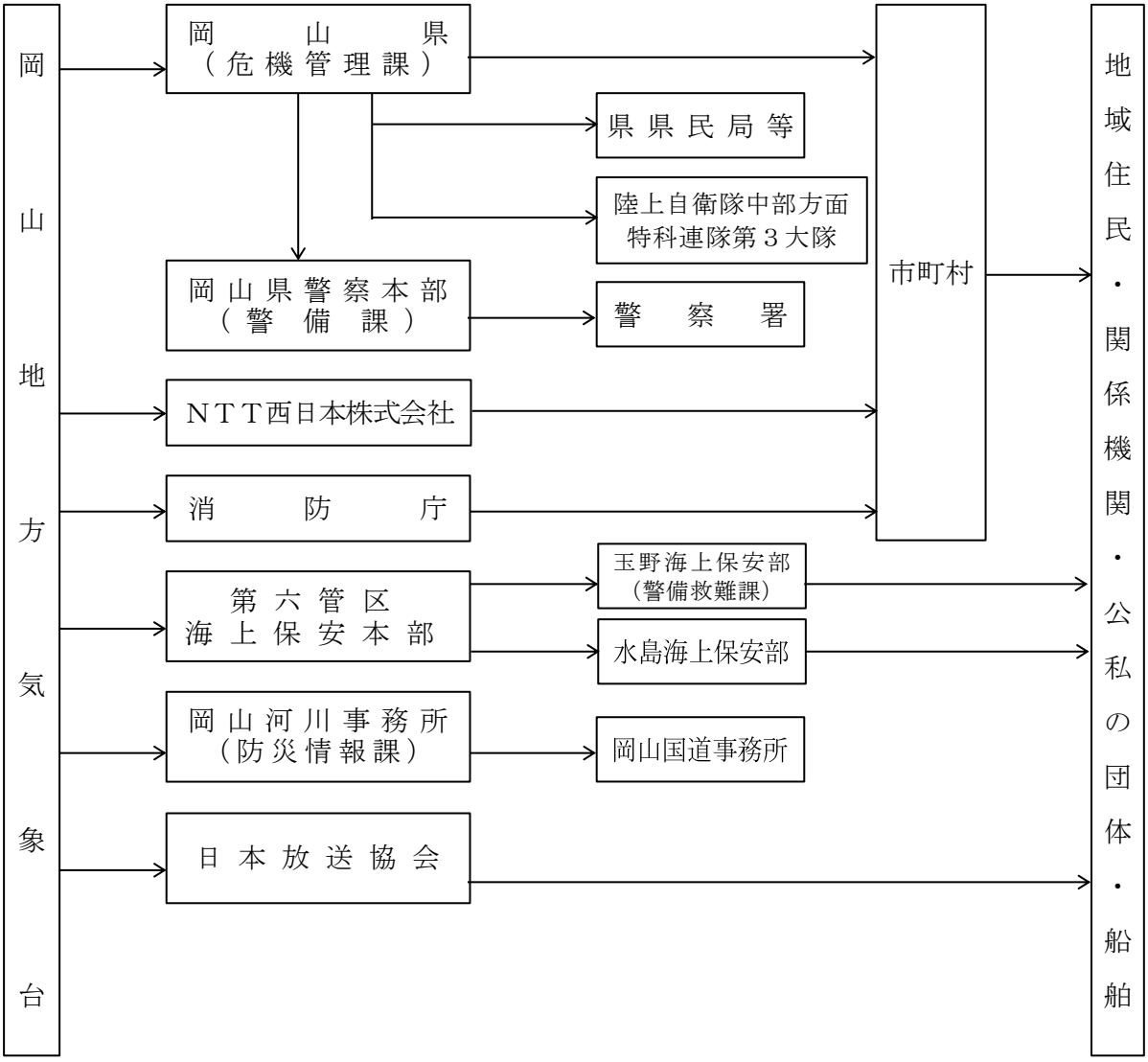
（３）気象注意報・警報等の伝達

ア　気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ　気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ　気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

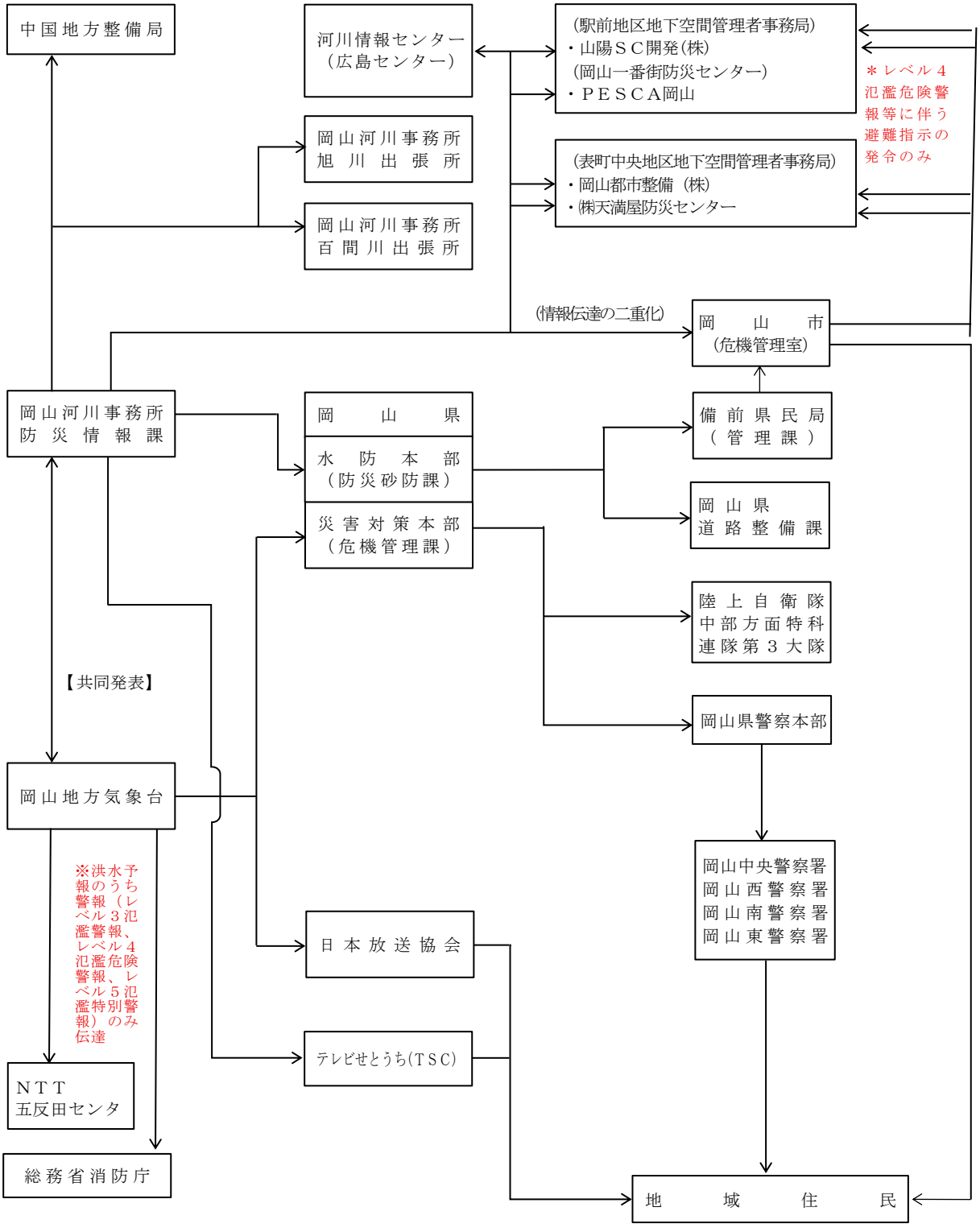
（ア）気象注意報・警報等の伝達系統



（注）１　県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
２　ＮＴＴ西日本株式会社は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
３　気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
４　陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
５　上記機関は気象業務法施行令第８条第１号及び第９条に基づく法定伝達先。上記経路は気象業務法第 15 条の２により特別警報の通知・周知が義務付けられている伝達経路。

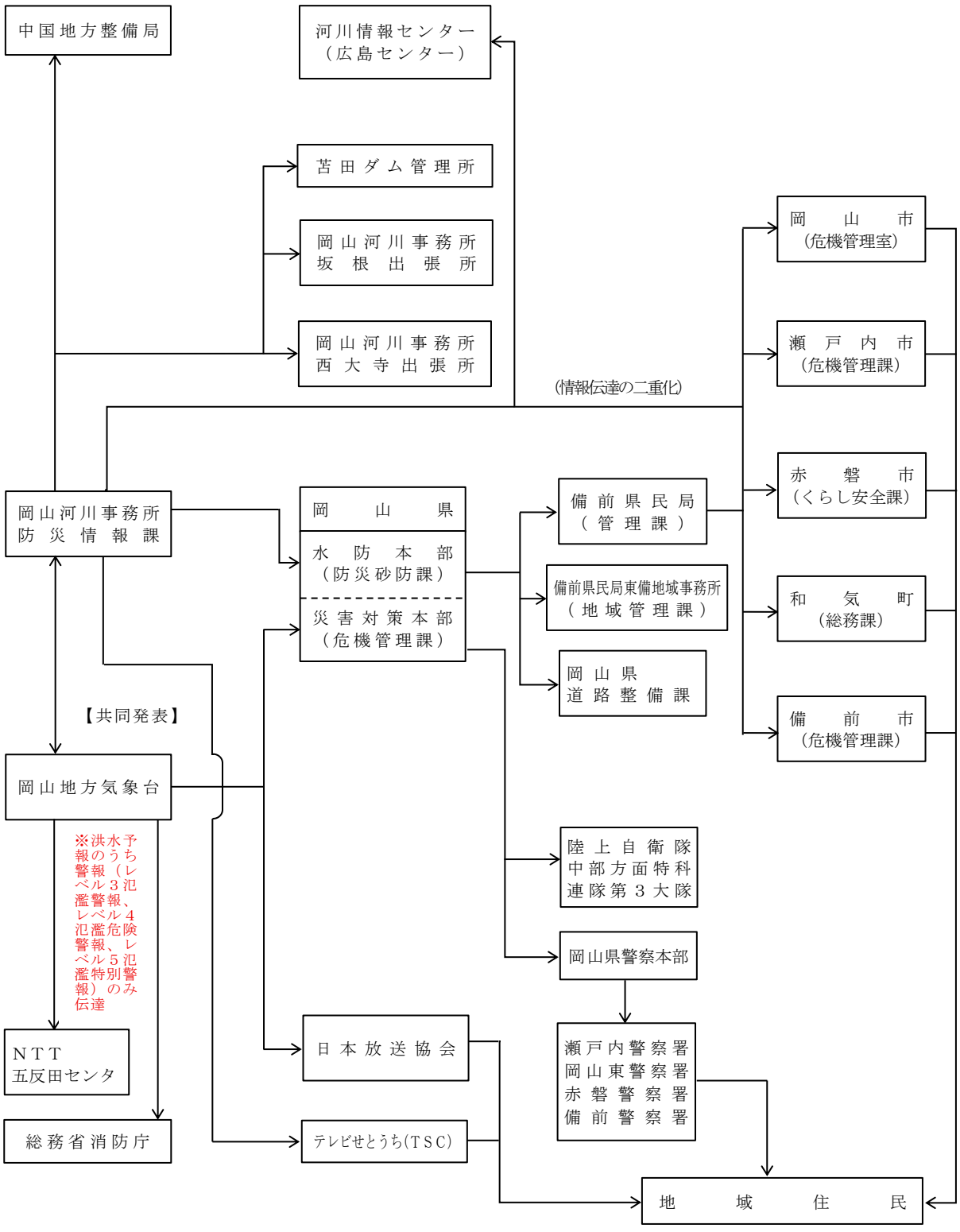
（イ）河川洪水予報の伝達系統

a　旭川及び百間川洪水予報伝達系統



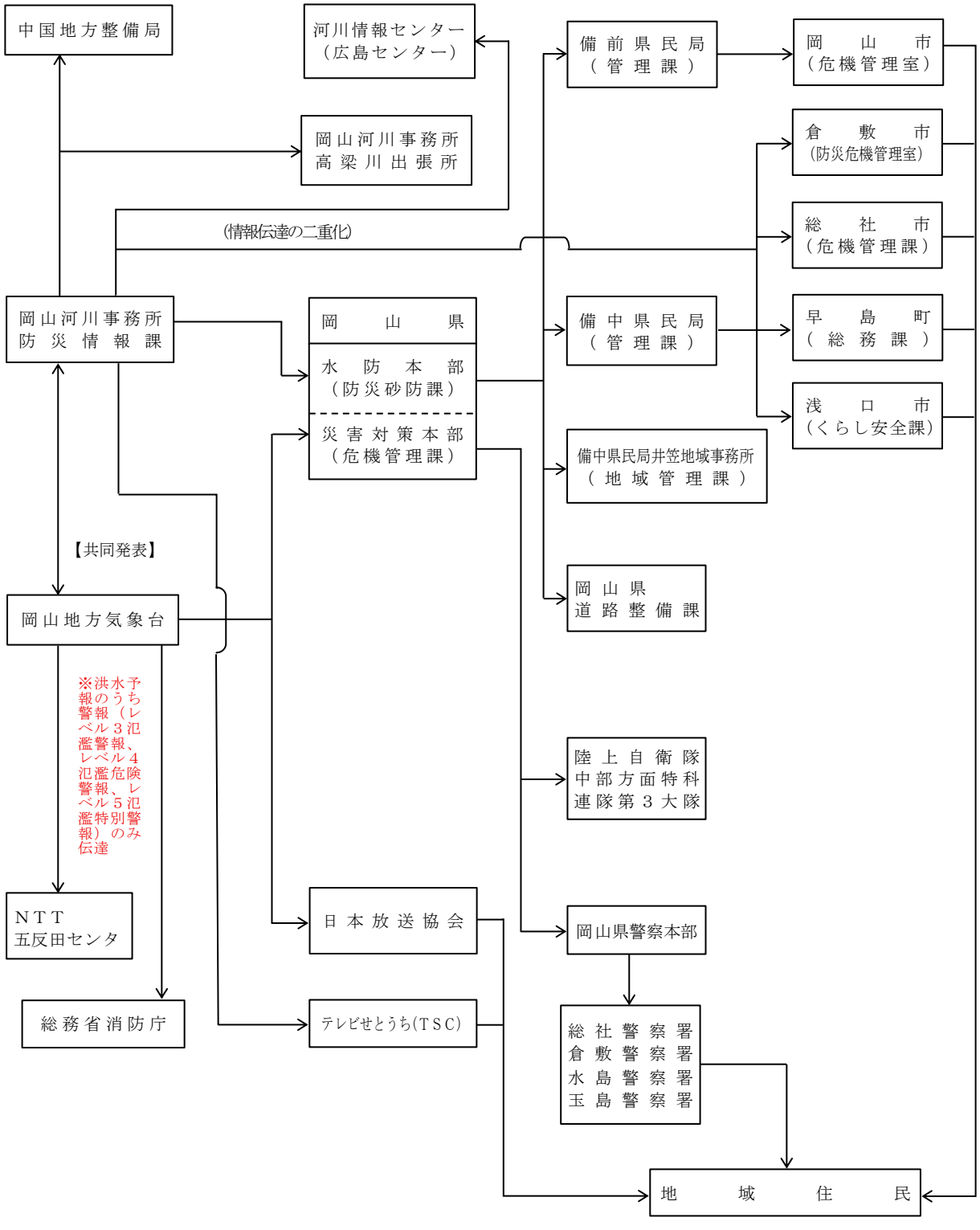
※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

b　吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統



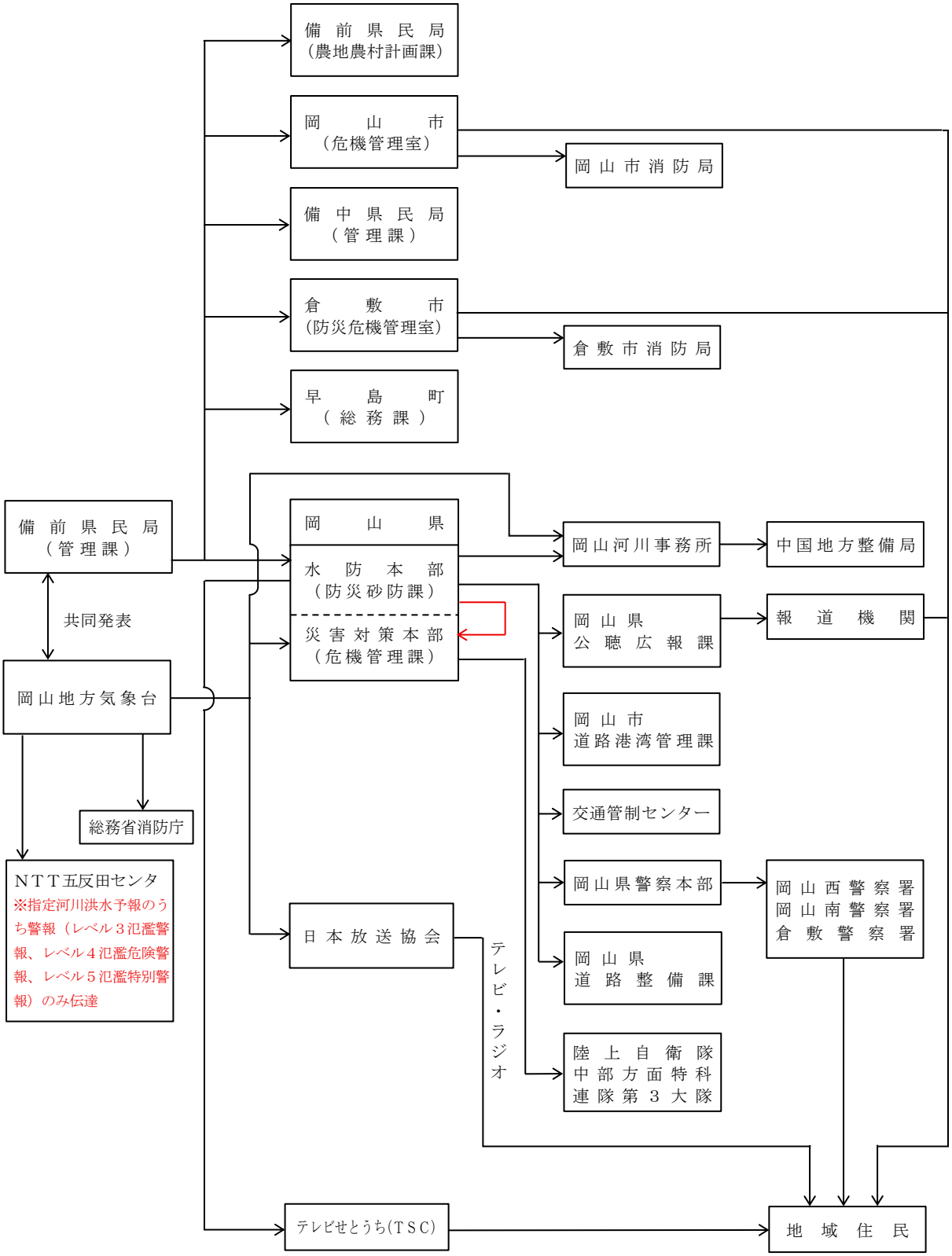
※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

c　高梁川及び小田川洪水予報伝達系統

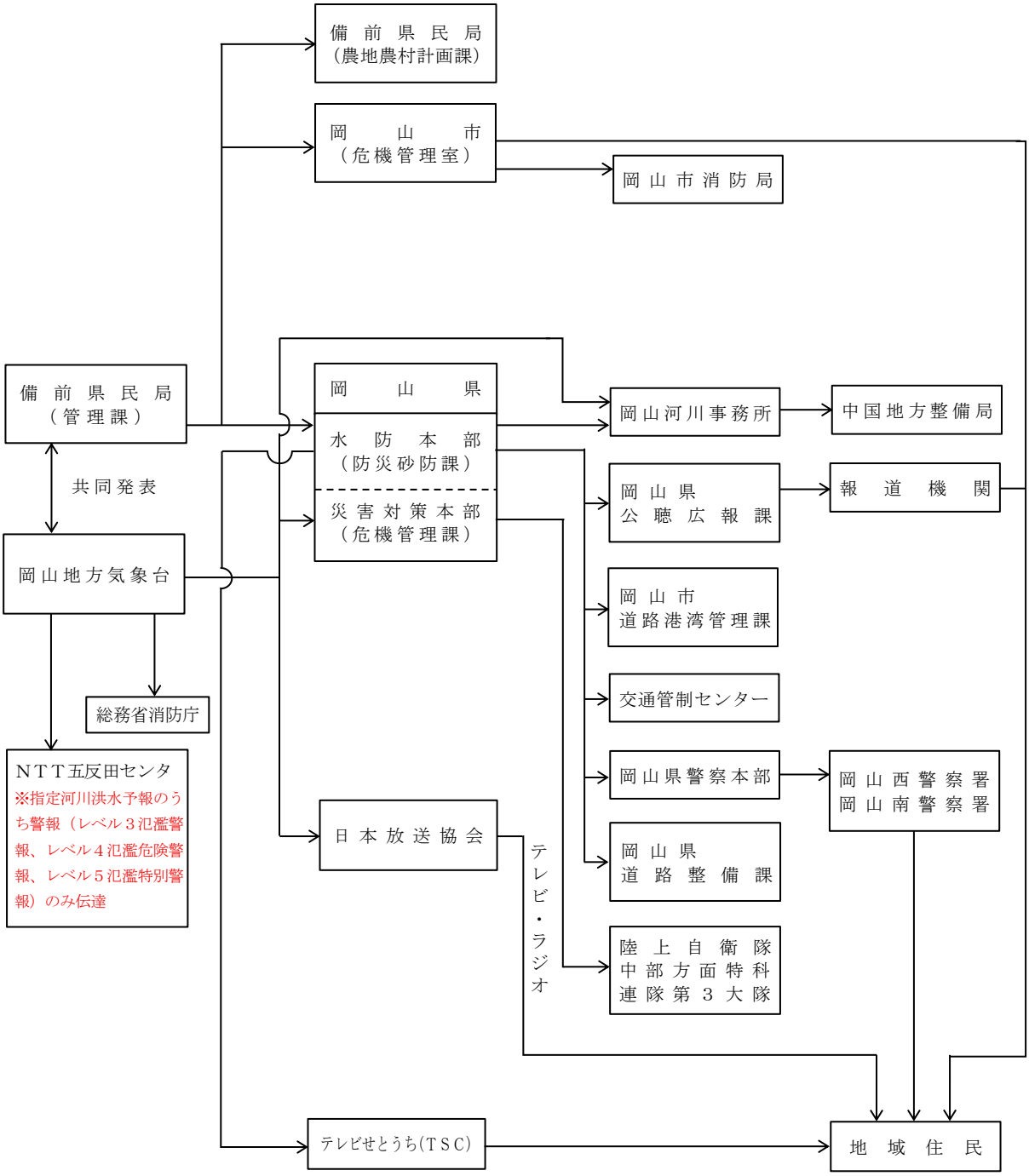


※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

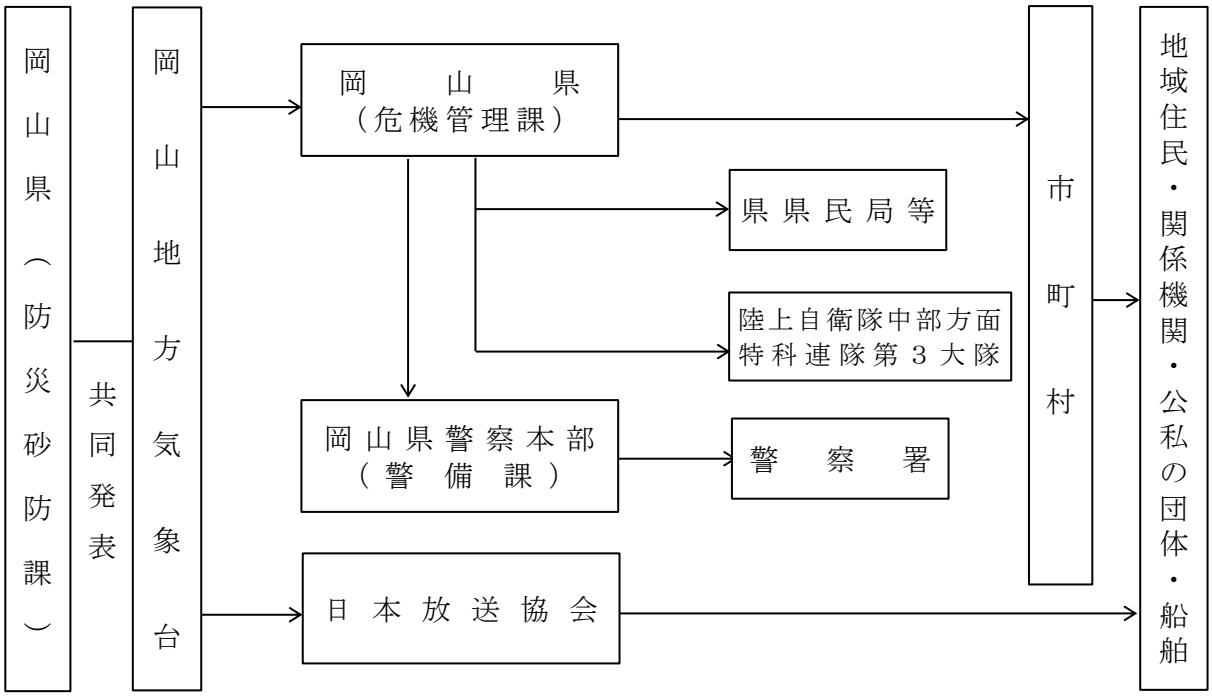
d　笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統



e　旭川水系旭川中流部洪水予報伝達系統

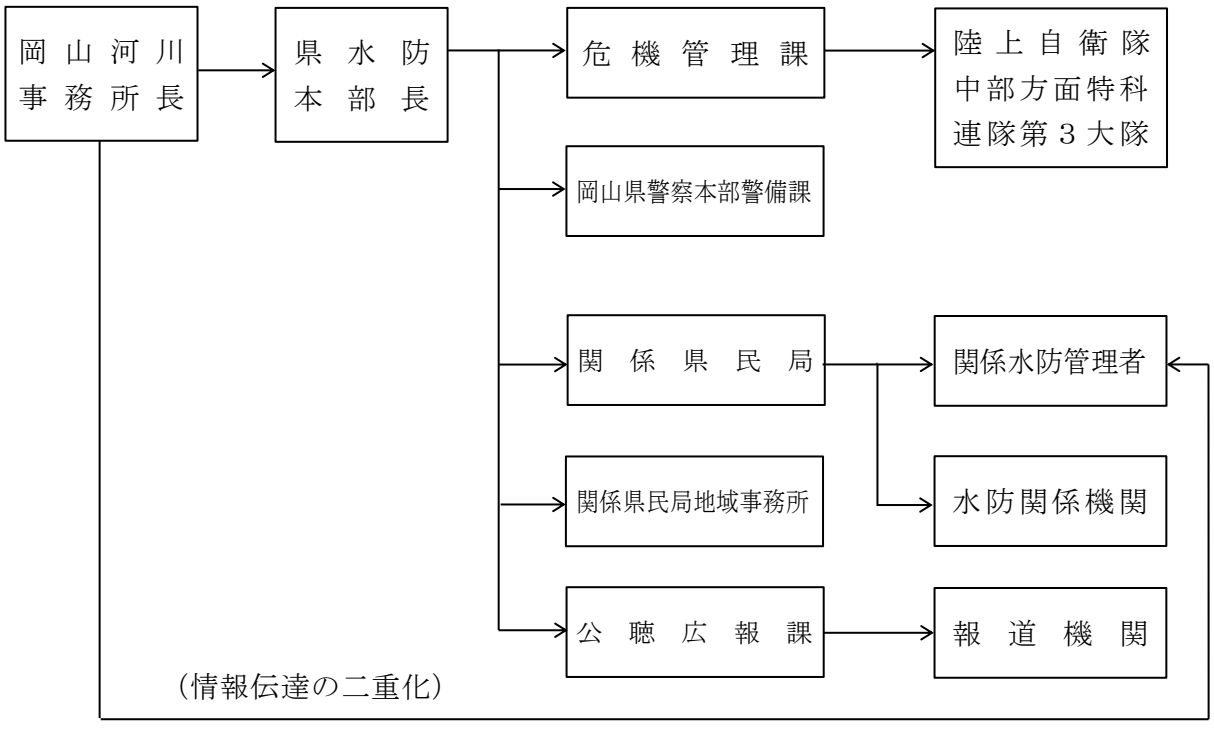


（ウ）レベル４土砂災害危険警報（土砂災害警戒情報）の伝達系統

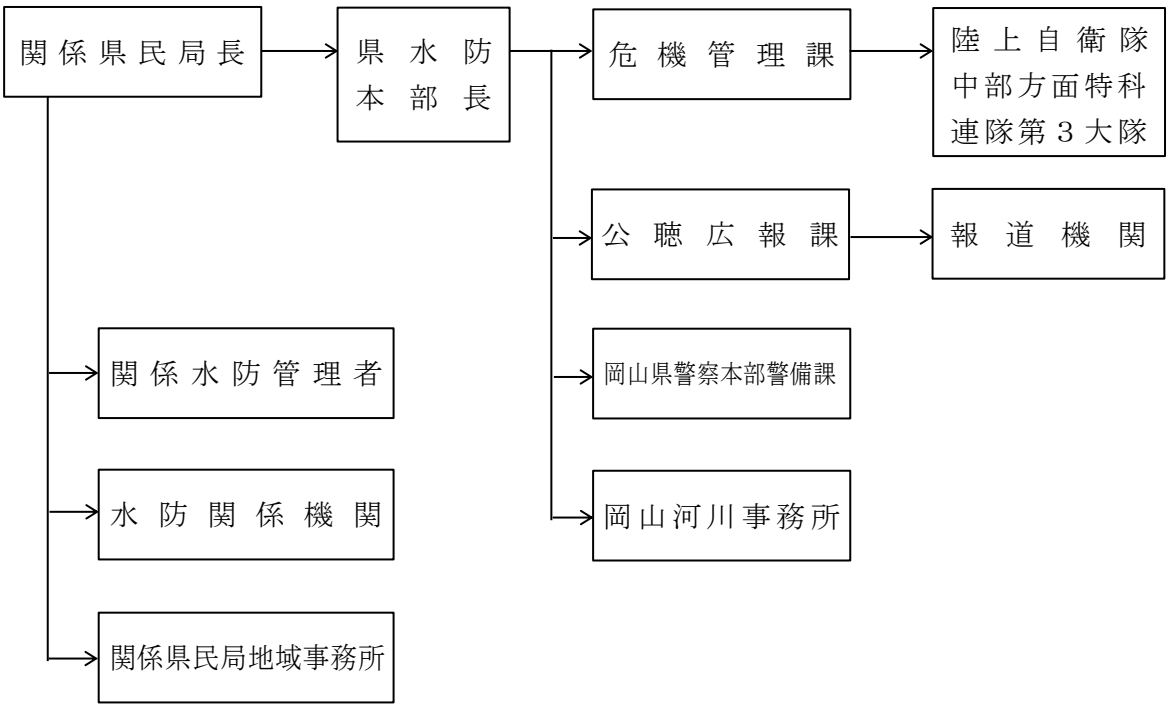


（エ）水防警報等の伝達系統

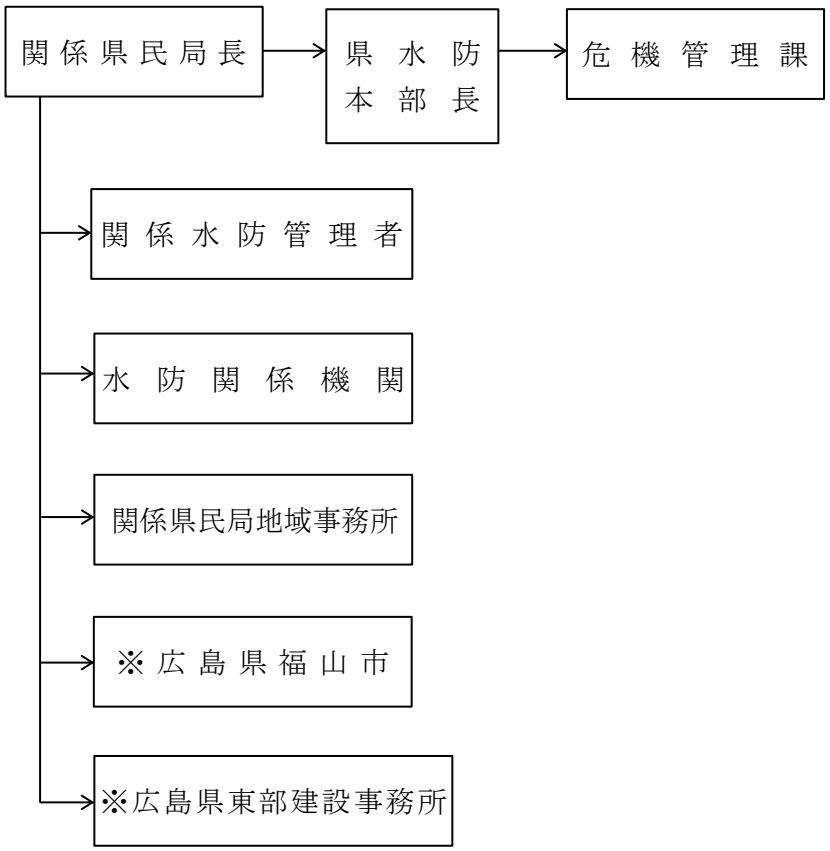
a　国土交通大臣の発する水防警報



b　知事の発する水防警報



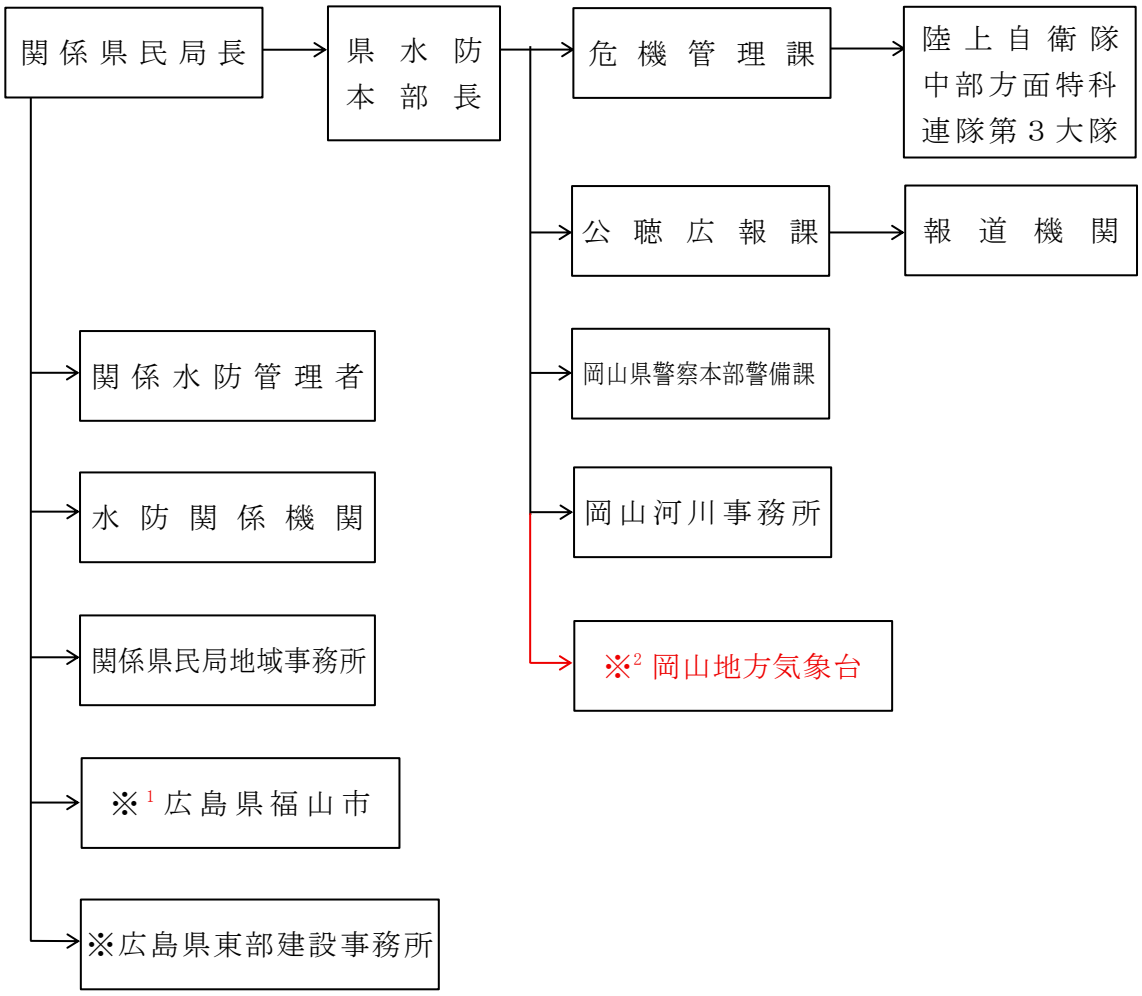
c　知事の発する水位情報の通知及び周知（避難判断水位）



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

d　知事の発する水位情報の通知及び周知

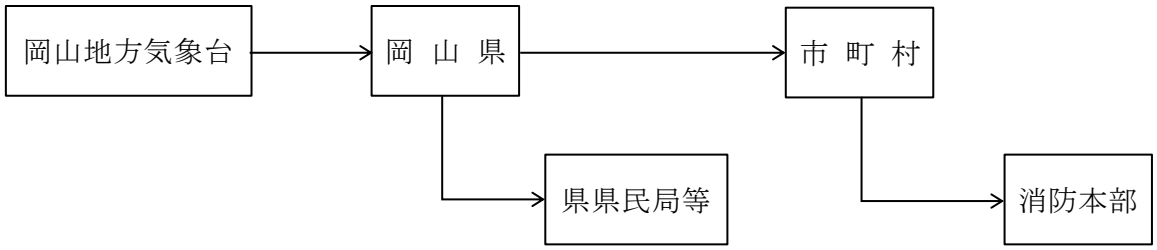
（氾濫危険水位、氾濫発生水位及び氾濫発生）



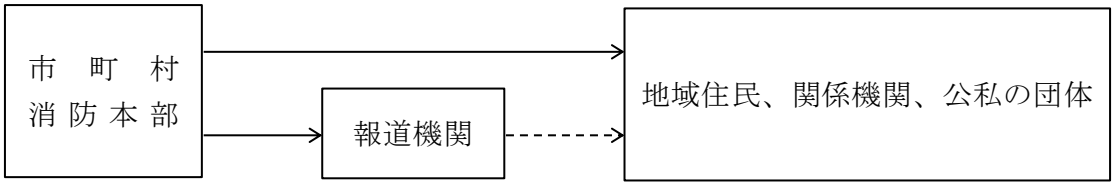
※1 一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

※2氾濫発生水位到達及び氾濫発生時に限り通知を行う。

（オ）火災気象通報の伝達系統



（カ）火災警報の伝達系統



（４）重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

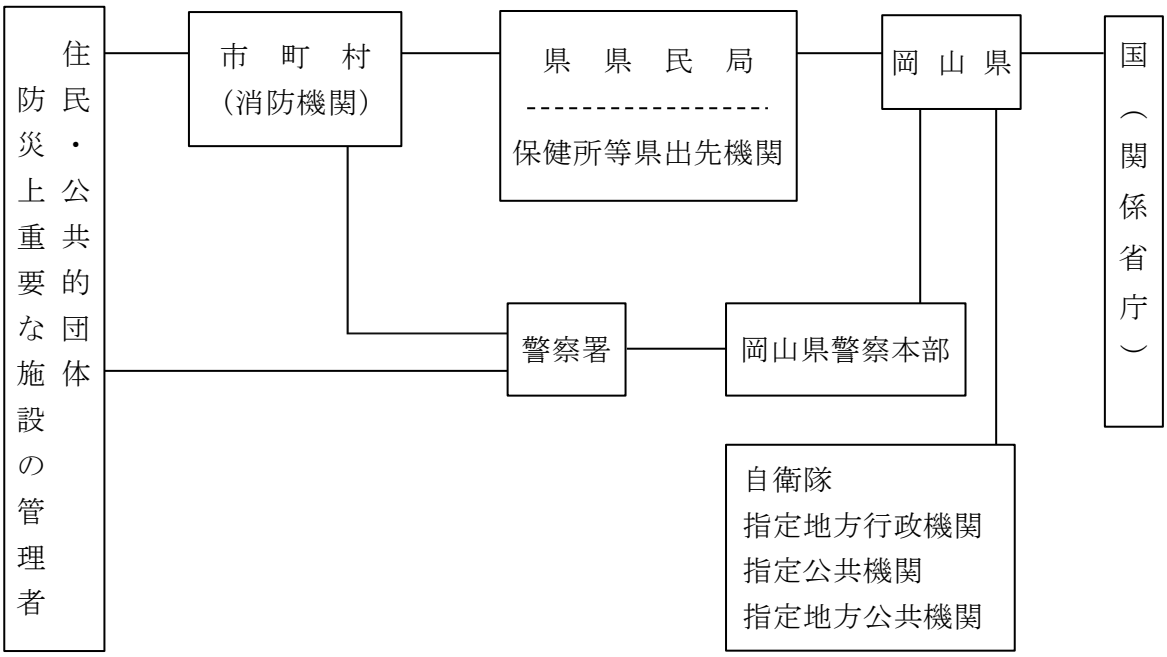
伝達の対象となる被害		伝達内容等
（ア）災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式１－１及び１－２によること。
（イ）人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式２によること。 様式３によること。
公共施設被害	（ウ）河川被害 （エ）海岸被害 （オ）貯水池・ため池被害 （カ）砂防被害 （キ）治山被害 （ク）港湾及び漁港施設被害 （ケ）道路施設被害 （コ）鉄軌道施設被害 （サ）電信電話施設被害 （シ）電力施設被害 （ス）ガス施設被害 （セ）水道施設被害 （ソ）下水道施設被害 （タ）都市公園等施設被害 （チ）公営住宅等被害	様式４によること。
その他	（ツ）商工関係被害等 商工関係被害 観光関係被害	 様式５によること。 様式６によること。
	（テ）林野火災被害	様式７によること。
	（ト）社会福祉施設被害	様式８によること。

（注）１　確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

２　特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア　伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合については、次により行う。

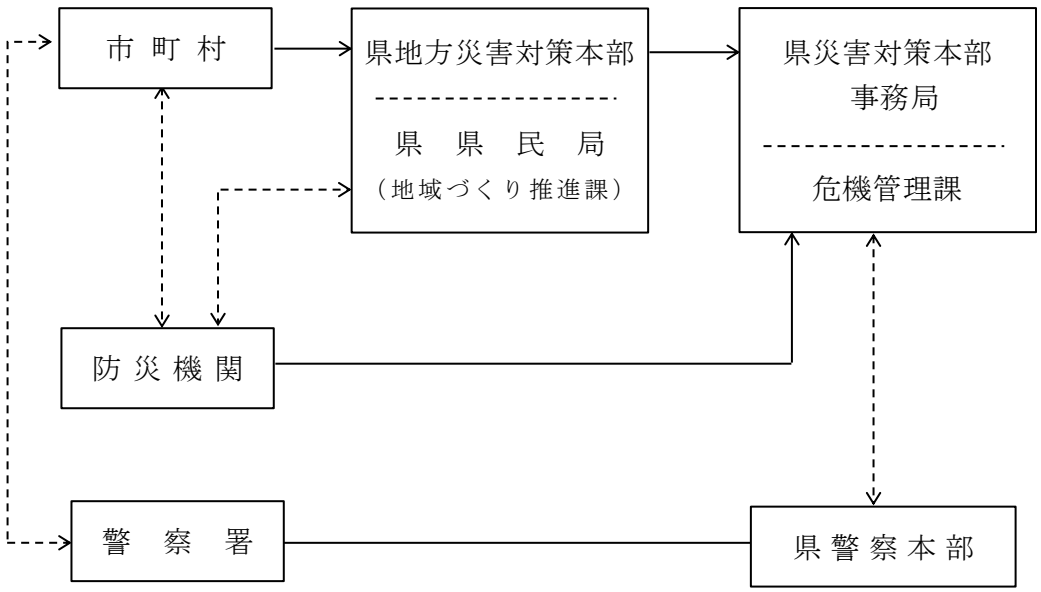
なお、市町村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

（ア）災害発生状況等

報告を要する場合

次に掲げる事項の一に該当するとき。
- 岡山県災害対策本部が設置されたとき。
- 市町村災害対策本部が設置されたとき。
- 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

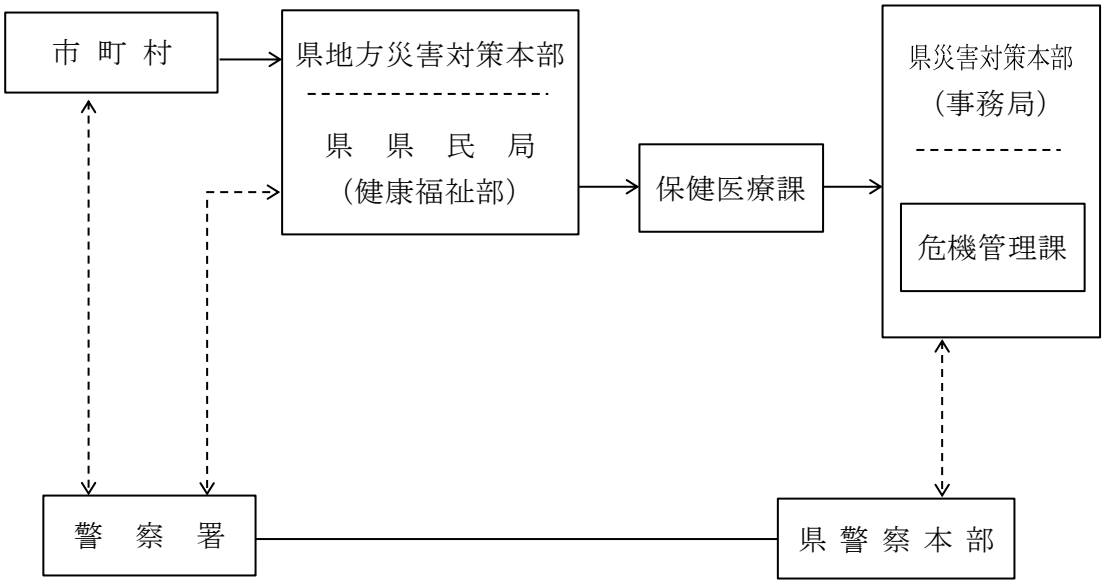
伝達系統



（注）------- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

※　災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

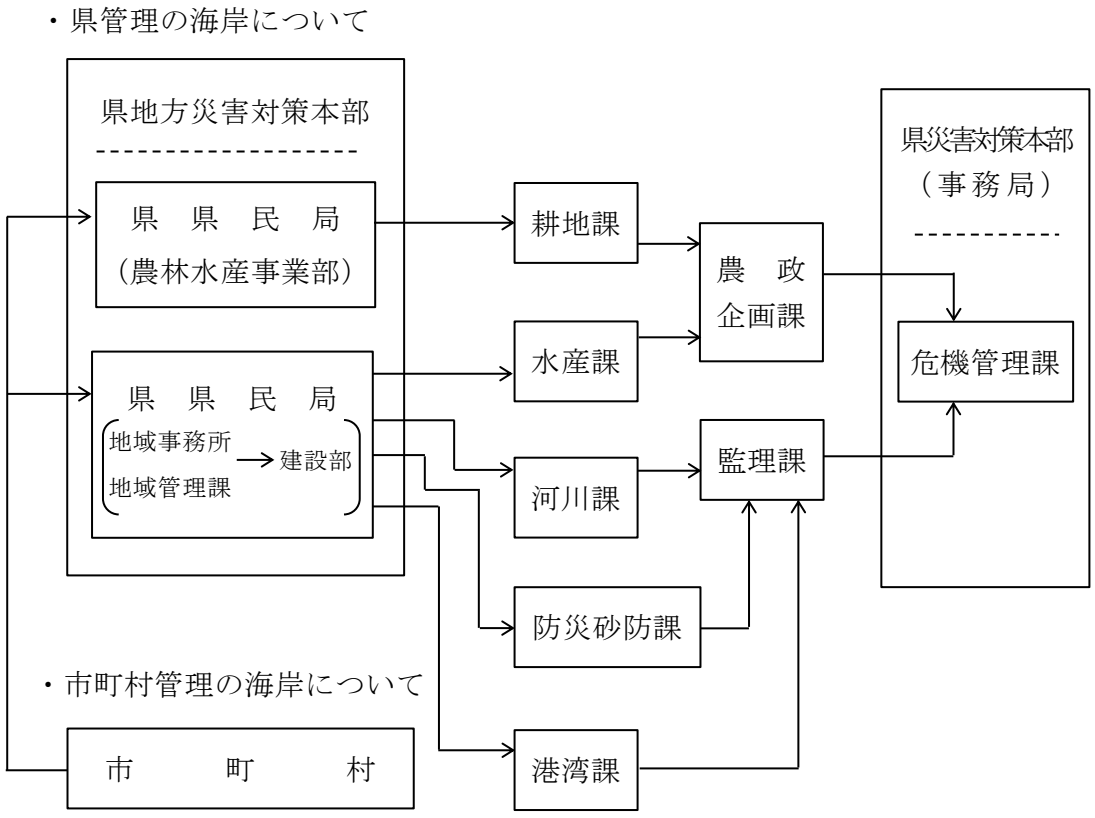
（イ）人的被害・住家被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	 （注）------- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

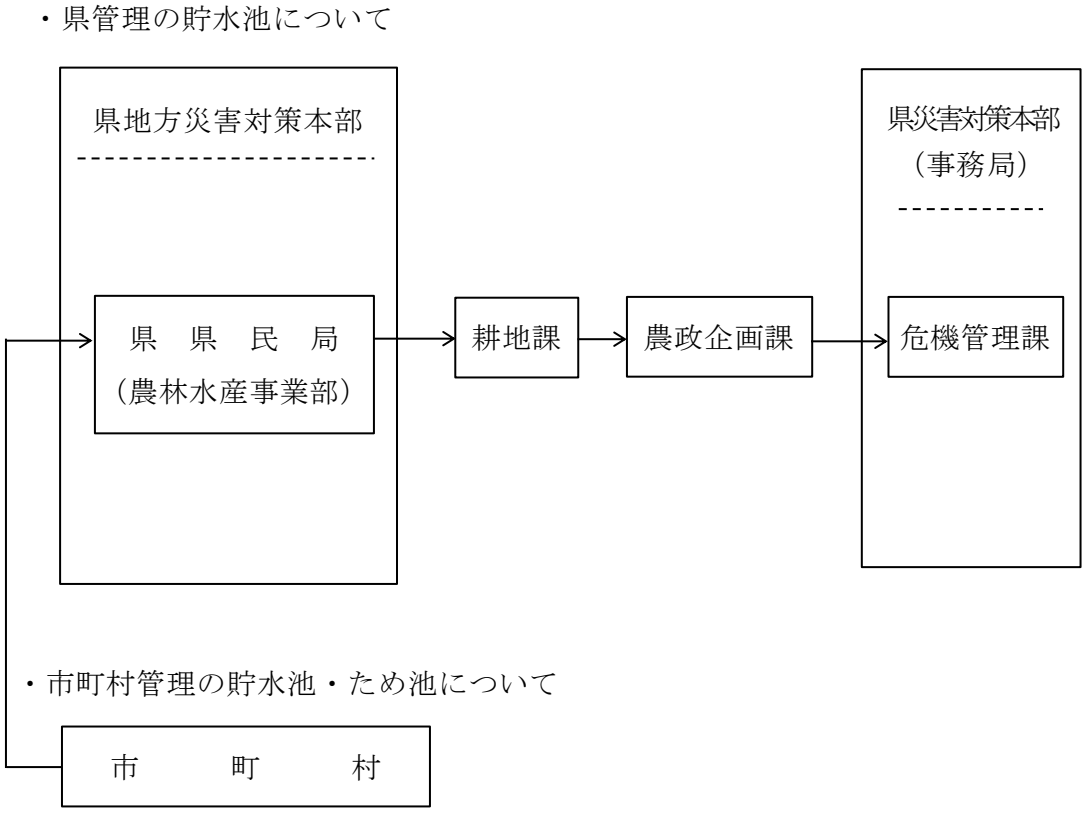
（ウ）河川被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・一級河川（国管理）について 国土交通省岡山河川事務所 ・一級河川(県管理)・二級河川について 県地方災害対策本部 県　県　民　局 地域事務所 → 建設部 地域管理課 河川課 → 監理課 → 危機管理課 県災害対策本部 （事務局） ・準用河川等（市町村管理）について 市　町　村

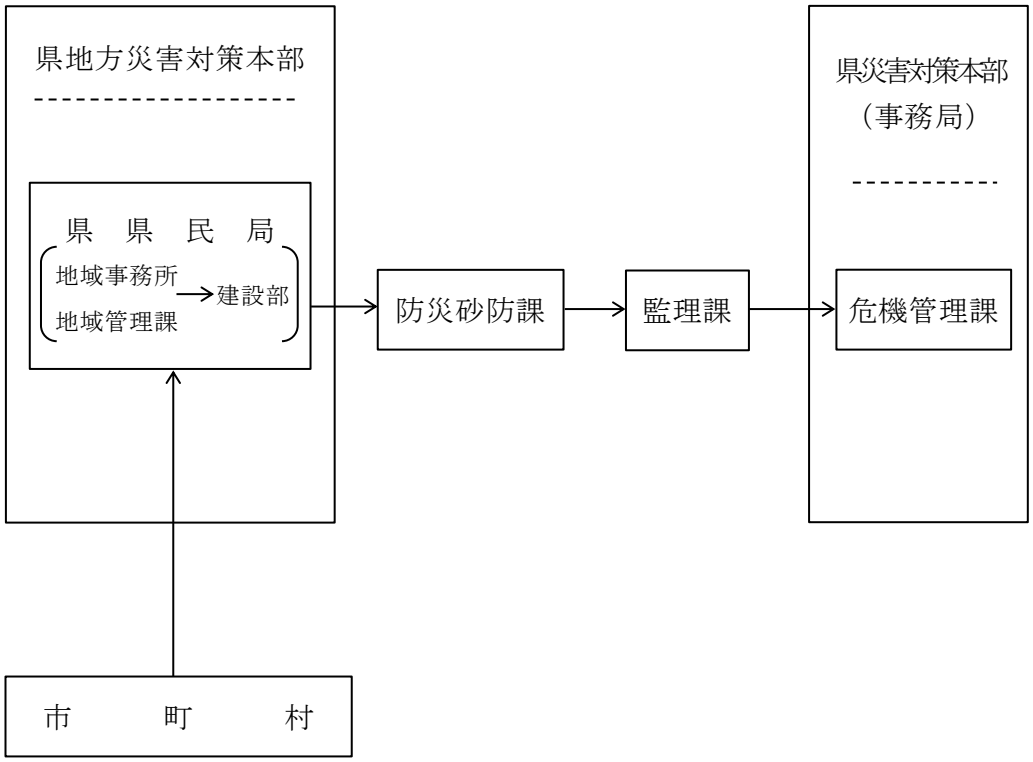
（エ）海岸被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（海岸堤防の破堤又は溢水（いっすい））が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

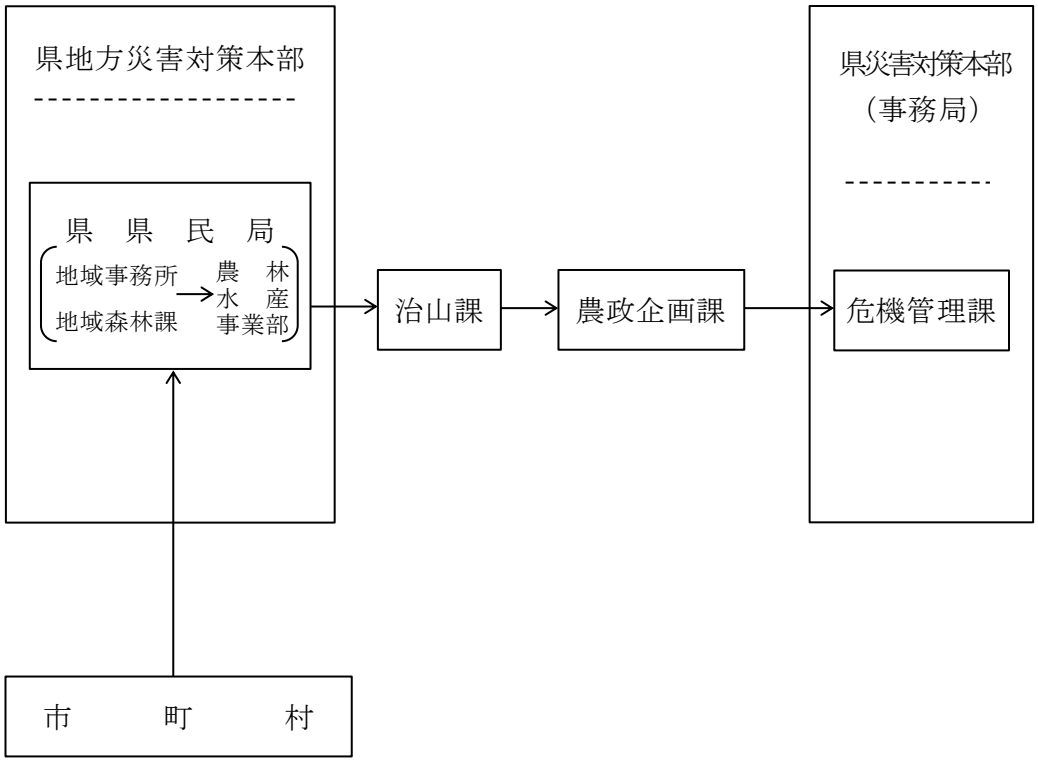
（オ）貯水池・ため池被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（堰堤（えんてい）本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

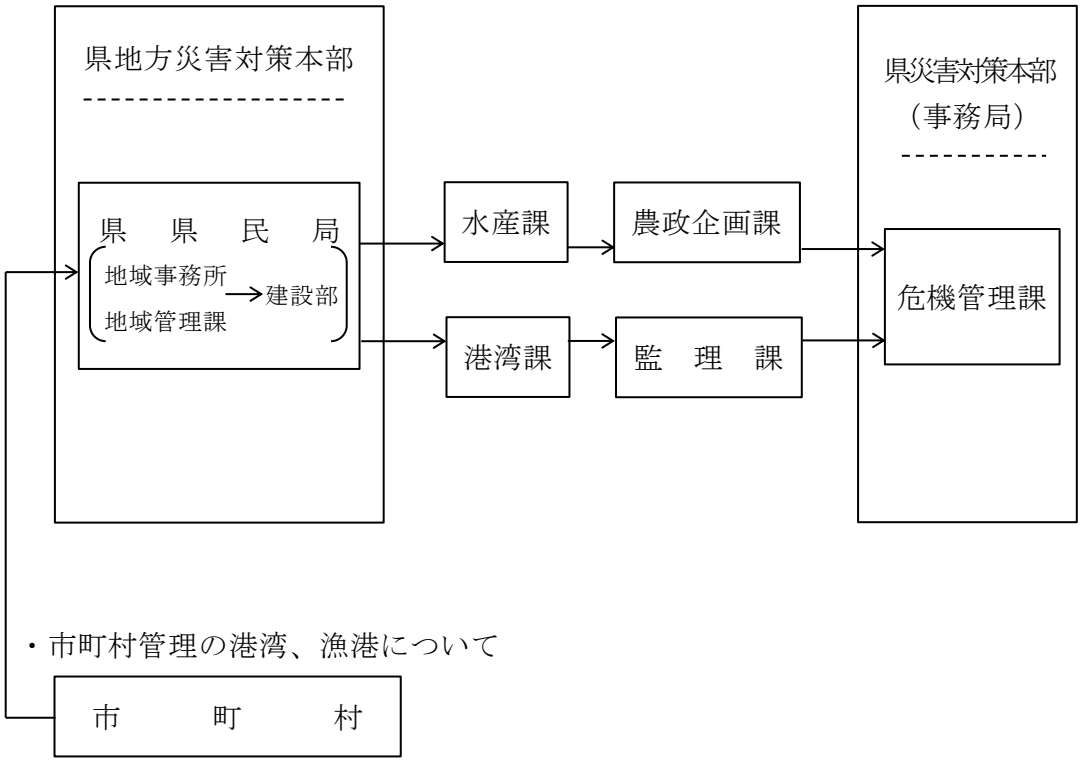
（カ）砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤（えんてい）の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	

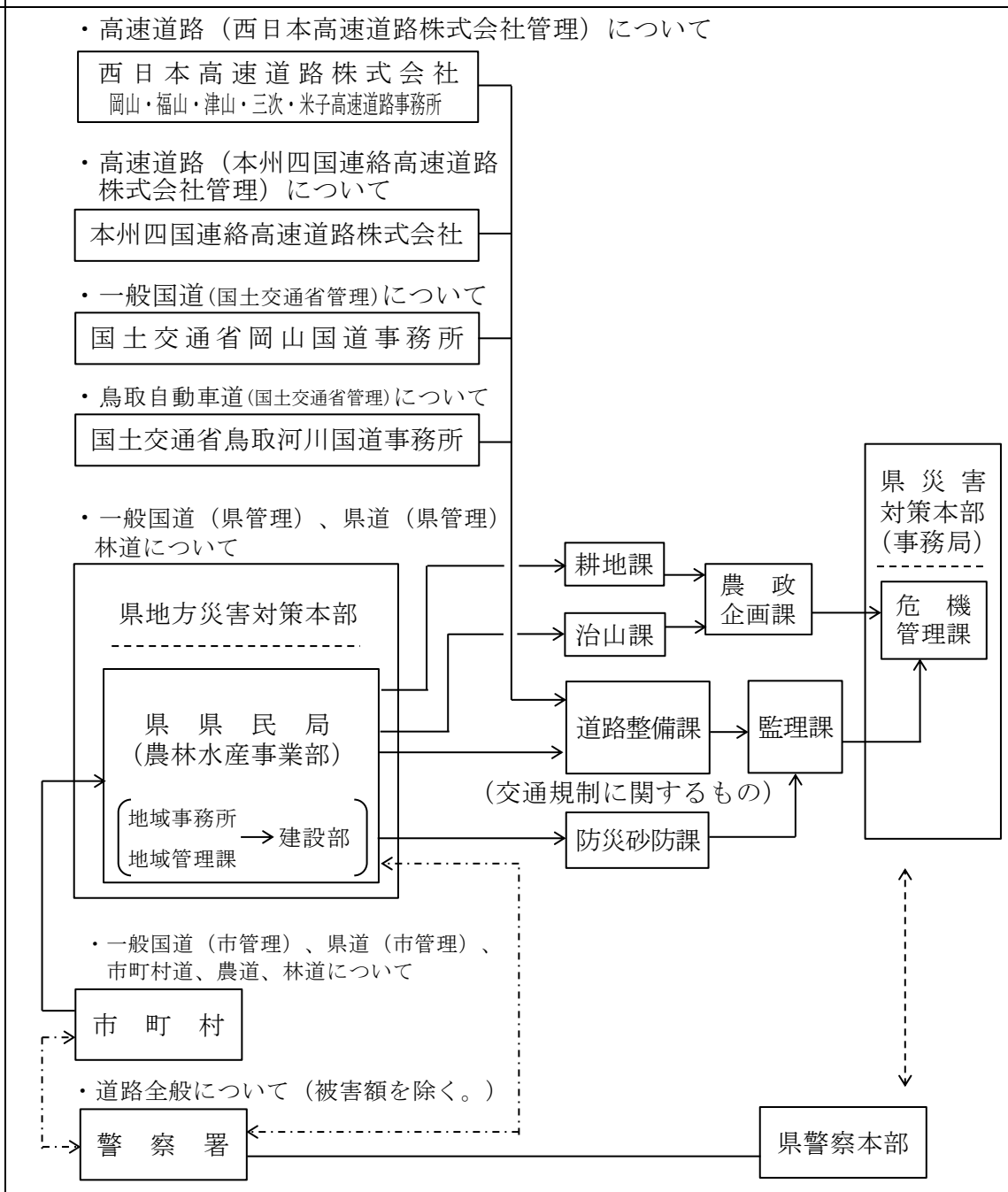
（キ）治山被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

（ク）港湾及び漁港施設被害

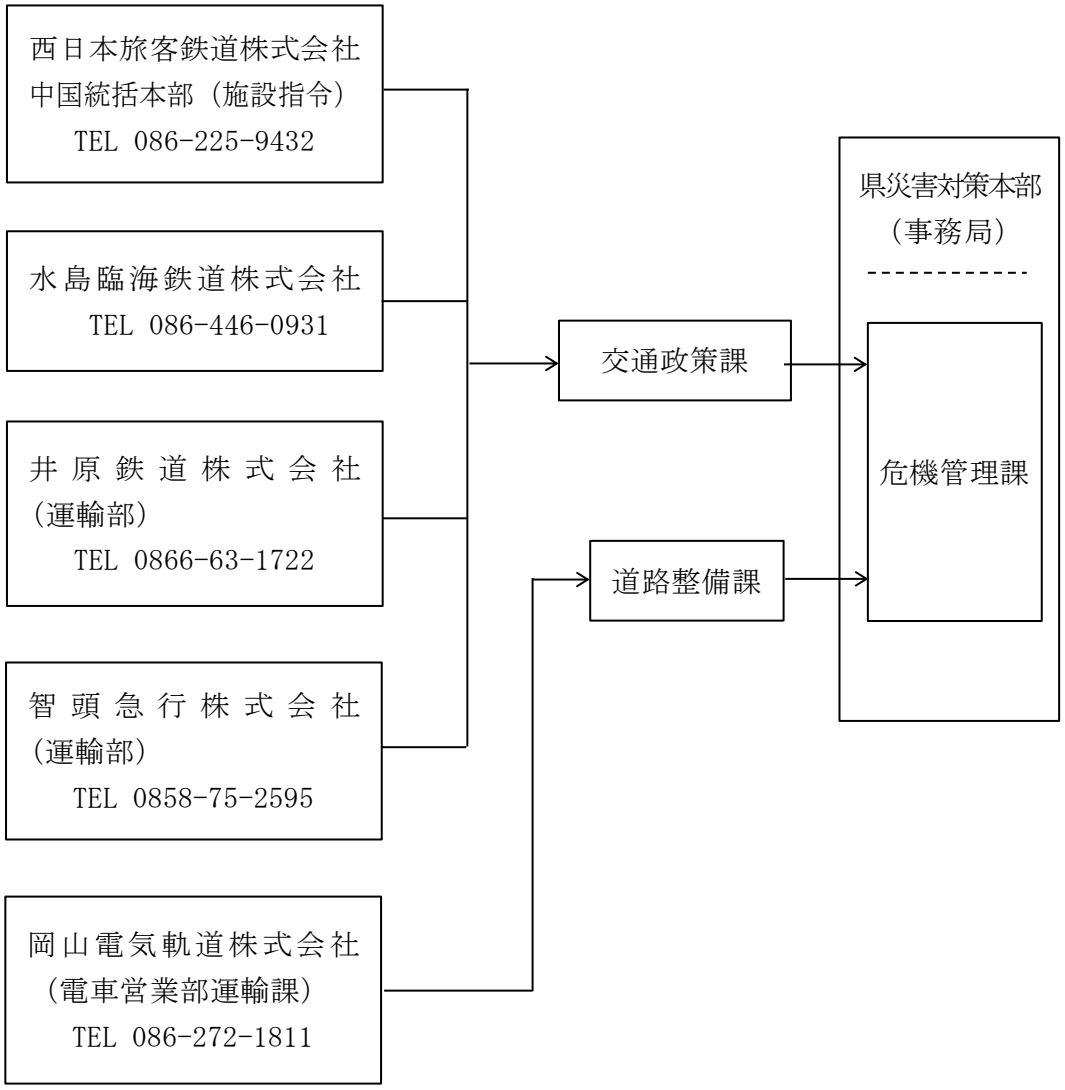
報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・県管理の港湾、漁港について  ・市町村管理の港湾、漁港について

（ケ）道路施設被害

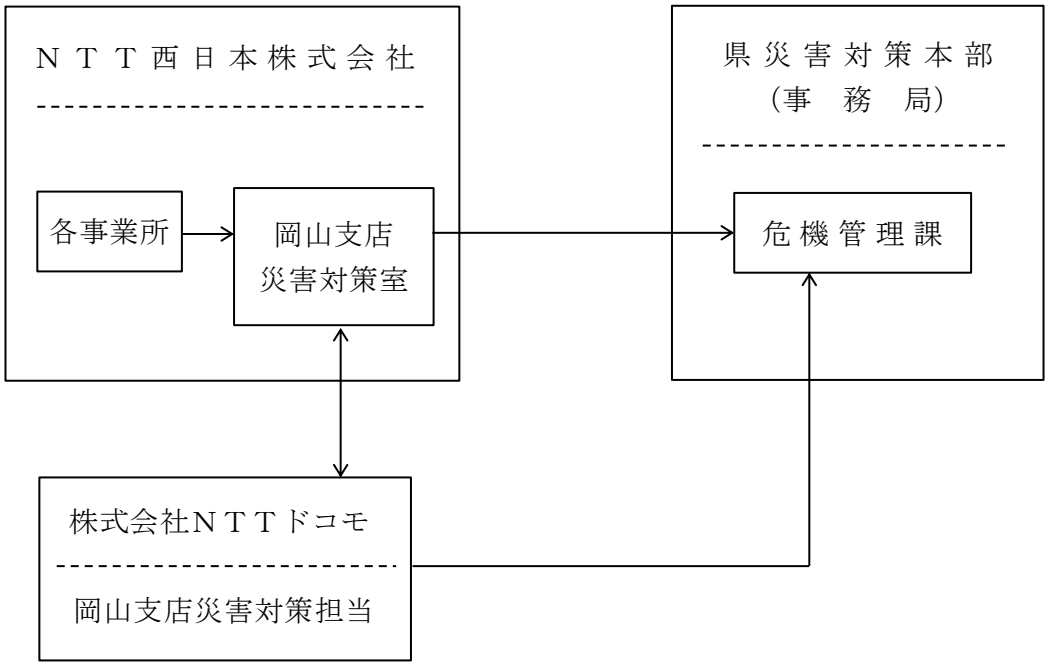
報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

（注１）　---------　線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。
（注２）　-·-·-·-·-　線部分は、災害時における交通規制を伴う情報交換の流れを示す。

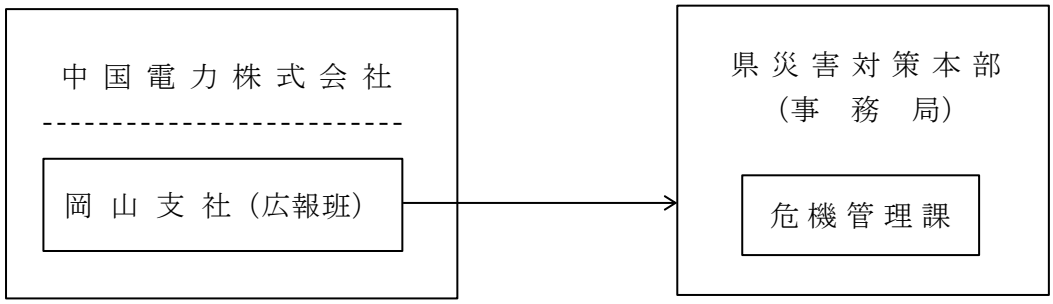
（コ）鉄軌道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間の発生又は運行の停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

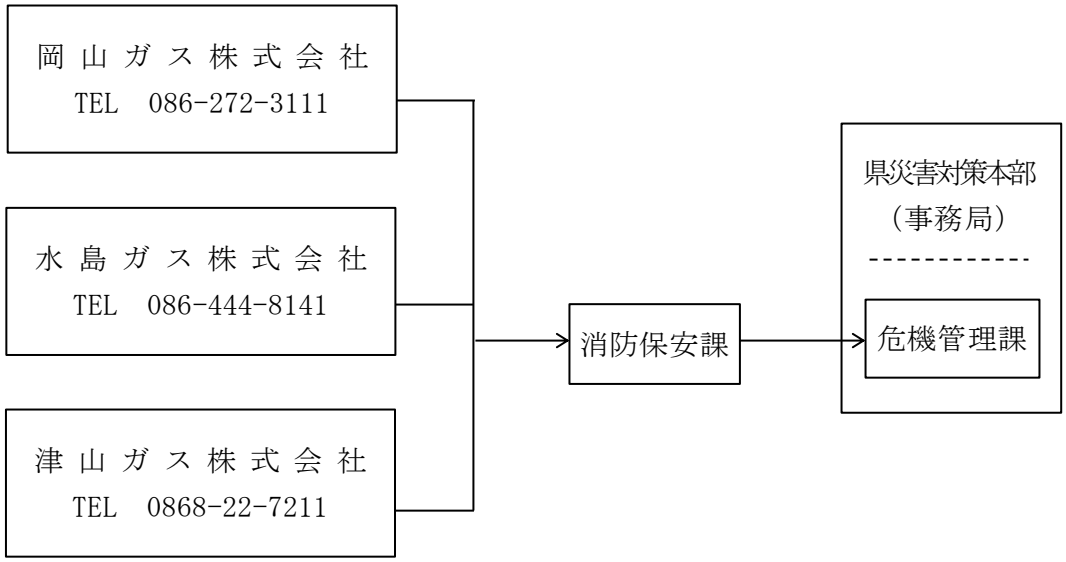
（サ）電信電話施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

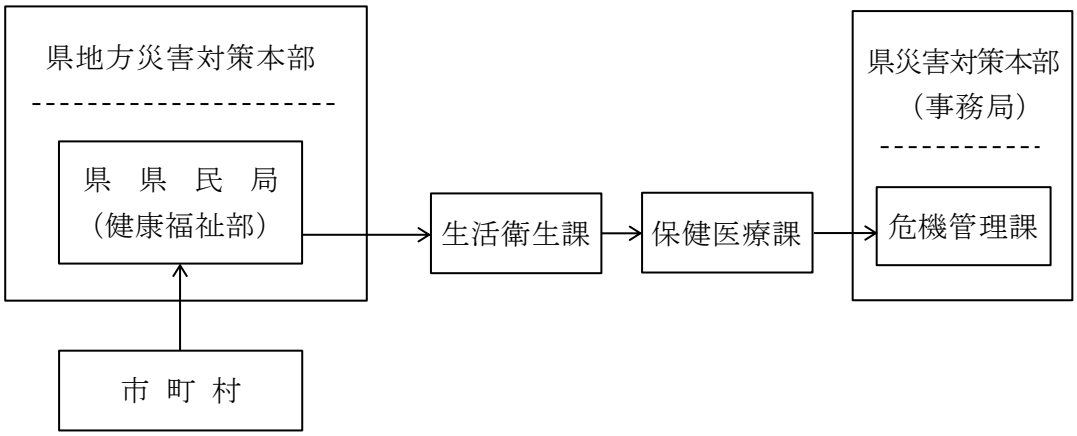
（シ）電力施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154kv系１次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

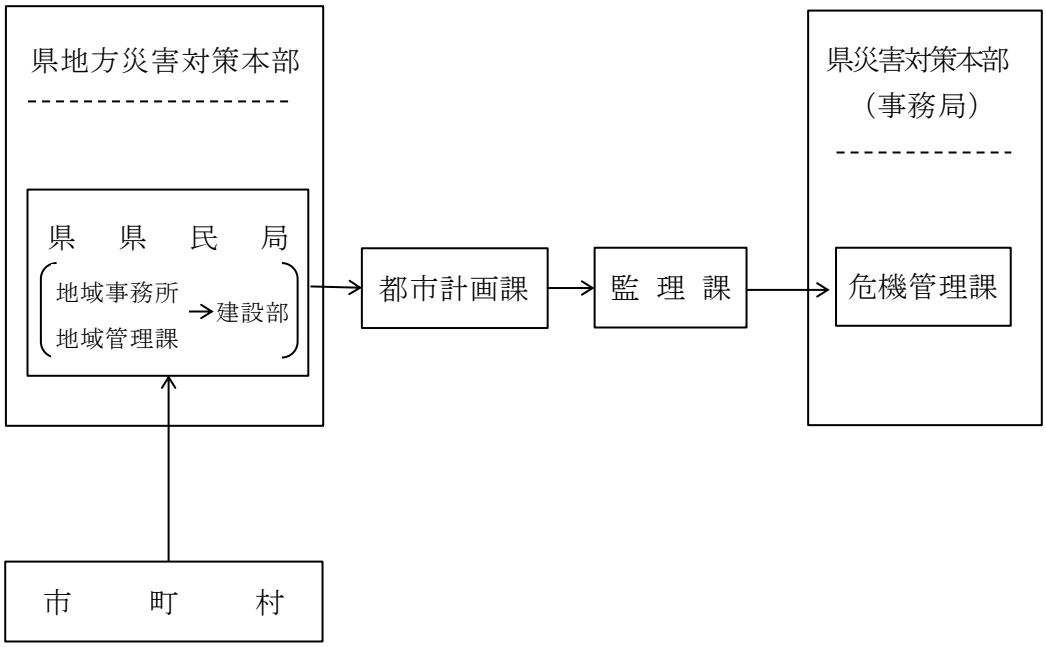
（ス）ガス施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給の全面停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

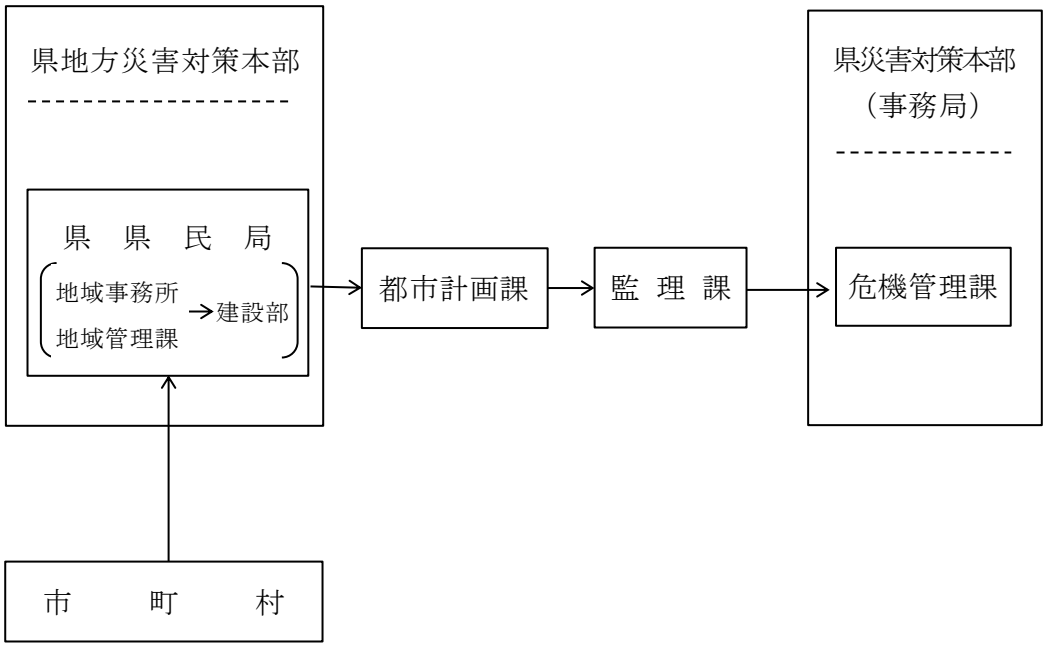
（セ）水道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	

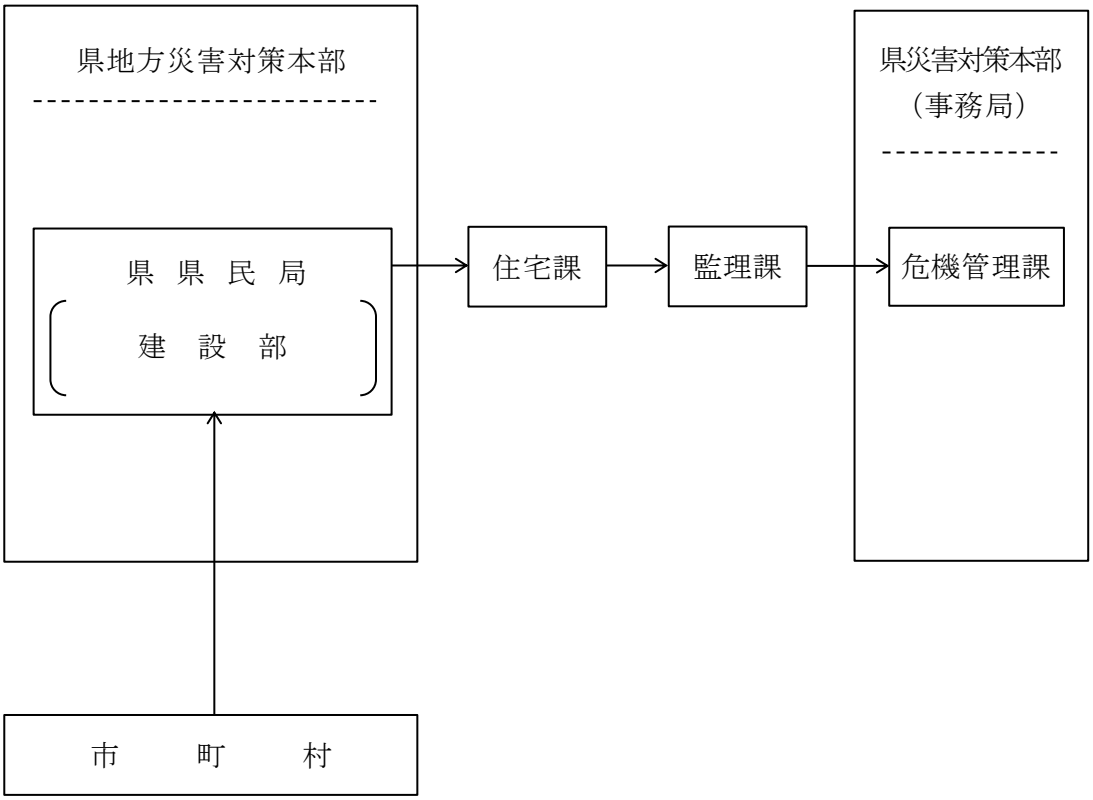
（ソ）下水道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

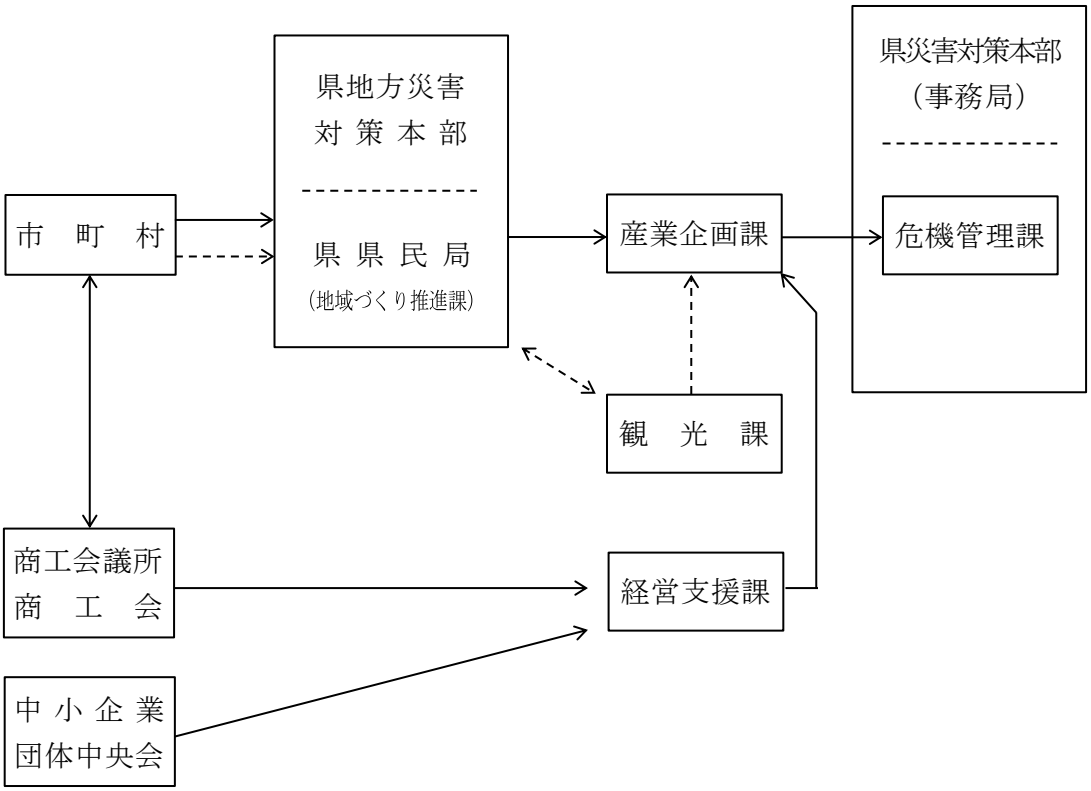
（タ）都市公園等施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	

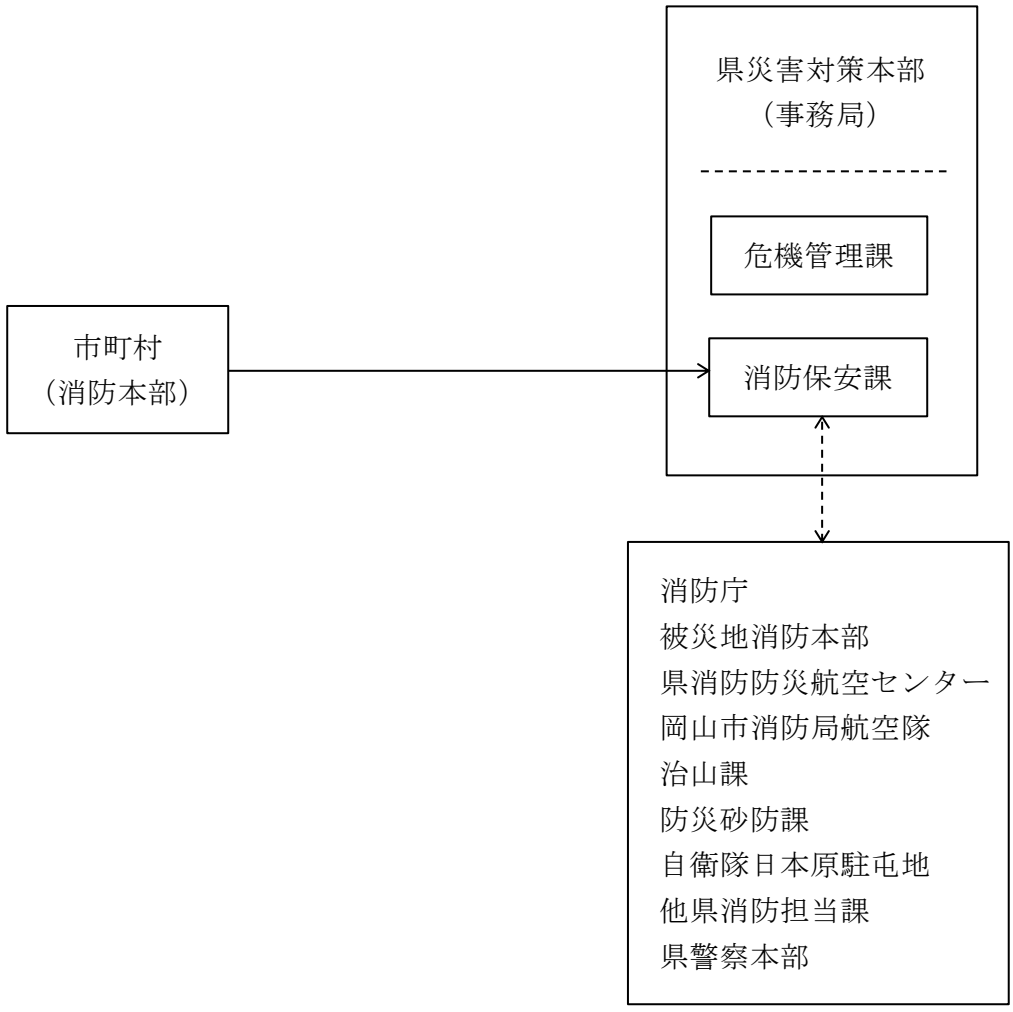
（チ）公営住宅等被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合で、公営住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき。
伝達系統	

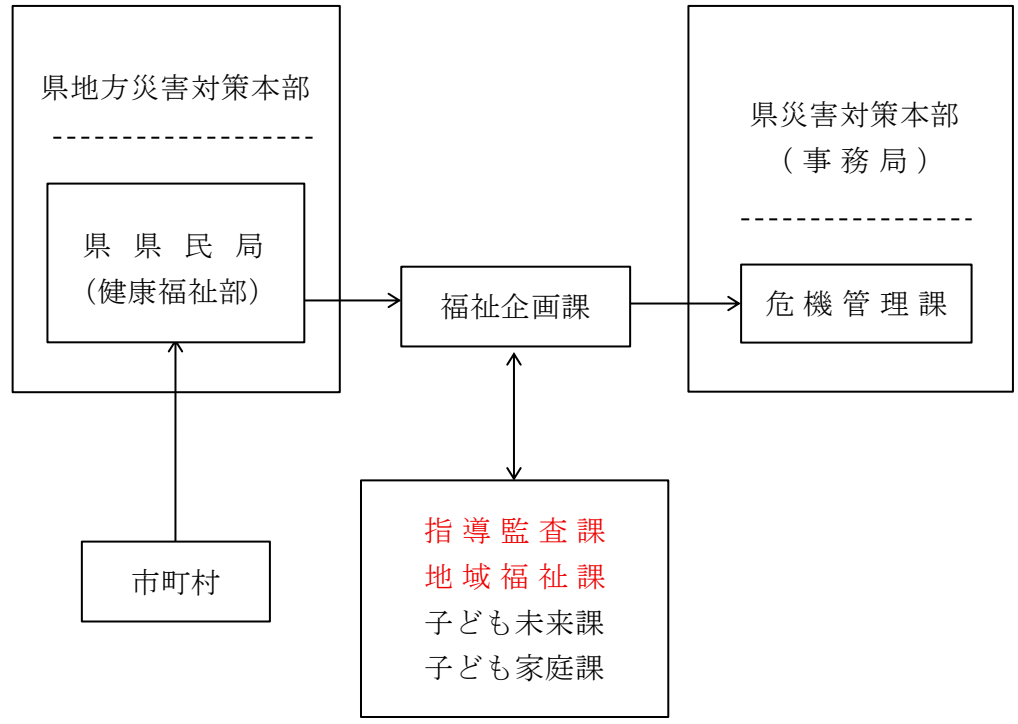
（ツ）商工関係被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	 （注）　--------　線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。

（テ）林野火災被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき。
伝達系統	 （注）--------部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

（ト）社会福祉施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	

様式１－１（災害発生時）

災　害　発　生　通　報

報告日時	年　月　日 時　分	市町村名		電話番号	
		報告者名			

災害名　　第　報

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日 時　分						
被害状況	死傷者	死　者	人	重傷者	人	住　家	全　壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		うち災害関連死者	人	軽傷者	人		半　壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
		不明者	人				一部破損	棟	世帯	未分類	棟	世帯
	119番通報の件数（わかる範囲で）					非住家	公共建物全壊	棟		その他全壊	棟	
							公共建物半壊	棟		その他半壊	棟	
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況			設置	年　月　日　時　分							
				解散	年　月　日　時　分							
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）										
	○避難指示等の発令状況 種　別：高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時：　年　月　日　時　分 解除日時：　年　月　日　時　分 対象地区等： 対象人員：　世帯　人 ○避難所の設置状況 開設避難所名： ○対応状況											
その他												

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式１－２

災害速報（即報・確定）

<table>
<tr><td colspan="2">市町村名</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">区分</td><td>被害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">第　　報
年　月　日　時現在</td><td rowspan="12">そ
の
他</td><td rowspan="2">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">被害</td><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">学校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2" rowspan="2">死者</td><td>人</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">病院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">うち災害関連死者</td><td rowspan="2">人</td><td colspan="3">道路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="3">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="3">河川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="3">海岸</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">港湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">漁港</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">砂防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">下水道</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">都市公園等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">崖崩れ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">水道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">電話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">電気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">ガス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td colspan="2">建物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td></td><td>被害</td><td rowspan="6">災害対策本部等の設置状況</td><td rowspan="6">設置日時　　日　時　分

解散日時　　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="9">災害救助法適用</td><td>適用日時　　日　時　分</td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">１１９番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td>災害の概況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td colspan="6">消防機関等の活動
（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自衛隊の災害派遣</td><td colspan="3">その他</td></tr>
</table>

1　※　被害額は省略することができる。

2

1　（注）記入要領

項目		記入要領
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

2

項目			記入要領
その他	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川 海岸		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第２条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
		破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港		漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第３条第１号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下水道		下水道法（昭和33年法律第79条）第２条第２号に規定する下水道施設とする。
	都市公園等		都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第２条第２号に掲げる公園又は緑地とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガス		ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする

項　　目		記　　入　　要　　領
り　災　世　帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り　災　者		り災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。		
その他の被害額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第１項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式２

人的被害・住家被害

（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="2">報告の時限</td><td>日　時　分現在</td><td>受信時間</td><td>時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者名</td><td></td><td>受信者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">内　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発生</td><td>日　時</td><td colspan="3">日　時　分</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">原　因</td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害の状況</td><td>被害程度</td><td colspan="3">１　死　亡　　２　行方不明　　３　重　傷　　４　軽　傷</td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td colspan="3">（氏名　　）（生年月日　　）（性別　　）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>収容先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">その他参考事項（応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">住家被害の状況</td><td>全　壊</td><td>半　壊</td><td>一部破損</td><td>床上浸水</td><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="5">応急対策の状況</td></tr>
</table>

様式３

避難状況・救護所開設状況

（第　　報）

報告の時限	日　　時　　分現在	受信時間	時　　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内容							
避難状況	避難先	地区名	避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋外の別	今後の見通し
			（高齢者等避難、避難指示、自主避難） 日　時　分	世帯	人	屋内 屋外	
			（高齢者等避難、避難指示、自主避難） 日　時　分			屋内 屋外	
			（高齢者等避難、避難指示、自主避難） 日　時　分			屋内 屋外	
			（高齢者等避難、避難指示、自主避難） 日　時　分			屋内 屋外	
			（高齢者等避難、避難指示、自主避難） 日　時　分			屋内 屋外	

救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関
			重傷	軽傷	

様式４

公共施設被害

（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="2">報告の時限</td><td>日　　時　　分現在</td><td>受信時間</td><td>時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者名</td><td></td><td>受信者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">内　　容</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害区分</td><td colspan="3">ア　河川　イ　海岸　ウ　貯水池・ため池等　エ　砂防　オ　治山
カ　港湾・漁港　キ　道路　ク　鉄軌道　ケ　電信電話　コ　電力
サ　ガス　シ　水道　ス　下水道　セ　都市公園等
ソ　公営住宅等　タ　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発生</td><td>日　　時</td><td colspan="3">日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>原　　因</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">状況</td><td>被害区域
区　　間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="3">（電話　　）</td></tr>
<tr><td>被害程度
（概要）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応急対策
の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>復旧見込</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他
参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式５

商工関係被害

（第　　報）

報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

（市町村名：　　）

（単位：千円）

区　分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

（注）１　中小企業の定義（中小企業基本法）

①　工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金３億円以下の事業所

②　卸売業については、従業員100人以下又は資本金１億円以下の事業所

③　小売業ついては、従業員50人以下又は資本金５千万円以下の事業所

④　サービス業については、従業員100人以下又は資本金５千万円以下の事業所

２　業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

３　被害数は事業所数で記入すること。

４　観光関係被害は計上しないこと。（様式６に計上すること。）

様式６

観光関係被害

（第　　報）

報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区　　分	被害数	被　害　額	備　　考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合　　計			

（注）備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式７

林野火災被害

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼傷程度	焼損棟数　全焼棟／半焼棟／部分焼棟／ぼや棟　計棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式８

社会福祉施設被害状況

（第　　報）

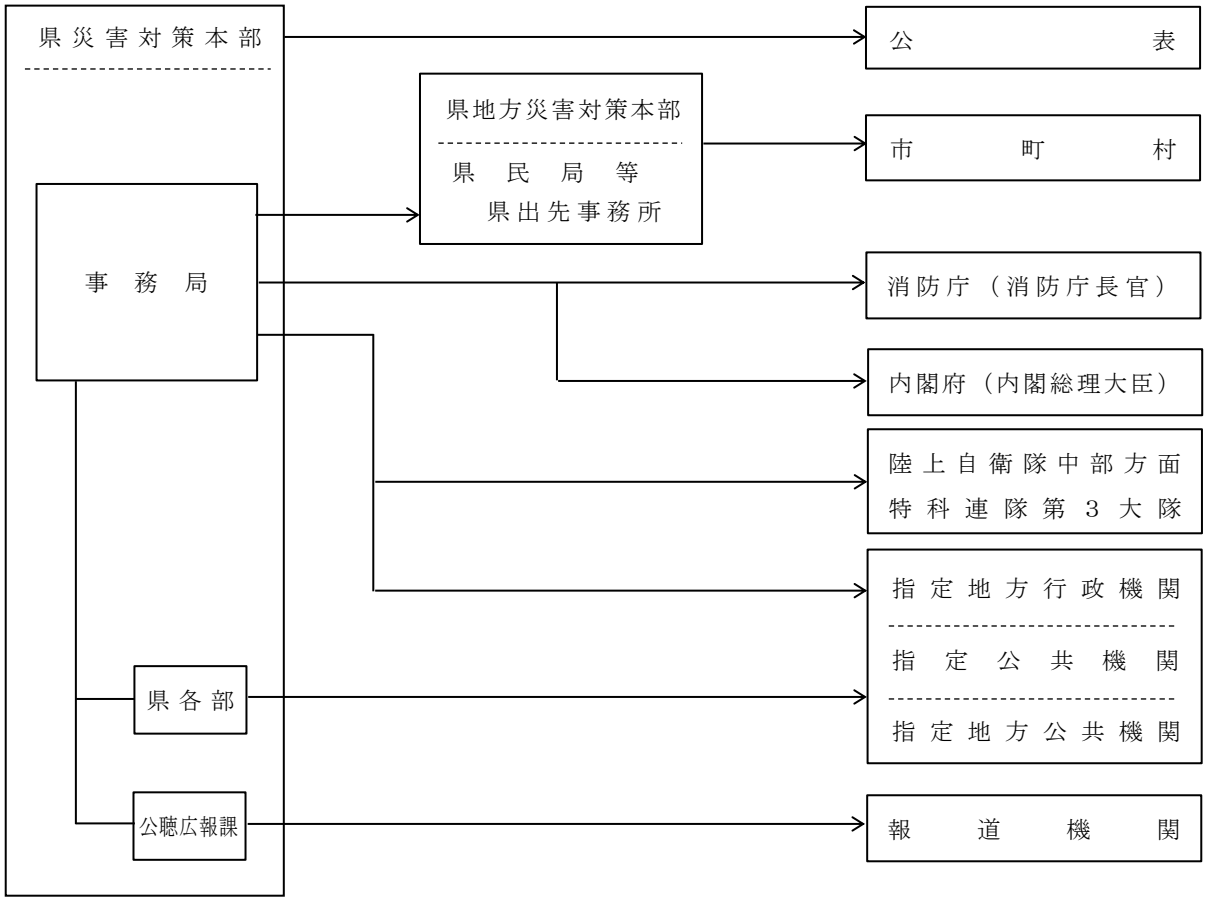
報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内　容

被害施設区分		ア　生活保護　イ　障害者福祉　ウ　老人福祉 エ　婦人保護　オ　児童福祉　カ　保健施設 キ　その他（　　）
発生	日　時	月　日　時　分
	場　所	
	原　因	
状況	被害施設名	
	管 理 者	（電話　　）
	被害程度（概要）	
	人的被害	
	応急対策の状況	
	復旧見込	
	被 害 額（千円）	
	そ の 他参考事項	

イ　岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



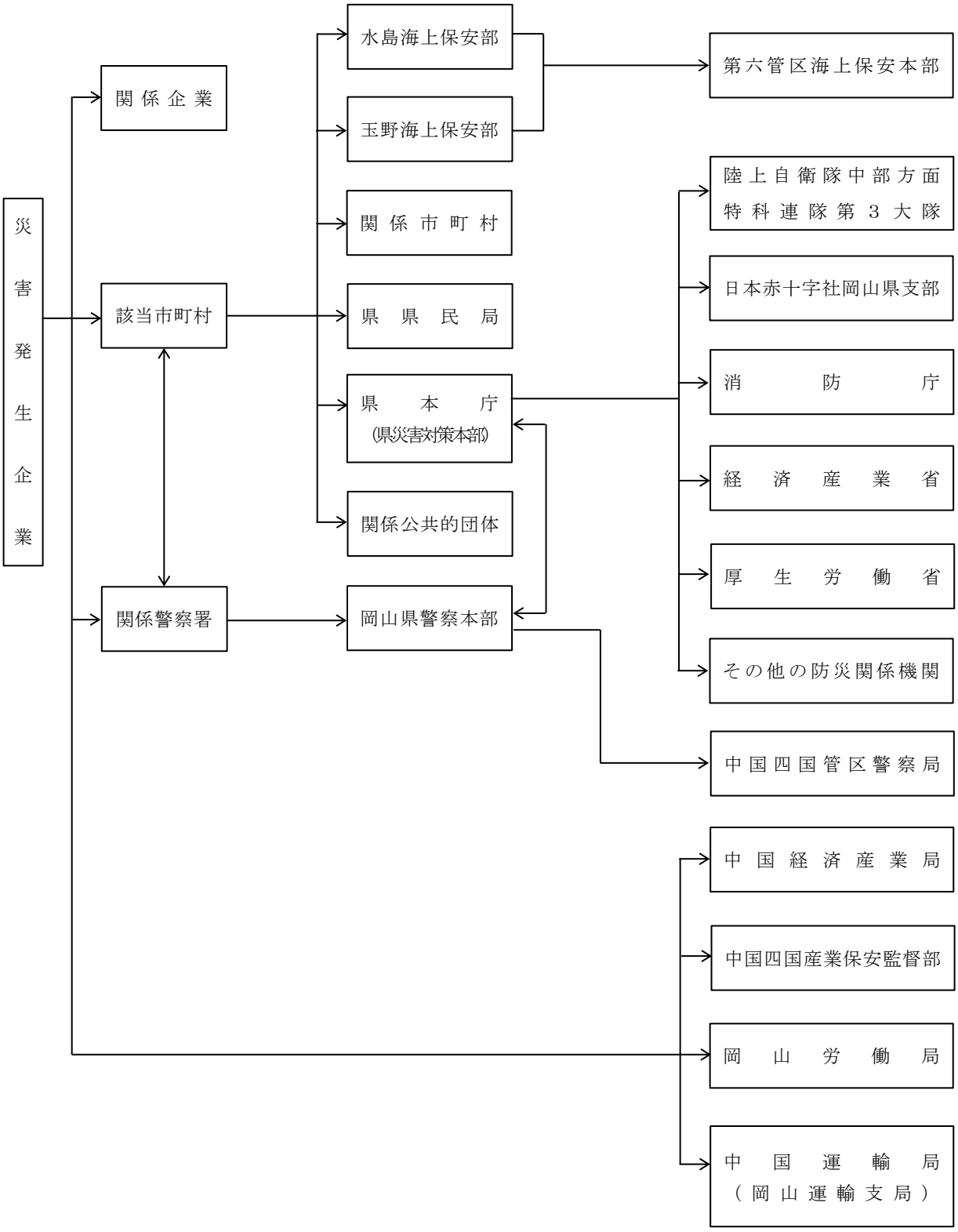
ウ　被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

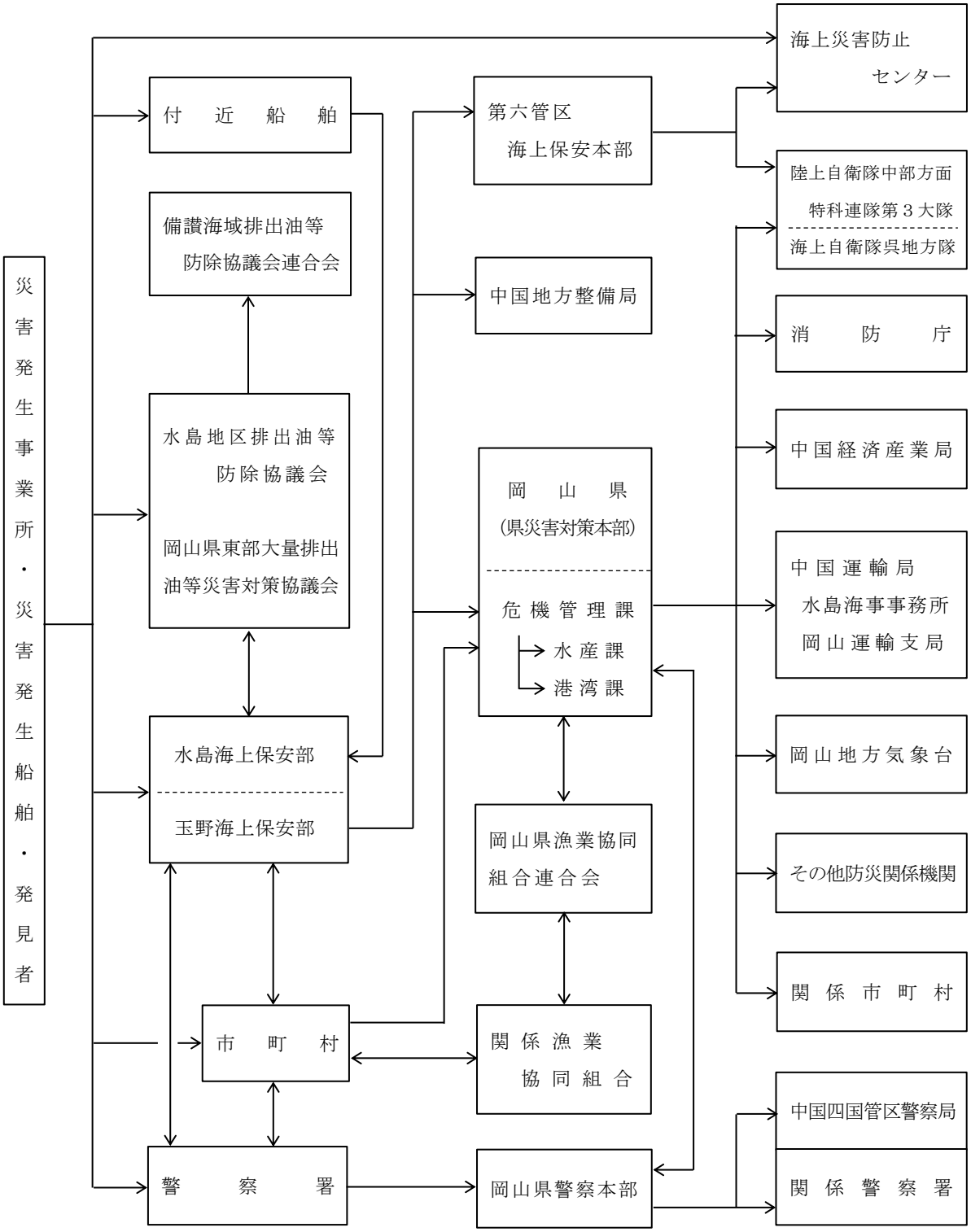
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

（５）事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

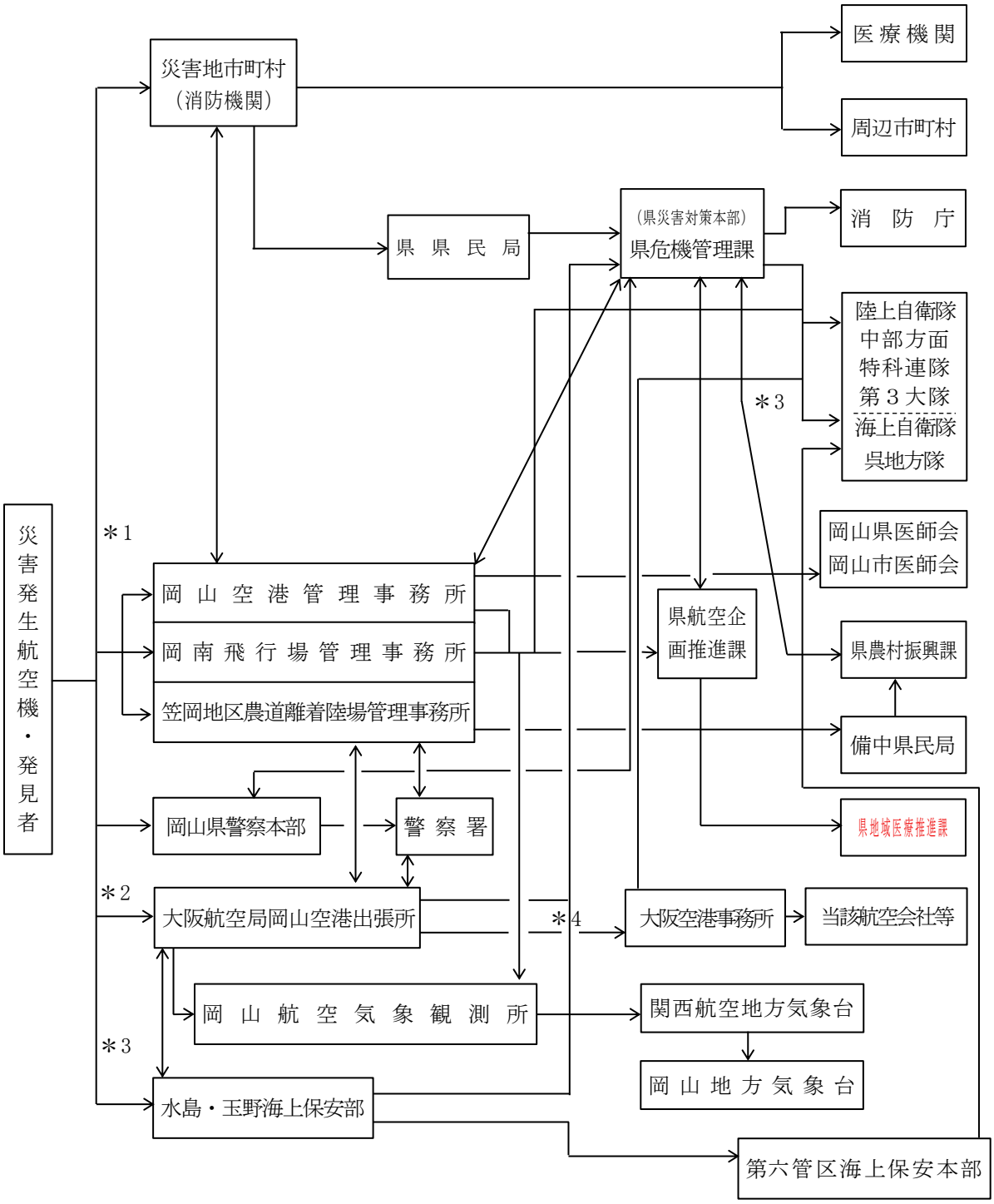
ア　陸上の災害



イ　海上の災害


災害発生事業所・災害発生船舶・発見者
付近船舶
備讃海域排出油等防除協議会連合会
水島地区排出油等防除協議会
岡山県東部大量排出油等災害対策協議会
水島海上保安部
玉野海上保安部
市町村
警察署
第六管区海上保安本部
中国地方整備局
岡山県(県災害対策本部)
危機管理課
水産課
港湾課
岡山県漁業協同組合連合会
関係漁業協同組合
岡山県警察本部
海上災害防止センター
陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊
海上自衛隊呉地方隊
消防庁
中国経済産業局
中国運輸局
水島海事事務所
岡山運輸支局
岡山地方気象台
その他防災関係機関
関係市町村
中国四国管区警察局
関係警察署

ウ　航空機災害の場合



＊1　各空港又はその周辺で発生した場合

＊2　岡山空港又はその周辺（半径９km 以内）で発生した場合

＊3　海上で発生した場合

＊4　岡山空港以外で発生した場合

（６）その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

（資料編）

第３章　予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301～305）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101）

第14章　参考（整理番号：1401～1403）

第３節　災害広報及び報道

１　方　針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるため、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

２　実施責任者

各機関

３　実施内容

（１）災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア　災害の発生状況
イ　安否情報
ウ　地域住民のとるべき措置
エ　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
オ　災害応急対策の状況
カ　道路情報
キ　食料、生活必需物資等の供給状況
ク　ライフラインの復旧状況
ケ　医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
コ　二次災害に関する情報
サ　被災者生活支援に関する情報
シ　その他必要事項

（２）災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア　災害関連番組
イ　災害関係の情報
ウ　安否情報
エ　災害対策のための解説
オ　関係機関の告知事項
カ　道路情報
キ　被災地で不足している物資等の情報

（３）Ｗｅｂサイト等

県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Ｗｅｂサイトによる情報を提供するよう努める。

また、県は総合防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

（４）情報提供媒体に関する配慮

県、市町村は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから､被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（５）問合せ窓口の設置

県、市町村は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（６）災害用伝言ダイヤル等の提供

ＮＴＴ西日本株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳（ふくそう）により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Ｗｅｂ171）」の提供を行う。

（７）外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のＷｅｂサイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

なお、県は災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

4　応援協力団体

（１）報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

（２）各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

（３）各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平時から報道機関との関係づくりに努める。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第12章　災害時協定等（整理番号：12002、12005）

第４節　罹災者の救助保護

第１項　災害救助法の適用・運用

１　方　針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

２　実施責任者

知事（危機管理課、子ども・福祉部）
岡山市長
市町村長（岡山市長を除く。）

３　実施内容

（１）制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、市町村長（岡山市長を除く。この項の（１）（２）（４）において同じ。）がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

知事及び岡山市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市町村に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

（２）救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「福祉サービスの提供（ＤＷＡＴの派遣など）」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市町村へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市町村長へ委任した救助であっても、市町村長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法第２条の３の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

（資料編）

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の区域	岡山市の区域
応急仮設住宅の供与	知　事	岡山市長
医療及び助産		
福祉サービスの提供（ＤＷＡＴの派遣など）		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
福祉サービスの提供（福祉関係職員による避難所等の巡回など）		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

（３）適用基準

市町村長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア　市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000人未満	３０
5,000人以上	15,000人未満	４０
15,000人以上	30,000人未満	５０
30,000人以上	50,000人未満	６０
50,000人以上	100,000人未満	８０
100,000人以上	300,000人未満	１００
300,000人以上		１５０

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令第１条第２項等参照。

イ　県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の２分の１以上である場合。

ウ　県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の３第２項（同法第24条第２項又は第28条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

（４）適用手続

ア　県の措置

（ア）災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

（イ）救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

　この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及びその期間を当該市町村長に通知する。

（ウ）一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

（エ）災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

（オ）知事は、岡山市内にも災害が発生した場合は、災害救助法の適用判断に必要な情報を岡山市長と共有する。また、岡山市長も災害救助法を適用した場合は、（ウ）の特別基準の情報を共有する。

イ　市町村（岡山市を除く）の措置

　市町村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が（３）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

　災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助実施する。

　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

　災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をする。

ウ　岡山市の措置

岡山市長は、災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。また、知事も災害救助法を適用した場合は、上記ア（ウ）の特別基準の情報も共有する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第２項　避難の指示等及び避難所の設置

１　方　針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

２　実施責任者等

（１）避難の指示等

ア　実施責任者

市町村長

警察官

海上保安官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

（２）指定避難所の設置

ア　実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ　主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部）

３　実施内容

（１）避難の指示等及び報告・通知

ア　市町村長（災害対策基本法第60条第１項）

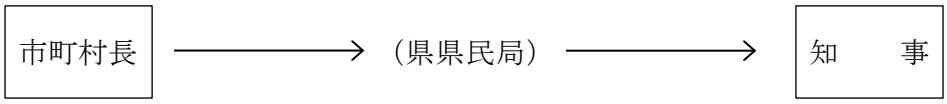
（ア）指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住

者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

（イ）報　告



イ　知事（災害対策基本法第60条第６項）

（ア）指示等

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

（イ）公　示

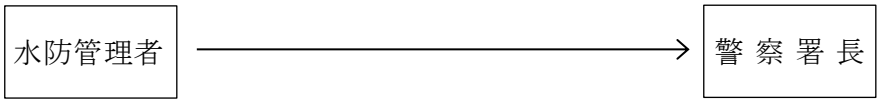
市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ　水防管理者（水防法第29条）

（ア）指　示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

（イ）通　知

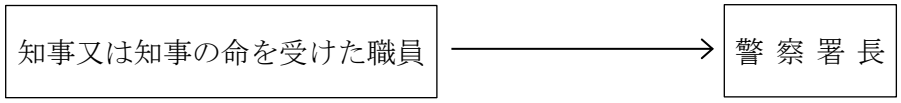


エ　知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

（ア）指　示

洪水又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

（イ）通　知（地すべりによる場合のみ）



オ　警察官

（ア）警察官職務執行法第４条による措置

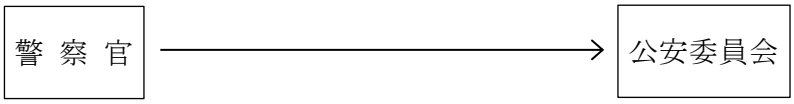
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

（イ）災害対策基本法第61条による措置

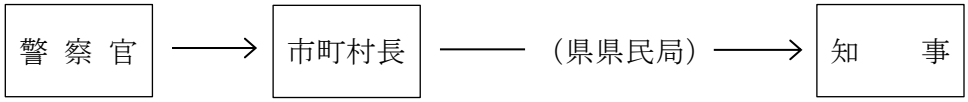
（１）の市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

（ウ）報告・通知

（ア）の場合の報告



（イ）の場合の通知

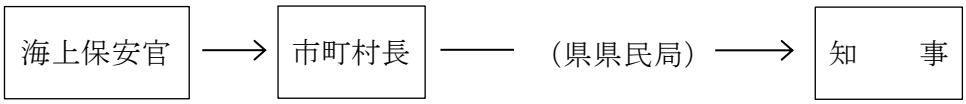


カ　海上保安官

（ア）災害対策基本法第61条による指示

（１）の市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

（イ）報告・通知

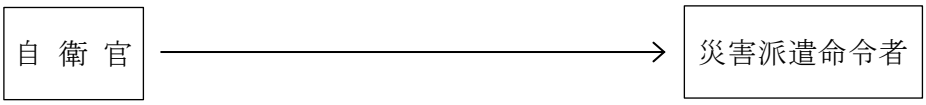


キ　自衛官（災害派遣時の権限）

（ア）避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「オの（ア）警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置を講じる。

（イ）報告・通知



ク　避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

（ア）市町村

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

（土砂災害に関する事項）

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

（高潮に関する事項）

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４高潮危険警報やレベル３高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、レベル４高潮危険警報やレベル３高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

（洪水等に関する事項）

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、大雨に関する情報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

（共通事項）

a　高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

b　避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

c　避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇（ちゅうちょ）なく避難指示を発令する。

（イ）県

市町村が行う避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等

の対象地域、判断時期等について助言するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時機を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

（ウ）指定行政機関、指定地方行政機関

市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

（２）警戒区域の設定

ア　市町村長（災害対策基本法第63条第１項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

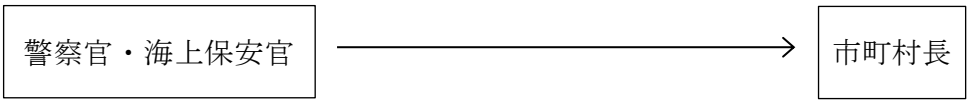
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

イ　警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条第２項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市町村長若しくは市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第１項に規定する市町村長の職権を行うことができる。

（イ）通　知

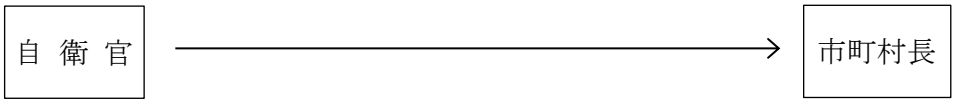


ウ　自衛官（災害対策基本法第63条第３項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市町村長（市町村の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第１項に規定する市町村長の措置をとることができる。

（イ）通　知



エ　知事（災害対策基本法第73条第１項）

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が災害対策基本法第63条第１項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

（３）指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

（４）指定緊急避難場所の開放等

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。

（５）避難誘導及び移送

ア　避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市町村が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ　住民への避難誘導体制

市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ　避難の受入れ及び情報提供

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市町村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内

安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、市町村は、感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市町村は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、避難すべき区域や具体的な発令基準、伝達手段等を適切に設定するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した

場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

エ　移　送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

なお、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。

（６）指定避難所の設置

ア　指定避難所等の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互

に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、２－(1)に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市町村は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市町村は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

（ア）指定避難所の開設・管理責任者、体制

（イ）開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

（ウ）本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

（エ）防災関係機関への通報連絡体制の確立
（オ）シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
（カ）感染症対策を踏まえた運営方法
（キ）その他開設責任者の業務

イ　指定避難所の施設設備の整備

市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ウ　指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ　指定避難所等の開設

市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを速やかに県に報告する。市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、社会福祉施設を福祉避難所として開設するよう努める。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・

維持することの適否を検討する。

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ　福祉避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、厚生労働省と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

カ　宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ　避難経路の表示

市町村は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク　避難施設の耐震診断

県は、市町村地域防災計画に定められた避難施設に係る耐震診断等の実施・計画の状況を把握する。市町村においては、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

（７）指定避難所等の運営管理

市町村は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市町村の職員等を配置する。

ア　指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ　常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ　指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ　避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ　健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ　給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ　市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から状況に応じて、プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講

ずる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ　市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

コ　市町村は、必要に応じ、被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ　市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

シ　指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペース（子どもの遊び場）や学習スペースの設置など、性別や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。

ス　市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

セ　県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

ソ　県及び市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

タ　県及び市町村は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

チ　避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山ＪＲＡＴ（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてＪＲＡＴ本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、ＪＡＳＰＡ（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、ＪＲＡＴの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

ツ　市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

テ　県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ト　県及び市町村は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

ナ　県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ニ　県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ヌ　県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ネ　県及び市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ノ　県及び市町村は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。

（８）避難体制の明確化

市町村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（２）県は、市町村からの応援要請に応じることが困難な場合は、水島海上保安部、玉野海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（３）市町村は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。

（４）県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送並びに指定避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（５）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　広域避難

（１）市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難､指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

（２）県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

（３）県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

（４）市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

（５）国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

（６）政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを

十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

６　広域一時滞在

（１）被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

（２）県は、市町村から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

（３）県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

（４）市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

（５）被災市町村は、広域一時滞在受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

７　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年４月19日、岡山県規則第23号）による。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701、702）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第３項　救　助

１　方　針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

（２）主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部、子ども・福祉部）

３　実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

（１）陸上における救助

県、市町村及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

（２）海上における救助

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、県、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、県、市町村及び県警察と緊密な連携の下に医療機関等に搬送する。

４　応援協力関係

（１）住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（２）市町村は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、

県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

（３）県は、市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（４）県は、市町村の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（５）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

（６）水島海上保安部及び玉野海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（７）災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。

（８）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：703、704（1）～（3）、705）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第４項　食料の供給

１　方　針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるため、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施､食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　実施責任者等

（１）食料の応急供給

ア　実施責任者

知事又は市町村長

イ　主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

（２）炊き出しその他による食料の給与

ア　実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ　主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

３　実施内容

（１）食料の応急供給

ア　県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市町村から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

（ア）米　穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。

（イ）その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ　市町村は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

（ア）米　穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

（イ）その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ　市町村はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

（２）炊き出しその他による食料の給与

ア　市町村は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

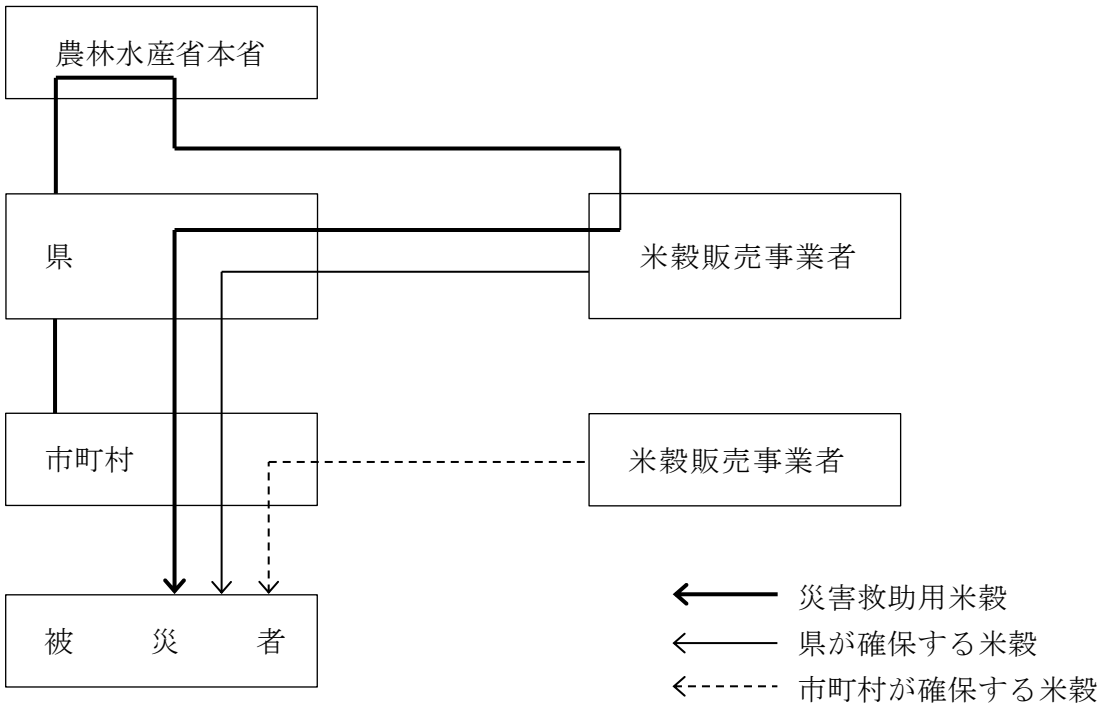
イ　炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ　市町村は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

（３）炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア　県・市町村調達

［応急用米穀］



４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

（２）県は、被災市町村の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つい

とまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

（３）県は、食料の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、食料の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは､食料の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、食料の運送を行うべきことを指示する。

（４）県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は、市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（５）県は、市町村が実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（６）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者､期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：602）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第５項　飲料水の供給

１　方　針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

（２）主な関係機関

国土交通省（地域河川課、岡山河川事務所）

県（保健医療部、子ども・福祉部）

３　実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

（２）県は、市町村からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。

（３）県は、市町村等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

（４）応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：706）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第６項　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

１　方　針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

（２）主な関係機関

県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）

３　実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

（１）市町村は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

（２）県は、生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

（２）県は、被災市町村における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品等を確保し輸送する。

（３）県は、生活必需品等の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、生活必需品等の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、生活必需品等の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、生活必需品等の運送を行うべきことを指示する。

（４）県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施に

ついて応援を要請する。

（５）県は、市町村の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（６）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：603）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第７項　医療・助産

１　方　針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事するＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

（２）主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

災害時精神科医療中核病院

岡山県医師会

３　実施内容

（１）医療

ア　県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。

また、必要があると認めるときは、県災害保健医療福祉調整本部の下に地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。

さらに、災害急性期にＤＭＡＴ及びＤＰＡＴの派遣要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、ＤＭＡＴ県調整本部及びＤＰＡＴ県調整本部を必要に応じて設置し、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴ活動の調整を行う。

県は、ＤＭＡＴによる活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、ＤＭＡＴ等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調

整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

イ　市町村長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ　重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

エ　県は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

オ　輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

カ　救護班は、災害直後の混乱した時期にあって、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は､死体検案に協力する。

（２）助産

前記（１）に準ずる。

４　応援協力関係

（１）医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受入れや搬送などに協力する。さらに、その旨を事業継続計画（ＢＣＰ）に記載する。

（２）市町村は、当該市町村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（３）県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は､厚生労働省､他都道府県又は自衛隊へ医療､助産（自衛隊については助産を除く。）の実施について応援を要請する。

（４）県は、市町村の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（５）県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。

（６）県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、ＤＭＡＴ等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

（７）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。
（８）県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整や被災者の健康管理を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からＤＨＥＡＴや保健師等チームの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。
（９）県は、厚生労働省の技術的助言等の支援を受けつつ、平時からＤＭＡＴ等の様々な保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。また、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。
（10）県は、必要に応じ、国に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送を要請するものとする。

５　被災者の心のケア対策

（１）県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、ＤＰＡＴの派遣を求める。
（２）県は、ＤＰＡＴの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

６　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

７　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。
岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療福祉調整本部による総合調整の下で保健医療福祉活動を行う。

（資料編）
第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：704、705）
第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第８項　遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

１　方　針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるため、その方法について定める。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

（２）主な関係機関

県（環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

３　実施内容

（１）遺体の捜索

ア　陸上における捜索

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

イ　海上における捜索

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、市町村、県警察と連携をとりながら遺体の捜索を行い、収容した遺体は、直ちに市町村に引き渡す。

（２）検視・遺体安置場所の確保

市町村は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

（３）遺体の検視、処理

ア　県警察又は海上保安部は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携する。

イ　市町村は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ　市町村は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

（ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の

利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

（４）遺体の埋火葬等

市町村は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨壺（こつつぼ）等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ　被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（２）県は、市町村の実施する遺体の捜索、処理、埋火葬について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（３）水島海上保安部及び玉野海上保安部は、遺体の捜索が困難な場合は、県、他市町村へ遺体の捜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。

（４）県は、遺体の搬送等について市町村から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

（５）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第９項　福祉・防疫・保健衛生

１　方　針

避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための福祉、防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

２　実施責任者

（１）防　疫

知事（保健医療部）

市町村長

（２）食品衛生監視、栄養指導

知事（保健医療部、子ども・福祉部）

岡山市長、倉敷市長

（３）福　祉

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

市町村長

３　実施内容

（１）防　疫

ア　検病調査及び健康診断

県は市町村、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ　消毒等

市町村は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ　仮設トイレの設置

市町村は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。

エ　ねずみ、昆虫等の駆除

市町村は、汚物堆積（たいせき）地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第５項　飲料水の供給」に準じて実施する。

カ　患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講じる。

キ　指定避難所の防疫

市町村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点

的に行う。

ク　臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、市町村に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ　動物の管理

家庭動物の保護収容や飼い主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

コ　その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

（２）食品衛生監視

県又は岡山市、倉敷市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱いその他について、監視、指導を行う。

（３）栄養・食生活支援

県又は岡山市、倉敷市は、指定避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養管理及び指導、巡回栄養相談などを行う。

（４）要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所等の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所へ派遣する。

（５）巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（６）心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

（７）公衆衛生活動

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。

県及び市町村は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

（８）福　祉

県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。他の都道府県が被災している場合、必要に応じ、被災地域内における福祉

的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。

県は、避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。他の都道府県が被災している場合、被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の応援派遣を行う。

４　応援協力関係

（１）市町村は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

（２）市町村は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

（３）県は、市町村の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市町村に代わって実施する。

（４）県は、防疫活動の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。

（５）県は、市町村の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（６）県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

（７）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（８）県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、厚生労働省からの情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：704（4）、705、707）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第10項　廃棄物処理等

１　方　針

被災地から排出される災害廃棄物及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

（２）主な関係機関

県（環境文化部）

事業者

３　実施内容

（１）災害廃棄物処理計画

ア　県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場・最終処分場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ　市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場・最終処分場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力の在り方等について、具体的に示す。

ウ　県、市町村及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

（２）災害廃棄物・し尿の収集、処理

ア　市町村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ　市町村は、市町村内の組織・体制を整備する。

ウ　市町村は、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ　市町村は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ　市町村は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、災害廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤

去を適正に行う。
　災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。
カ　市町村は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
キ　市町村は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

（３）死亡獣畜の処理

市町村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

４　応援協力関係

（１）県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

（２）市町村は、（１）の相互協力体制の整備及び災害廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

（３）県は、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整を行う。

（４）県は、市町村から災害廃棄物の処理に関し、（２）の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業資源循環協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援要請する。

（５）県及び市町村は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（６）仮置場の確保

市町村が災害廃棄物の仮置場を確保できない場合は、市町村からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。

（７）協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

大規模な風水害に係る対策は、「地震・津波災害対策編」の第２章第３節「第４項　廃棄物処理体制整備計画」及び第３章第３節「第８項　災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：708）

第11項　住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

１　方　針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理、又は障害物の除去を実施する。

２　実施責任者等

（１）応急仮設住宅の供与

ア　実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ　主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

（２）住宅の応急修理、障害物の除去

ア　実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ　主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

３　実施内容

（１）応急仮設住宅の供与

ア　建設による供与

（ア）県又は市町村は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

（イ）既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（ウ）県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

（エ）市町村は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（オ）市町村は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（カ）応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（キ）応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ　借上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は市町村長に借上げを依頼する。

ウ　公営住宅等のあっせん

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

（２）住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

（４）応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（２）県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体や岡山県建設労働組合等の関係団体との協定及び建設業関係団体との連携により、資機材の供給可能量を把握するなど、供給体制を整備しておく。これらに要する資機材の調達が困難な場合は、材木については岡山森林管理署、その他の資材については中国経済

産業局へ調達の応援を要請する。また、障害物の除去については、自衛隊に応援を要請する。

（３）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第12章　災害時協定等（整理番号：12004）

第12項　文教災害対策

１　方　針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

２　主な実施機関

県（総務部、教育委員会、子ども・福祉部）

市町村

国公私立各学校管理者

３　実施内容

（１）被害状況、休業措置等の報告

ア　臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ　被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

（２）教育施設の確保

ア　応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ）被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少（きんしょう）の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、

補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ　臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

（３）児童生徒の就学援助措置等

ア　授業料等の減免

（ア）県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。

（イ）災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

（ウ）私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ　教科書・学用品等の給与

（ア）県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

（イ）県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

（ウ）県は、市町村の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（エ）市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（オ）知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、県子ども・福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市町村は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

（４）社会教育施設等の保護

ア　社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、減失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ　文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第８条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1109）

第５節　社会秩序の維持

１　方　針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

２　実施責任者

（１）陸上における防犯

県警察

（２）海上における防犯

水島海上保安部

玉野海上保安部

（３）物価の安定

県（県民生活部）

３　実施内容

（１）陸上における防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア　避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ　自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ　被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供

オ　その他治安維持に必要な措置

（２）海上における防犯

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを実施する。

（３）物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

４　応援協力関係

市町村は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12007）

第６節　交通規制

１　方　針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

２　実施責任者

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）
県公安委員会、県警察
知　事

３　実施内容

（１）交通規制

ア　県公安委員会、県警察による交通規制

（ア）災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

ａ　災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

ｂ　道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把捉（はそく）し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

ｃ　その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ）災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（ウ）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

イ　道路管理者による通行の禁止・制限

（ア）道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ）災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

（エ）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（オ）復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ　知事による指示

知事は、イ（エ）の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

エ　相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

オ　交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ　広　報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板を始め、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

（２）道路啓開

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。道路啓開について、道路管理者等、県警察、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

道路管理者等は、民間団体との間の応援協定に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

４　応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：403）

第８章　緊急輸送対策（整理番号：802）

第12章　災害時協定等（整理番号：12016）

第７節　輸　送

１　方　針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するため、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

２　実施責任者等

（１）輸送力の確保

ア　実施責任者

各機関

イ　主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）

日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会

岡山県貨物運送株式会社

（２）緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

３　実施内容

（１）輸送力の確保

ア　輸送機関の措置

船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

イ　中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）の措置

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）は、災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者及び自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、アに定める措置をとるよう指導するほか、次の措置を講じる。

（ア）輸送の分担指導

被災地及び被害状況により、輸送の分担について必要な指導を行う。

（イ）連絡輸送等の調整

通し乗車船券の発行等について、輸送機関間の調整を行う。

（ウ）就航勧奨

被災地及び災害の状況により、船舶運航事業者に対して、特定航路への就航を勧奨する。

（エ）航海命令

航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命じる。

（オ）公益命令

港湾運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、国土交通大臣が指定した貨物の取扱い又は運送を命じ、貨物の取扱い、運送の方法又は順位の変更を命じる。

（カ）運送命令

運送を行うものがいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ､又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命じるよう措置を講じる。

（２）緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。

（３）輸送拠点の確保

ア　災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、国及び港湾管理者は、港湾の防災拠点機能の確保を図る。

イ　施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上､緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうるよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

４　応援協力関係

（１）関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

（２）市町村は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

（３）県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

（４）市町村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、（２）に準じ中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動

車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

（５）運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

（６）運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

（７）県及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌（さばき）及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

（８）県は、大規模・広域災害に備え、広域物資輸送拠点を他県と相互又は共同利用できる体制の整備に努める。

（９）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資料編）

第８章　緊急輸送対策（整理番号：801～804）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：902～907）

第８節　電気・通信サービス・ガス・水道の供給

１　方　針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するため、これらの供給を円滑に実施するための応急工事を始め緊急措置を中心に定める。

２　電　気

（１）実施責任者

県

電気事業者等（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局）

（２）実施内容

［県］

大規模停電時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

［中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社］

ア　災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ　災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

［岡山県企業局］

災害が発生した場合には、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、被害が認められた場合には応急復旧に当たる。

（３）応援協力関係

［中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社］

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

３　通信サービス

（１）実施責任者

通信事業者（ＮＴＴ西日本株式会社）

（２）実施内容

ア　災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ　災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ　情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

エ　応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

４　ガ　ス

（１）実施責任者

ガス事業者（岡山ガス株式会社、水島ガス株式会社、津山ガス株式会社）

（２）実施内容

ア　災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ　災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

（ア）ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

（イ）ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断（しゃだん）するなど、危険防止に必要な措置を講じる。

（ウ）中国四国産業保安監督部、県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡の下に十分な安全措置を講じる。

エ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

（３）応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）及び「非常事態における応援要綱運用規程」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

５　水　道

（１）実施責任者

市町村

（２）実施内容

ア　応急給水の実施

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保する。減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ　災害時における応急工事

災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（ア）災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

（イ）取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ　災害時における水道水の衛生保持

施設が損壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

（３）応援協力関係

ア　市町村は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ　県は、市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

６　工業用水道

（１）実施責任者

工業用水道事業者（岡山県企業局、市町）

（２）実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

ア　土木施設

（ア）取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講じる。また、高潮等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

（イ）浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講じる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

（ウ）導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ　電気施設

災害の発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

７　下水道

（１）実施責任者

県（土木部）

市町村

（２）実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、水道事業者と連携しながら下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：412～414）

第９節　防災営農

１　方　針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

２　実施責任者

（１）農地及び農業用施設に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

土地改良区

（２）農作物に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

農業協同組合等農業団体

（３）家畜に対する応急措置

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

（４）林産物に対する技術指導

県（農林水産部）

市町村

森林組合

３　実施内容

（１）農地及び農業用施設に対する応急措置

ア　農　地

市町村及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水（たんすい）した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水（たんすい）排除を図る。

また、県は、一方の実施する湛水（たんすい）排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

イ　排水機

市町村及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水（たんすい）の排除に努める。

ウ　ダム・ため池

県、市町村及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水（いっすい）のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ　用排水路

市町村及び土地改良区は、取水樋門（ひもん）等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ　頭首工

市町村及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

（２）農作物に対する応急措置

ア　災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ　種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子籾（しゅしもみ）の供給が困難な場合は、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子籾（しゅしもみ）の確保に努める。また、他府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子籾（しゅしもみ）の分譲を依頼し、その確保に努める。

ウ　病害虫の防除

（ア）防除指導等

県は、病害虫の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

（イ）農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

（３）家畜に対する応急措置

ア　県は、市町村、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ　家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市町村、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

（４）林産物に対する技術指導

ア　災害対策技術指導

県は、市町村、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ　風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ　森林病害虫等の防除

県は、森林病害虫等を防除するため、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

４　応援協力関係

（１）農業用施設に対する応急措置

ア　市町村及び土地改良区は、湛水（たんすい）排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ　市町村は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ　応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405（5）～（8）、408）

第10節　水　防

１　方　針

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

２　実施責任者

（１）水防活動

水防管理者（市町村長）
ダム、水門、閘門（こうもん）、ポンプ場等の管理者
河川管理者（国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部）、市町村長）
下水道管理者（市町村長）、海岸管理者
ため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）
水防団
消防機関

（２）湛水（たんすい）排除

市町村
土地改良区

３　実施内容

（１）水防活動

ア　水防管理者（市町村）は、平時から水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ　水防団体等の出動

水防管理者（市町村長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、県及び市町村の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ　監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市町村長）及びため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ　ダム、ため池、水門、閘門（こうもん）、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、閘門（こうもん）、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

オ　水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ　氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を県知事等に通報しなければならない。

通報を受けた県知事（通報者が国土交通大臣である場合は国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

キ　決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に通報しなければならない。

通報を受けた県知事は、決壊等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

ク　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。立退き又は緊急に安全を確保すべき対応の指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ケ　従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

（２）湛水（たんすい）排除

市町村及び土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水（たんすい）した場合は、湛水（たんすい）排除を実施するほか、市町村は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

４　応援協力関係

（１）水防活動

ア　水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は

消防機関の長に対して応援を求める。

イ　応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ　水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ　水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ　県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

カ　国は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い、浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

キ　気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

ク　水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

（２）湛水（たんすい）排除

「第９節　防災営農」の４－（１）を参照すること。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：407、408）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第11節　流木の防止

１　方　針

貯木場に所在する木材は、洪水、高潮等によりいったん流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるため、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

２　実施責任者

（１）貯木場における措置

公共貯木場管理者

貯木木材所有者、占有者

（２）流木に対する措置

貯木木材所有者、占有者

水島海上保安部、玉野海上保安部

港湾管理者

河川管理者

市町村

３　実施内容

（１）貯木場における措置

ア　公共管理者が管理する貯木場

公共管理者が管理する陸上及び海上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口に流木止め設備を張り巡らせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告し、また港湾区域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。

イ　民間貯木場

港湾区域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張り巡らせるとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等木材、筏の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置するなど、流出防止に努める。

なお、市町村等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

（２）流木に対する措置

ア　木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減に努める。

イ　港湾区域内に漂流する流木については、水島海上保安部、玉野海上保安部及び港湾管理者が相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して船舶運航の安全を図る。

ウ　河川流域内に漂流する流木及び湛水（たんすい）又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び市町村は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減を図る。

４　応援協力関係

水島海上保安部、玉野海上保安部、港湾管理者、河川管理者及び市町村は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、水島海上保安部、玉野海上保安部及び県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：410）

第12節　雪害対策

１　方　針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

２　実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
県（危機管理課、土木部）
県警察
市町村

３　実施内容

（１）雪崩災害の防止活動

ア　市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励する。また、県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、命綱固定アンカーの設置など、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発・普及の促進を図るよう、適切な配慮をする。

イ　市町村は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

（２）情報の伝達

県及び市町村は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県、市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

（３）道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪（たいせつ）に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を

図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。また、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

（４）除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

（５）雪崩災害発生後の活動

ア　雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

イ　災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

４　応援協力関係

（１）市町村は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（２）応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第13節　事故災害応急対策

第１項　道路災害対策

１　方　針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

２　実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

３　実施内容

（１）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ　県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ　県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

（２）応急活動及び活動体制の確立

ア　道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ　関係機関は、「第１節　防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

（３）救助・救急、医療及び消火活動

ア　道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ　県、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、第３章「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

（４）道路、橋梁等の応急措置

ア　道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ　道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ　道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ　県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講じる。

（５）その他

ア　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ　再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

（２）県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。

（３）県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

（４）県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

（５）応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12007、12016）

第２項　鉄道災害対策

１　方　針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

２　実施責任者

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部
鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（県民生活部、土木部）
県警察
市町村

３　実施内容

（１）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、第２節「第３項　情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ　県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村、関係機関に連絡する。

エ　県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

オ　県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。

（２）応急活動及び活動体制の確立

ア　鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

（ア）水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

（イ）工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

（ウ）事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ　関係機関は、「第１節　防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

（３）救助・救急、医療及び消火活動

ア　鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ　地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

（４）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

（５）災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続を行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

４　応援協力関係

（１）鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

（２）応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

（３）関係機関は相互に密接な連携をとる。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：415）

第３項　海上災害対策

１　方　針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

２　実施責任者

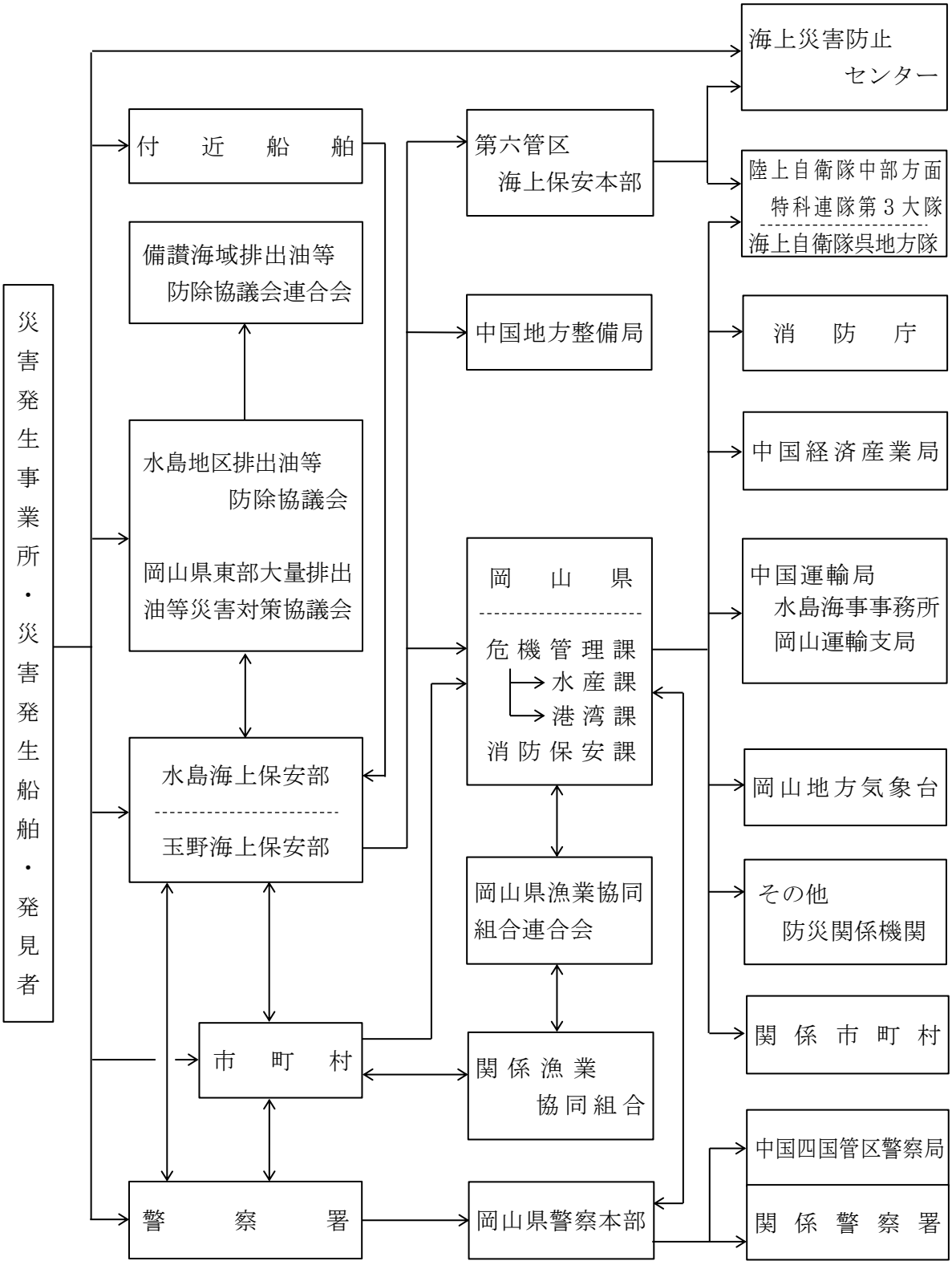
中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）
第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）
中国地方整備局（宇野港湾事務所）
岡山地方気象台
一般社団法人海上災害防止センター
沿岸市
県警察
県（危機管理課、消防保安課）
港湾、漁港管理者
石油事業者
石油事業団体
船舶等所有者

３　通報連絡

（１）情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量流出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡する。



（２）応急対策活動情報の連絡

ア　関係事業者等は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。

イ　関係事業者は、海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

ウ　海上保安部は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに関連情報等の収集に努める。
エ　関係市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。
オ　県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市に連絡する。
カ　県は、岡山運輸支局、水島海事事務所、海上保安部等関係機関へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、海運支局、海上保安部等関係機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、必要に応じ、県に連絡する。
キ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

（３）県の応急対策活動の実施体制

県は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、状況に応じて注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制により災害対策を実施する。

ア　注意体制

（ア）本県海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき、危機管理課は、庁内関係課の防災担当者に伝達し、注意体制を指示するとともに、関係機関との連絡を密にして情報の収集・伝達等の防災業務を開始する。

（イ）注意体制下においては、特に次の事項に留意して業務を実施する。

a　関係機関からの情報を収集し、市、県出先機関に必要な体制の整備と情報収集を指示する。

b　関係漁業協同組合への情報収集体制の確立を要請する。

c　防除等に必要な資機材の確認、点検及び調達の準備を行う。

d　状況に応じて速やかに警戒体制、特別警戒体制、非常体制に移行できる準備をする。

イ　警戒体制

（ア）大量の油等危険物の流出事故が発生し、県の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるときは、警戒体制を指示する。

（イ）必要に応じて、関係機関との連絡調整のため、警戒本部を設置する。

（ウ）警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

a　関係機関からの情報収集

b　県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動

c　防除用資機材の現地への搬送及び保管場所、輸送手段の確保等

d　協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討

ウ　特別警戒体制

（ア）大量の油等危険物の流出事故が発生し、県沿岸への到達が認められるときは、特別警戒体制を指示する。

（イ）特別警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

a　関係機関からの情報収集

b　県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動

c　協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討

ｄ　状況に応じた速やかに非常体制に移行できる準備

エ　非常体制（災害対策本部の設置）

大量の油等危険物の漂着等が認められ、知事が必要と認めるときは、県災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

（４）国の応急対策活動の実施体制

油等汚染の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。

さらに、現地には管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置し、現地の状況把握及び応急対策の迅速かつ的確な実施に資する。

（５）関係機関の応急対策活動の実施体制

関係機関は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

４　実施内容

（１）風水害時等の応急措置

ア　船舶の避難

（ア）海上保安部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾・漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合は、これらの危害を防ぐため、港湾・漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。

（イ）海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

イ　港湾・漁港・航路等施設の応急措置

（ア）港湾・漁港管理者（県・市）は、早急に被害状況を把握し、国に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

（イ）海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

（ウ）海上保安部は、航路の水深に異常を生じた場合は、必要に応じて、検測を行うとともに応急標識の設置等航路の安全の確保に努める。

（エ）海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して危険防止の措置を講じる。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努める。

ウ　海上交通規制

海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生

じるおそれのあるときは、必要に応じ、船舶交通を制限し、又は禁止する。

（２）海上流出油、危険物等の防除

ア　事業者の措置

（ア）危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防機関及び市等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

（イ）付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。

（エ）回収した油等の処理を行う。

（オ）必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。

イ　海上保安部の措置

（ア）危険物等が大量に流出した場合は、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じる。

（イ）原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

（ウ）流出油等の応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

（エ）付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

（オ）船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知させる。

（カ）付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。

（キ）船舶並びに流出油等の非常処分を行う。

（ク）巡視船艇を出動させ、関係市（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

（船主等防除責任者に対する指示・命令）

（ケ）災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

（コ）排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。

（一般社団法人海上災害防止センターに対する指示）

（サ）必要に応じて、管区海上保安本部長等を通じ、一般社団法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

ウ　中国地方整備局の措置

油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

エ　一般社団法人海上災害防止センターの措置

（ア）管区海上保安本部長等の指示を受けて排出油等の防除のための措置を実施する。
（イ）船舶所有者等から委託を受けて海上防災のための措置を実施する。
（ウ）油回収船、オイルフェンス、その他の船舶、機械器具及び防除のための資材を保有し、これを船舶所有者の利用に供する。
（エ）海上防災訓練に関する業務を行う。
（オ）海上防災に関する調査研究を行う。

オ　沿岸市の措置

（ア）被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
（イ）沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
（ウ）事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。

カ　県警察の措置

（ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
（イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
（ウ）必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
（エ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

キ　県の措置

（ア）必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
（イ）消防防災ヘリコプターにより空からの情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
（ウ）海上保安部又は関係市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講じる。

ク　港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じる。

（３）海上における火災

ア　船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部及び関係市並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。

また、関係市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導等を行う。

イ　次に掲げる船舶の消火活動は、主として関係市が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、関係市等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、海上保安部及び関係市の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これ

による。

（ア）埠頭（ふとう）又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠（にゅうきょ）中の船舶

（イ）河川、湖沼における船舶

ウ　海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

エ　関係市は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ　関係市は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

（４）海難救助等

ア　船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県及び県警察等は、多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。また、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請する。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

（５）緊急輸送

海上保安部は、必要に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。

（６）海上交通の確保

ア　海上保安部の措置

（ア）船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

（イ）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

（ウ）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

（エ）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

（７）治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。

（８）危険物の保安措置

ア　海上保安部の措置

（ア）危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する措置を講じる。

（イ）危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。

（ウ）危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

５　二次災害の防止

（１）海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

（２）岡山地方気象台は、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を発表する。

６　災害復旧・復興対策

（１）海洋環境の汚染防止

関係機関は、がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講じる。

（２）海上交通安全の確保

海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

７　応援協力関係

（１）県は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

（２）関係市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

（３）海上保安部は、火災の消火について、必要に応じ、関係市等に対して応援を要請する。

（４）関係市は、流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

（５）海上保安部、中国地方整備局及び関係市は、流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。

（６）海上保安部（第六管区海上保安本部）又は県は、流出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。

（７）水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。

（８）その他の防災関係機関及び関係企業は、海上保安部、関係市又は県からの応援要請

等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

８　その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画」により対応する。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：906）

第４項　航空機事故災害対策

１　方　針

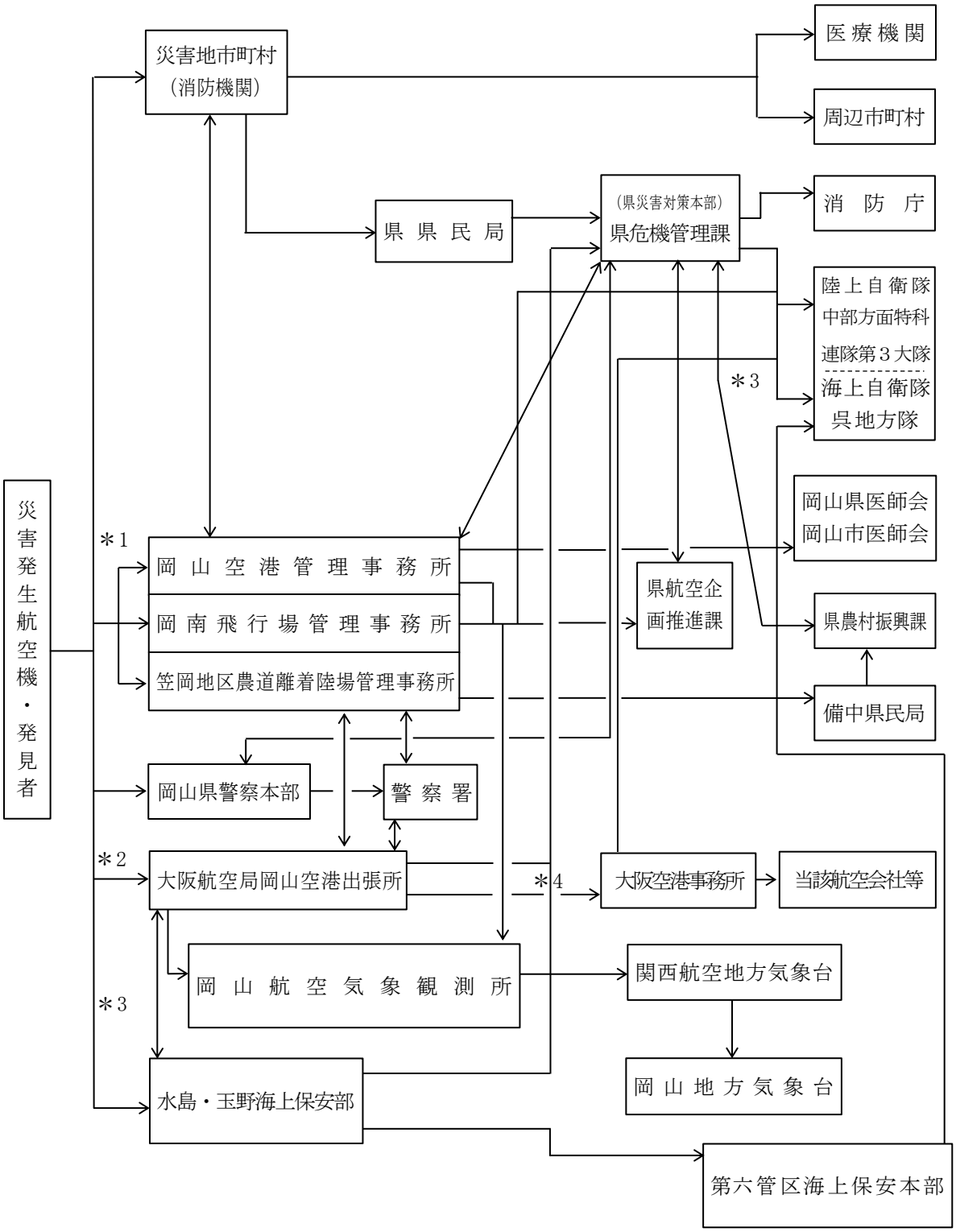
航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

２　実施責任者

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）
空港管理者
市町村
県警察
県（危機管理課、県民生活部）
水島海上保安部、玉野海上保安部
航空運送事業者
岡山県医師会、岡山市内六医師会

３　通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



＊1　各空港又はその周辺で発生した場合

＊2　岡山空港又はその周辺（半径９km 以内）で発生した場合

＊3　海上で発生した場合

＊4　岡山空港以外で発生した場合

4　実施内容

（1）大阪航空局の措置

ア　岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。

イ　岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達する。

　なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記アの措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。

ウ　大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

エ　岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供する。

（2）空港管理者の措置

ア　事故発生時には、関係機関と連携し、消火、救助、救急活動を実施する。

イ　災害の状況に応じて必要と認める時は陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

（3）市町村の措置

ア　航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ　必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ　死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ　災害の規模が大きく地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

　また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

　県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ　さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

　また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（4）県警察の措置

ア　墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ　航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ　航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、救助捜索隊等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

エ　航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速、的確に実施する。

（５）県の措置

ア　航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、地元市町村と協力して、災害を最小限にとどめるよう努める。

イ　地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、消防防災ヘリコプターを出動させ、その活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に当該市町村の応援を指示する。

ウ　岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

エ　地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

オ　地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあっせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

（６）航空運送事業者の措置

ア　航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。

イ　分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

ウ　自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

エ　自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、それによる被害状況を把握できたものから直ちに国土交通省へ連絡する。

オ　発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

（７）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

５　応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12003、12503）

第５項　大規模な火災対策

１　方　針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この項の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

２　実施責任者

市町村

県（消防保安課）

県警察

３　実施内容

（１）情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市町村は、直接消防庁へも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

（２）消火・避難活動

ア　大規模な火災が発生した場合は、市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ　大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ　大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

（３）交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

（４）救助・救急活動

ア　火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

（１）市町村は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

　また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

（２）県は、大規模な火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

　また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア　島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ　消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ　火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ　化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ　火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

（３）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：204）

第12章　災害時協定等（整理番号：12508）

第６項　林野火災対策

１　方　針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

２　実施責任者

市町村
県（消防保安課、農林水産部）
県警察

３　実施内容

（１）情報の収集・連絡

ア　大規模な林野火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ　情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため､市町村が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

ウ　消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

（２）応急活動及び活動体制の確立

ア　市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、林野火災対応の中枢として、全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置し、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

イ　市町村災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市町村災害対策本部が行う。

ウ　消防機関等は、気象条件等で急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があるため、早期に長期ローテーションを確立するなど、隊員の疲労管理を行う。

エ　林業関係事業者は、消防機関及び県警察を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

（３）消火・避難活動

ア　林野火災が発生した場合、消防機関、市町村等は、速やかに火災の状況を把握し、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的に消火活動を行う。また、活動終期には、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し､確実な鎮火を行う。

イ　市町村は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。また、林野火災は急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

ウ　県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ　林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。ヘリコプターの配備、空中消火用資機材、活動拠点等の整備について定めるとともに、空中消火の積極的な実施を図るためのヘリコプター保有団体との連携、自衛隊への派遣要請及び自衛隊出動時の消防防災ヘリとの活動区域や役割分担について定める。その際、連続的な散水に努める等の消火効率を高める運用を行うことに留意する。

オ　消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

カ　消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

（４）交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

（５）救助・救急活動

ア　林野火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

（６）消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア　市町村は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ　消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ　消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ　消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

４　応援協力関係

（１）市町村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市町村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

（２）市町村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」等による。

（３）県及び市町村は、被災した場合、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行

うとともに、応援要請に先立ち大型ヘリ等の活動基盤を選定するほか、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割の分担の調整を行う。

（４）消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

（５）県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対しての応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。

（６）県は、大規模な林野火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ、消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア　島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ　消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ　火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ　林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ　火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

（７）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（８）応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。

（９）応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。

（10）応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。

５　復旧及び二次災害の防止活動

（１）県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

（２）県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された

箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：204）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1100（13））

第７項　地下街等におけるガス災害対策

１　方　針

地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

２　実施責任者

地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
市町村
県警察
県（消防保安課）
中国経済産業局
中国四国産業保安監督部

３　実施内容

地下街等においてガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発､火災等の事故(以下「ガス事故」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。

（１）地下街等の所有者、管理者、占有者の措置

ア　ガス漏れを知ったときは、直ちにガス供給事業者へ通報するとともに、当該地下街等にある店舗等の元コックを閉止し、火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講じる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報する。

イ　ガス事故が発生するおそれがある場合は、地下街等の居住者、店舗等の客及び付近の住民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講じる。

ウ　他の地下街等及びビル等との連絡口がある場合は、必要に応じて、ガス拡散を考慮しつつ、避難口に設けられているシャッターを閉鎖する。

エ　消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて、地下街に通ずる階段付近一体をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が発生した場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し、二次爆発の防止に努める。

オ　地下街の所有者等はガス事故災害を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス供給事業者との事前申合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。

カ　消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

（２）ガス供給事業者の措置

ア　地下街等の所有者又は市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに必要な保安要員を現場に出動させる。

イ　地下街等の所有者からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づき、ガス事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに消防機関及び県警察に対し、通報連絡する。

ウ　現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及びガスの滞留している範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害発生のためのガスの供給停止等の措置を講じる。

エ　現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に前記ウの措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。

オ　ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。

カ　遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。

（３）市町村（消防機関）の措置

ア　地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合は、直ちにガス供給事業者に対し、通報連絡する。

イ　地下街等の所有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

ウ　現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を行う。

エ　市町村消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。この場合、必要に応じて、当該地下街等に所有者等からの報告、助言を受け、又は他の消防機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。

オ　ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、前記（２）に準じた措置を講じる。

カ　県へ災害発生について、直ちに通報する。

キ　火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

ク　さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを

求める。

（４）県警察の措置

ア　情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

イ　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ　交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

（５）県の措置

ア　市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

イ　市町村から自衛隊の災害派遣要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

ウ　市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係地方指定行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。

（６）中国経済産業局

災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。

（７）中国四国産業保安監督部

ア　ガス事故発生の情報の収集及び伝達を行う。

イ　ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

（８）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して応援活動等を実施する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：413）

第８項　危険物等災害対策

１　方　針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

２　実施責任者

危険物等施設の所有者、管理者、占有者
危険物等輸送事業者
県警察
県（消防保安課、保健医療部）
市町村

３　実施内容

（１）危険物等施設

ア　危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

（イ）県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

（オ）事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

（カ）事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

（キ）事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

（ク）事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

（ケ）危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ　県警察の措置

（ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

（イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
（ウ）必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
（エ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ　県の措置

（ア）国が定める即報基準等に基づき、消防庁及び厚生労働省へ災害発生について、速やかに通報する。
（イ）市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
（ウ）県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
（エ）市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
（オ）市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあっせんを行う。
　また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ　市町村の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
（イ）危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
（ウ）市町村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
（エ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
　なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
（オ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
（カ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知

器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（キ）市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

（２）危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県及び市町村は、それぞれ前記（１）－アからエに準じた措置を講じる。

（３）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

（１）その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

（２）広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

（３）緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（1））

第９項　高圧ガス災害対策

１　方　針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

２　実施責任者

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者
高圧ガス輸送事業者
県警察
県（消防保安課）
中国四国産業保安監督部
市町村
水島海上保安部、玉野海上保安部

３　実施内容

（１）高圧ガス施設

ア　高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。

（イ）県、県警察及び市町村の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

（エ）事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

（オ）事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

（カ）事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ　県警察の措置

（ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

（イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

（ウ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ　県の措置

（ア）国が定める即報基準等に基づき、中国四国産業保安監督部及び消防庁へ災害発生について速やかに通報する。

（イ）コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し等の一時禁止又は制限をする。

（ウ）県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（エ）市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

（オ）市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ　中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は所要の命令等を発するよう措置を講じる。

オ　市町村の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く。）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

（ウ）高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（エ）高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（オ）災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（カ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（キ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

（ク）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援

を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（２）高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村は、それぞれ前記（１）－アからオに準じた措置を講じる。

（３）高圧ガス積載船舶

ア　高圧ガス輸送事業者の措置

「第３項　海上災害対策」の場合に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部及び玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。

イ　水島海上保安部及び玉野海上保安部の措置

「第３項　海上災害対策」の場合に準じた措置を講じる。

（４）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

（１）その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

（２）広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

（３）緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（3））

第10項　火薬類災害対策

１　方　針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

２　実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者
火薬類輸送事業者
県警察
県（消防保安課）
中国四国産業保安監督部
市町村
中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）
水島海上保安部、玉野海上保安部

３　実施内容

（１）火薬類関係施設

ア　火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

（ア）施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

（イ）火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。

（ウ）県・県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

（オ）事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

（カ）事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

（キ）事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ　県警察の措置

（ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

（イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

（ウ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ　県の措置

（ア）国が定める即報基準等に基づき、中国四国産業保安監督部及び消防庁へ災害発生について速やかに通報する。

（イ）製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

（ウ）火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

（エ）上記（イ）、（ウ）の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。

エ　中国四国産業保安監督部の措置

県の措置に準じた措置を講じる。

オ　市町村の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

（エ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

（オ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（２）火薬類積載車両

ア　火薬類輸送事業者の措置

前記（１）－アに準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ　県警察の措置

前記（１）－イに準じた措置を講じる。

ウ　中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が前記（１）－ウに準じた措置を講じる。

エ　市町村の措置

前記（１）－オに準じた措置を講じる。

（３）火薬類積載船舶

ア　火薬類輸送事業者の措置

前記（１）－アー（ア）及び（イ）に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部、玉野海上保安部及び中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ　水島海上保安部、玉野海上保安部の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。

（イ）輸送機関に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

ウ　中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

国土交通大臣が前記（１）－ウに準じた措置を講じる。

エ　県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村の措置

必要に応じ前記（１）－イからオに準じた措置を講じる。

（４）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力体制

（１）その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

（２）広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

（３）緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（2））

第11項　有害ガス等災害対策

１　方　針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるため、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

２　実施責任者

特定施設等の設置者
知事（環境文化部、保健医療部）
大気汚染防止法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長
特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた岡山市長及び倉敷市長
ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長
市町村長

３　実施内容

（１）特定施設等の設置者の措置

ア　事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ　市町村長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ　市町村長又は知事の措置があった場合、これに従う。

（２）県、市町村の措置

ア　市町村長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

イ　知事又は岡山市若しくは倉敷市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。

（３）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「第14節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第14節　集団事故災害対策

１　方　針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

２　実施責任者等

（１）実施責任者

市町村長

（２）主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）
県警察
日本赤十字社岡山県支部
岡山県医師会
災害拠点病院
施設管理者等

３　実施内容

（１）市町村災害対策本部等の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市町村長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア　市町村長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ　現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

（２）市町村現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア　災害現場での救助
イ　現場付近での応急手当て
ウ　負傷者の分類
エ　収容医療施設の指示
オ　医療施設への搬送
カ　死体の処理

（３）関係機関の措置

ア　事故発生責任者（企業等）の措置

（ア）事故発生後直ちに市町村（消防）、警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。

（イ）市町村現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ　市町村の措置

（ア）市町村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の市町村立病院の救護班に出動を命じる。

（イ）市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

（ウ）市町村長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ　市町村（消防）、警察署、海上保安部及び空港出張所の措置

（ア）通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市町村長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

（イ）市町村災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ　日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市町村長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

オ　県の措置

（ア）傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防機関からの要請があったときは、協定に基づいて関係機関にＤＭＡＴの派遣を要請する。

（イ）市町村の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

（ウ）必要に応じて、他都道府県及び厚生労働省に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受入調整を行う。

（エ）市町村災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

４　応援協力関係

関係機関は、市町村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：703、704）

第15節　自衛隊の災害派遣

１　方　針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、三要件（緊急性、非代替性、公共性）を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。

・緊急性：状況から見て差し迫った必要性があること
・非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと
・公共性：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること

２　災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

（１）災害派遣要請権者

知事（危機管理課）
第六管区海上保安本部長
大阪空港事務所長

（２）災害派遣命令者

陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊長
海上自衛隊呉地方総監
航空自衛隊西部航空方面隊司令

３　災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

（１）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

（２）避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

（３）遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

（４）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

（５）消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

（６）道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

（７）応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

（８）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

（９）給食及び給水

給食及び給水を行う。

(10) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

４　災害派遣要請等手続き

（１）知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

ア　知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

イ　自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

（２）市町村長の派遣要請の要求

ア　市町村長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができな

い場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ　市町村長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ　知事は､市町村長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

エ　派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年　　月　　日

知　事　あて

市町村名

災 害 派 遣 に 関 す る 要 請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由

2　派遣を必要とする期間

自　　年　月　日　時から

至　　年　月　日　災害が終了するまで

3　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿　舎

(3) 食　料

(4) 資　材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（２部）を提出する。

注： 用紙の大きさは、Ａ４とする。

（３）撤収要請依頼

ア　市町村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ　撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年　　月　　日

知　事　あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

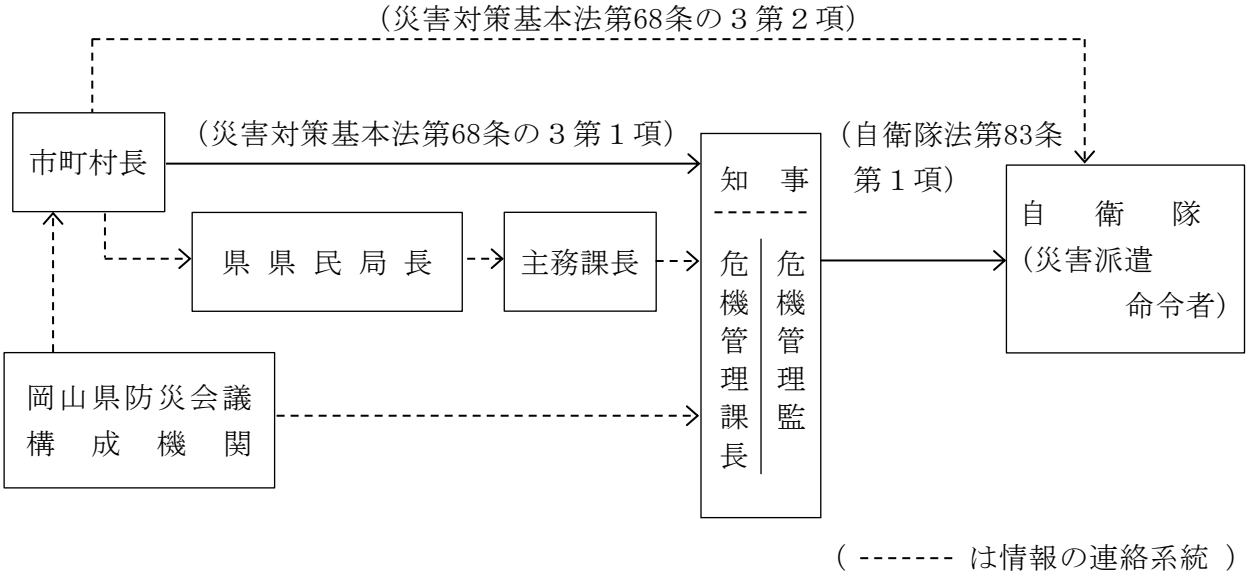
記

１　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日
２　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日
３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

（４）災害派遣要請等手続系統



（５）連絡方法　ＮＴＴ電　話　０８６８－３６－５１５１（内線 237 夜間等は 302）
ＦＡＸ　０８６８－３６－５１５１（内線 238）
防災行政無線　６４４０－０３１（事務室）
６４４０－０３８（宿直室）
６４４０－０３９（３科・ＦＡＸ併用）

（６）自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

５　災害派遣部隊の受入れ

（１）災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて、職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

ア　派遣部隊の移動が迅速に行われるために的確な道路情報を連絡する。

イ　大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

（２）受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア　派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は､部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

［自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準］

連隊規模　：　約15,000㎡

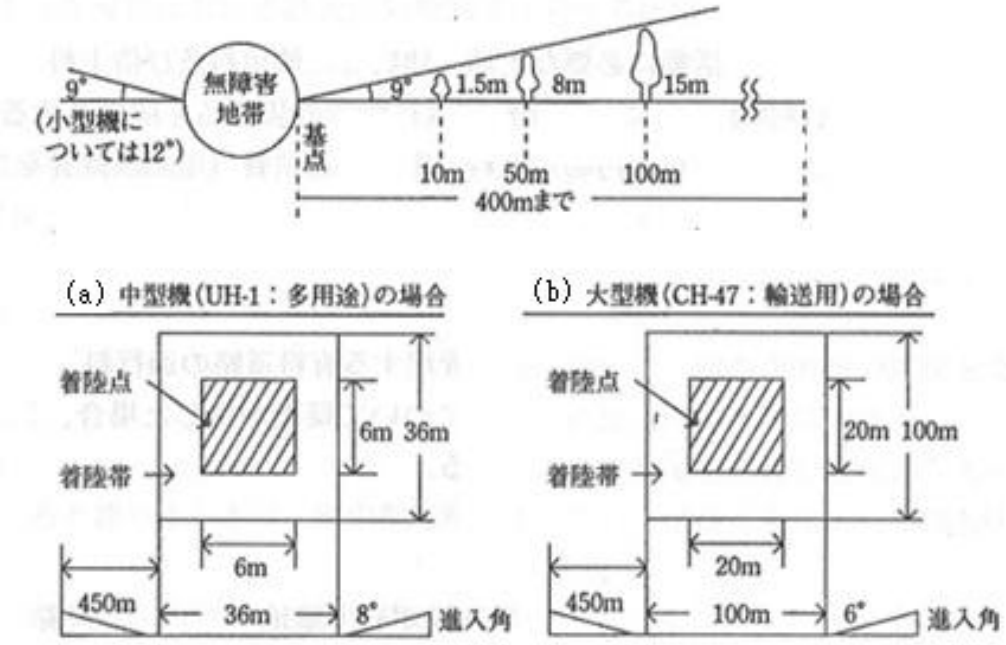
師団等規模：約140,000㎡

オ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

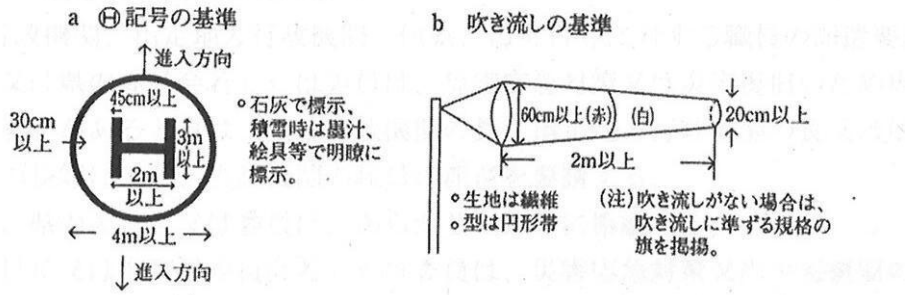
（ア）下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦(へいたん)地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

［着陸地点及び無障害地帯の基準］



（イ）着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



（ウ）ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

（エ）砂塵（さじん）の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

（オ）ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

（カ）物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

（キ）離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

６　災害派遣に伴う経費の負担区分

（１）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ　県等が管理する有料道路の通行料

（２）負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

（資料編）

第８章　緊急輸送対策（整理番号：803）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：909）

第16節　広域応援・雇用

１　方　針

大規模な災害が発生した場合、県・市町村等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

なお、県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

２　実施責任者

知事（危機管理課、総務部、保健医療部）
市町村長
県又は市町村の委員会又は委員
防災関係機関

３　実施内容

（１）他の都道府県又は市町村に対する応援要請

ア　知事は、応急措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方、中国・四国地方、関西広域連合及び全国都道府県等における災害等発生時の広域応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

なお、中国地方５県及び中国・四国地方９県では、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入している。

イ　県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。

なお、県は全国知事会や総務省と連携し、「応急対策職員派遣制度」による全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

県及び市町村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

また、県及び県内市町村は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方

公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

［中国５県のカウンターパート］

被災県	支　援　担　当　県			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

［中国・四国のカウンターパート］

グループ１	鳥取県・徳島県
グループ２	岡山県・香川県
グループ３	広島県・愛媛県
グループ４	島根県・山口県・高知県

ウ　市町村長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

エ　知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

オ　知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、

地方公共団体の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

カ　知事又は市町村長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

（ア）被害状況
（イ）応援を要する救助の種類
（ウ）応援を要する職種別人員
（エ）応援を要する期間
（オ）応援の場所
（カ）その他応援に関し必要な事項

（２）指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア　知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。

イ　市町村長又は市町村委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市町村の委員会又は委員は、あらかじめ市町村長に協議する。

ウ　知事又は市町村長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

（ア）派遣を要請する理由
（イ）派遣を要請する職員の職種別人員
（ウ）派遣を必要とする期間
（エ）その他職員の派遣について必要な事項

（３）指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし、緊急を要し、上記の応援の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。また、要求ができない場合には、その旨及び

市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

（４）医療機関に対する応援要請

ア　県は、県医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。

イ　県は、ＤＭＡＴを保有する関係機関と締結したＤＭＡＴの派遣に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。

（５）労務者等の雇用

ア　労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ　賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ　労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

（ア）罹災者の避難

（イ）医療及び助産における移送

（ウ）罹災者の救助

（エ）飲料水の供給

（オ）救助用物資の支給

（カ）死体の捜索及び処理

（６）奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア　赤十字奉仕団

イ　青年団

ウ　婦人会

エ　自主防災組織、町内会、自治会

オ　大学、高等学校（学生、生徒）

カ　職業訓練校（訓練生）

（７）中国５県及び中国・四国９県災害等発生時の広域支援に関する協定

中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定の運用は、実施要領、実施細則、中国５県広域支援本部設置・運営要領及び中国５県カウンターパート制運用規程（平成24年３月１日作成）により、また、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定の運用は、実施要領（平成24年３月１日作成）により行う。

（８）関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定の運用は、実施要領（平成30年５月９日施行）により行う。

（９）災害時における相互協力に関する基本協定

「災害時における相互協力に関する基本協定書」は、中国地方整備局長と岡山県知事にて平成22年12月15日に協定を締結している。これにより大規模災害時において中国地方整備局と初動段階から綿密な連携を図り、県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることとしている。具体的には、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策その他必要と認められる事項について、機材及び人的・技術的支援を受けることである。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1100（10）～（15））

第12章　災害時協定等（整理番号：12006、12511、12515、12516、12520）

第17節　ボランティアの受入れ、活動支援計画

１　方　針

災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

２　実施責任者

知事（県民生活部）
市町村長
日本赤十字社岡山県支部
県社会福祉協議会
市町村社会福祉協議会
県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま／特定非営利活動法人岡山ＮＰＯセンター）

３　実施内容

（１）県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて、報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を

呼びかける。

（２）市町村の措置

市町村災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

（３）日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行う。

（４）社会福祉協議会の措置

県・市町村社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア　県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

（ア）ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

（イ）広域的なボランティアの受付、コーディネート等

（ウ）県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

（エ）県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整

（オ）その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ　被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

（ア）被災地のボランティアニーズの把握

（イ）ボランティアの受付及び登録

（ウ）ボランティアのコーディネート

（エ）ボランティアに対する具体的活動内容の指示

（オ）ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

（カ）ボランティア活動の拠点等の提供

（キ）ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

（ク）県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

（ケ）その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ　被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

（５）災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携・情報共有を

図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するＮＰＯ・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

（６）専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

（７）ボランティアの健康に関する配慮

ア　市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ　市町村、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ　市町村、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

４　その他

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第18節　義援金の募集・受付・配分

１　方　針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

２　実施機関

県（子ども・福祉部）
日本赤十字社岡山県支部
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
社会福祉法人岡山県共同募金会
ＮＨＫ岡山放送局及びＮＨＫ厚生文化事業団
日本郵便株式会社中国支社（岡山中央郵便局）
その他各種団体

３　実施内容

（１）義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

（２）義援金の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

（３）義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

４　連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第４章　災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定

１　県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

２　被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者、女性や子ども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

３　観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

４　県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第２節　被災者等の生活再建等の支援

県、市町村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

１　被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復､心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

２　被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

３　被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

４　県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災(りさい)証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災(りさい)証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災(りさい)証明書を交付する。また、市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災(りさい)証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。

５　市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

６　県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

７　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給に当たり、市町村が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

8　被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

9　必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

10　市町村は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

11　災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

12　被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

13　被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

14　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

15　被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第３節　被災中小企業の復興の支援

県、市町村は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

１　岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。

２　被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。

３　セーフティネット保証４号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱いを開始する。

第４節　公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に取り入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、県及び市町村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

［災害復旧事業の種類］

１　公共土木施設災害復旧事業

（１）河川災害復旧事業

（２）海岸災害復旧事業

（３）砂防設備災害復旧事業

（４）林地荒廃防止施設災害復旧事業

（５）地すべり防止施設災害復旧事業

（６）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

（７）道路災害復旧事業

（８）港湾災害復旧事業

（９）漁港災害復旧事業

（10）水道災害復旧事業

（11）下水道災害復旧事業

（12）公園災害復旧事業

（13）公営住宅等災害復旧事業

２　農林水産業施設災害復旧事業

３　都市災害復旧事業

４　住宅災害復旧事業

５　社会福祉施設災害復旧事業

６　公立医療施設、病院等災害復旧事業

７　学校教育施設災害復旧事業

８　社会教育施設災害復旧事業

９　その他の災害復旧事業

第５節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

１　法律等により一部負担又は補助するもの

（１）法　律

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　海岸法
カ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ク　予防接種法
ケ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
コ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
サ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

（２）要綱等

ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助
イ　都市災害復旧事業国庫補助

２　激甚災害に係る財政援助措置

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　障害者支援施設等災害復旧事業
ケ　婦人保護施設災害復旧事業
コ　感染症指定医療機関災害復旧事業
サ　感染症予防事業
シ　堆積（たいせき）土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
ス　湛水（たんすい）排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成
　ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
　イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
　ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
　エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
　オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
　カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
　キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
　ク　森林災害復旧事業に対する補助
（３）中小企業に対する特別の助成
　ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
　イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
　ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）その他の財政援助措置
　ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
　イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
　ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
　エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
　オ　水防資機材費の補助の特例
　カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
　キ　公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
　ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第６節　災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

１　農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

（１）天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

（２）政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填（ほてん）資金等を融資する。

２　中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

３　住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

４　更生資金

（１）災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

（２）生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

（３）母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

５　県税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、県税条例の規定等に基づき、県税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

６　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1003～1005、1008）

７　県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

８　県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が一定以上の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第７節　復旧・復興推進本部

１　復旧・復興推進本部の設置

県は、風水害等により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、風水害等からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

２　復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

３　復旧・復興推進本部の組織

本部長　　知事
副本部長　副知事
本部員　　危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健医療部長、子ども・福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。なお、災害の状況に応じ、現地復旧・復興推進本部の設置を検討する。

本部員は、本部長の命を受け、復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施するとともに、担当事務事業の執行状況を本部長に報告する。

（資料編）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1100（16））

岡山県地域防災計画（風水害等対策編）作成・修正の経緯

昭和38年５月　岡山県地域防災計画策定基本案決定
昭和38年９月　岡山県地域防災計画策定承認
昭和45年８月　岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
昭和45年10月　岡山県地域防災計画全面修正を承認
昭和61年３月　岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
昭和62年１月　岡山県地域防災計画の全面修正を承認
平成５年３月　岡山県地域防災計画の一部修正
平成７年２月　岡山県地域防災計画の一部修正
平成10年３月　岡山県地域防災計画の大幅修正を承認
平成11年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成12年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成13年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成14年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成15年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成16年６月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成17年６月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成18年６月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成19年６月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成20年７月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成21年７月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成23年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成24年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成25年９月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成26年９月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成27年12月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成28年10月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成30年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和元年７月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和２年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和３年３月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和４年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和５年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和６年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和７年２月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和８年５月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和９年　月　岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正

岡山県地域防災計画（風水害等対策編）
―　令和９年　月修正　―
発　行　令和９年　月
編　集　岡山県防災会議（事務局：岡山県危機管理課）
〒700-8570　岡山市北区内山下二丁目４番６号
電話　086-226-7293